

## 第 1 2 回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月13日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○執行部役員紹介と当選議員紹介	5
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○常任委員の選任	7
○諸般の報告	8
○町長の説明	9
○報告第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6
○報告第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0
○報告第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○報告第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
○報告第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○報告第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○報告第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○報告第 5 6 号及び報告第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○報告第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3

○報告第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○報告第60号～報告第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○報告第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○報告第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○報告第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○請願・陳情について	57
○散会の宣告	57

## 第 2 号 (6月14日)

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	59
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59
○事務局職員出席者	59
○開議の宣告	61
○一般質問	61
吉 田 孝 司	61
円 谷 寛	91
○休会について	111
○散会の宣告	111

## 第 4 号 (6月17日)

○議事日程	113
○本日の会議に付した事件	113
○出席議員	113
○欠席議員	114
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	114
○事務局職員出席者	114
○開議の宣告	115
○議事日程の報告	115
○議案第234号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第235号の上程、説明、質疑、討論、採決	117

○議案第 2 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 2 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 2 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第 2 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 2 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○会議時間の延長	1 4 1
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、 採決	1 4 1
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 4 7
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 4 8
○日程の追加	1 4 8
○意見書案第 1 3 号～意見書案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○閉議の宣告	1 5 3
○町長挨拶	1 5 3
○閉会の宣告	1 5 4
○署名議員	1 5 5

鏡石町告示第35号

第12回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月8日

鏡石町長 遠藤 栄作

1 期 日 令和4年6月13日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	込	山	靖子
3番	吉	田孝司	4番	角	田	真美
5番	橋	本喜一	6番	菊	地	洋
7番	小	林政次	8番	渡	辺	定己
9番	大	河原正雄	10番	今	泉	文克
11番	円	谷寛	12番	古	川	文雄

不応招議員（なし）

第 1 号

## 令和4年第12回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和4年6月13日(月)午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 常任委員の選任
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 町長の説明
- 日程第 7 報告第49号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第50号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第51号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第52号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第53号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第54号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第55号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第56号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 報告第57号 専決処分した事件の承認について
- 日程第16 報告第58号 専決処分した事件の承認について
- 日程第17 報告第59号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第18 報告第60号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第19 報告第61号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第20 報告第62号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第21 報告第63号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第22 報告第64号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第23 報告第65号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第24 請願・陳情について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	畑 幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美
5番	橋本喜一	6番	菊地洋
7番	小林政次	8番	渡辺定己
9番	大河原正雄	10番	今泉文克
11番	円谷寛	12番	古川文雄

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作	副町長	小貫忠男
教育長	渡部修一	総務課長	橋本喜宏
税務町民課長	倉田知典	福祉こども課長	柳沼和吉
健康環境課長	大木寿実	産業課長	菊地勝弘
上下水道課長	大河原正義	都市建設課長	吉田竹雄
教育課長	根本博	会計管理者兼出納室長	佐藤喜伸
農業委員会 農事局長	円谷康誠	農業委員会 会長	菊地栄助
選挙管理 委員会委員長	草野孝重	監査委員	根本次男

---

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主事	本田真子
--------	------	----	------



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまから第12回鏡石町議会定例会を開会いたします。

---

◎執行部役員紹介と当選議員紹介

○議長（古川文雄） ここで、会議に先立ち、5月の議員補欠選挙で当選されました2名の議員に初顔合わせとなります行政委員の紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

異議がないので、直ちに紹介をお願いいたします。

副町長。

〔副町長 小貫忠男 登壇〕

○副町長（小貫忠男） おはようございます。

それでは、私のほうから本日出席の各行政委員の皆様をご紹介申し上げます。

〔各行政委員の紹介〕

○議長（古川文雄） 行政委員の紹介が終わりましたので、今回当選されました2名の議員も、込山議員、吉田議員の順に起立の上、自己紹介をお願いいたします。

○2番（込山靖子） 過日行われました議員補選で初の女性議員として当選させていただきました込山靖子でございます。今日もちょっと女性が議員の中で1人ということで大変緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

○3番（吉田孝司） おはようございます。

このたび、補欠選挙で当選をいたしました吉田孝司でございます。補欠選挙ではありますが、2期目の登板でございまして、残された1年2か月の期間、一生懸命公約を果たすべく頑張りたいと思います。どうぞご指導のほどよろしくお願い致します。

○議長（古川文雄） 次に、福島県町村議会議長会特別功労者の表彰伝達を行います。

暫時休議いたします。

休議 午前10時02分

開議 午前10時04分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。  
橋本喜一議員。

〔議会運営委員長 橋本喜一 登壇〕

○5番（議会運営委員長 橋本喜一） おはようございます。

それでは、報告いたします。

第12回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和4年6月13日月曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する〕

---

### ◎招集者挨拶

○議長（古川文雄） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。  
町長。

〔町長 遠藤栄作 登壇〕

○町長（遠藤栄作） おはようございます。

第12回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第12回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決承認や繰越事業などに係る報告が17件、条例の一部改正1件、令和4年度各会計補正予算4件、請負契約の締結2件の、合わせまして24件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶をといたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（古川文雄） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（古川文雄） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

---

### ◎議席の指定

○議長（古川文雄） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、議長において指名いたします。

議席の番号と議員皆さんの氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一） それでは、私のほうで朗読いたします。

1番 畑 幸一 議員      2番 込山 靖子 議員      3番 吉田 孝司 議員

4番 角田 真美 議員      5番 橋本 喜一 議員      6番 菊地 洋 議員

7番 小林 政次 議員      8番 渡辺 定己 議員      9番 大河原正雄 議員

10番 今泉 文克 議員      11番 円谷 寛 議員      12番 古川 文雄 議員

以上であります。

○議長（古川文雄） ただいまの事務局長朗読のとおり、議席を指定いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、2番、込山靖子議員、3番、吉田孝司議員、4番、角田真美議員の3名を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（古川文雄） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決しました。

---

### ◎常任委員の選任

○議長（古川文雄） 日程第4、常任委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今回当選されました議員2名の常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名いたします。

2番、込山靖子議員を総務文教常任委員に、3番、吉田孝司議員を産業厚生常任委員にそれぞれ指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（古川文雄） 日程第5、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

報告に際し、お断り申し上げます。

お手元に3か月分の報告書を配付してございますけれども、内容につきましては重複する部分がございます。それで、報告は月ごとじゃなくて、3か月分をまとめて項目ごとにお話しいたしますので、よろしくお願いいたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和4年2月分、令和4年3月分、令和4年4月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和4年2月分につきましては令和4年3月25日金曜日、午前9時55分から午後2時ちょうど、令和4年3月分につきましては令和4年4月25日月曜日、午前9時52分から午後2時45分まで、令和4年4月分につきましては令和4年5月25日水曜日、午前9時24分から午後3時30分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者、職氏名、3月の検査時におきましては会計管理者兼出納室長、総務課長兼上下水道課長並びに上下水道課副課長ほか1名、4月、5月の検査時におきましては会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数検査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和4年2月分、令和4年3月分、令和4年4月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（古川文雄） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

9番、大河原正雄議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄 登壇〕

○9番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

3月29日火曜日、午後2時から企業団の議会がありまして、その報告をさせていただきます。

第1、会期の決定、3月29日、1日限りであります。

第2、会議録署名議員、須賀川市の議員であります。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（補正予算第3号）。

第4、議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第5、議案第3号 公立岩瀬病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第4号 令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。

以上であります。

議案第1号から議案第4号までの4件につきましては、全て可決、承認されております。

詳しくは、お手元に配付の資料にお目通しをいただきたいと思います。

公立岩瀬病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（古川文雄） 以上をもちまして諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の説明

○議長（古川文雄） 日程第6、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作 登壇〕

○町長（遠藤栄作） 本日ここに、第12回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申

申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、先月29日に執行されました町議会議員補欠選挙でめでたく当選されました込山靖子議員、吉田孝司議員に対しまして、お祝いとお喜びを申し上げます。行政運営の両輪として、鏡石町のためご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵攻は、3か月以上たった今でもいまだに停戦・休戦の兆しはありません。西側諸国を中心に行われているロシアに対する経済制裁は徐々にその効果は表れているものの、侵攻自体を止めるに至っていないのが現状です。戦争は何も生み出さないと分かっているながら争いを続けてしまう人類の愚かさを露呈しているようで、残念であります。戦争の犠牲者はいつでも多くが民間人であることを考えますと、胸が痛くなる思いであります。一日も早い戦争終結を強く望んでおります。

これに関連して、世界レベルで穀物及びエネルギーを中心とした価格が上昇しております。日本でも例外でなく、それに加えて為替相場において円安傾向が続いており、4月から始まった国内の物価高は家計を直撃しております。政府は、年初めからガソリン価格の上昇を抑制するため補助金を交付していますが、依然として高止まり傾向は続いております。

次に、発生してから3年余りの月日が経過している新型コロナウイルス感染症であります。昨年末から爆発的な感染で猛威を振るっていた変異株は、ようやく全国でも福島県でも徐々に落ち着きを取り戻しております。ただし、完全に感染がなくなっているわけではないので、町民の皆様におかれましては、基本的な対応策である手洗いやアルコール消毒などを徹底して励行していただきますようお願いを申し上げます。

健康福祉センター整備事業につきましては、主に保健・福祉機能の充実・強化を図るため、建設事業に引き続き取り組んでまいります。工事進捗状況として、4月からは杭打ち工事に着手、現在は基礎工事を施工中であります。

センターの愛称につきましては、「ほがらかん」と決定しました。今後は、ロゴマークなどを作成し、町民に親しまれるようPRに努めてまいります。

上水道第5次拡張事業における鏡石浄水場建設工事につきましては、本年4月末をもって本体工事が無事に完成しましたので、6月2日、関係者約50人が出席して落成式を開催いたしました。

鏡石浄水場は、老朽化している旭町浄水場に代わり、今後の水道事業の新たな拠点となる施設となります。現在、本稼働に向けて試験運転などの作業を進めているところですので、旭町浄水場からの切り替えが完了するまでにはもうしばらくお時間をいただくこととなります。今後も潤いのある生活環境の向上を図るため、安全で安心な水道水の安定供給を目指した水道事業の推進に取り組んでまいります。

国土交通省が進めている阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備

につきましては、昨年度、施設の概略設計が策定され、遊水地の範囲や堤防の高さ、樋門等の場所が示され、4月に住民説明会が行われました。そこで出された意見等を踏まえ、最終的な遊水地の範囲や堤防の高さなどが確定すると聞いております。

遊水地事業に係る住宅移転用地の整備につきましては、その手法について国土交通省と協議を進めてまいりましたが、事業を促進するために国が直轄で整備する手法としたいとの提案がありましたので、今月2日には水害から居住地を守る成田地区推進協議会の役員会を開催し、国の方針等について説明を行いました。町としましては、移転対象者の皆さんの意見を聞きながら、今後も地元協議会などと連携し、対象者の皆さんの力になれるよう国土交通省に対して積極的に働きかけをしていきたいと思っております。また、今月9日には、遊水地整備後の地域住民の生活道路確保や内水対策について、福島県に対して3町村で要望活動を行いました。

令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震の罹災証明書の発行については、3月22日に受付を開始して順次調査を行っており、5月末現在で211件の証明書を発行しているところであります。

これに関連し、災害救助法に基づき、住宅応急修理制度と、福島県と町による一部損壊の被災住宅修理支援事業の住まいに係る支援の受付を5月9日より開始しました。

また、今月2日の夕方に、リンゴや梨などの果樹類を中心に、46ヘクタール余りにわたり降ひょう被害が発生しました。被害額などは現在調査中ですが、福島県やJAなどと連携してきめ細かい被害対策に努めていかなければならないと考えております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、6月6日現在、対象者に対して1回目の接種人数は1万535人で、接種率は86.8%、2回目の接種人数は1万454人で、接種率は86.1%、3回目の接種人数は8,198人で、接種率は67.5%となっております。

3回目の追加接種については、年齢が引き下げられ、12歳から17歳の方も対象となり、これまでの18歳以上の方と合わせて個別接種を実施しております。

また、5歳から11歳の子供への接種については、本町と須賀川市、天栄村の3市町村が連携して、公立岩瀬病院及び須賀川医師会管内の医療機関で接種を実施しておりますが、接種はあくまでも任意となっており、予防接種の効果と副反応のリスク双方を理解していただいた上で、各家庭において判断してくださるようお願いしております。

国の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、4回目接種が実施されます。60歳以上の方や基礎疾患を有する方などを対象に、3回目接種の完了から5か月経過後から接種が可能であることから、当町においても町民の皆様に対して着実かつ速やかにワクチン接種が進められるよう、全力で取り組んでまいります。

マイナンバーカードの普及については、交付率の向上のため、窓口において新たに交付支援員を配置し、交付からマイナポイントの設定までを支援する体制づくりを現在進めております。

今年度新規事業として、住民票、戸籍などの各種諸証明が全国のコンビニなどで交付が受けられる証明書コンビニ等交付事業については、年明けには稼働が見込まれます。マイナンバーカードの取得が証明書交付の条件となっていることから、カード普及に努めていきたいと考えております。

遠距離通学児童世帯の経済的負担を軽減するため、今年度から2キロ以上の遠隔地からバスを利用して通学している小学1年生から3年生までの児童においても、バス通学定期券の購入補助を行うこととしました。これにより、一小、二小合わせて16名の児童に対して補助を行っております。

また、第二小学校施設の教育環境の改善を図るため、照明器具のLED化と内装改修工事を進めております。現在、仮設教室を設けるなど、順次工区を分けながら、来年3月完了に向けて施工監理に努めてまいります。

学力向上支援事業及び情報化教育推進事業につきましては、1人1台タブレット端末の有効活用を図るため、また学力向上に向けて、AI型ドリルを小中学校へ導入しております。さらに、児童生徒一人一人の能力に合わせた個別指導を行うため、教職員を対象に研修会を行ったところです。今後は、タブレット端末の持ち帰りも含め、さらなる利活用方法の検討を進めてまいります。また、教職員の多忙化解消のため、校務支援システムについても引き続き利活用に向け、各学校と連携を図ってまいります。

新規事業である粗大ごみ戸別収集事業については、粗大ごみを各地区の集会所等まで運ぶことが困難な高齢者や障がい者などに対しまして粗大ごみの戸別収集を行うもので、6月から受付を開始しております。

町観光協会の法人化は、組織の確立を目指すためにも大変重要であることから、町観光協会法人化準備委員会を立ち上げ、法人化に向けて準備を進めてきたところであり、ようやく準備が整ったことから、6月20日に現在の町観光協会の解散総会と、新たに一般社団法人としての「かがみいし振興公社」設立総会を予定しているところであります。

次に、本年度から始まる鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目としましては、子育て・健康・福祉分野として、「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、4月に認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園が開園しました。これは、補助事業として園舎の増改築が完成したことによるもので、今後岡ノ内幼稚園で3歳以上の園児が教育と保育を受けることが可能となります。



町内保育施設の新任保育士の人材確保、待機児童解消のために就職した保育士への鏡石町保育所等人材確保支援事業は、令和3年度分は3施設、4名に補助金を支給しました。令和4年度は3施設、6名の支援をしております。

町民保健と健康づくりの支援につきましては、現在、がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業実施へ向けた事務作業を進めているところであります。

郡山女子大学との連携事業として、町の健康課題である塩分摂取率の改善のため、減塩をテーマとした健康教室を6月から全3回、町農産物を活用した町民向け食育講座を4回、小中学校を対象に食育授業を開催し、町民の健康維持や生活習慣病の予防に努めるとともに、郷土食や食事の大切さなど、食と健康への取組を積極的に進めてまいります。

子育て支援母子手帳アプリでは、妊娠中の健診記録や子供の予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせをお届けするスマートフォンアプリですが、現在登録件数は218件となっております。町の情報をより身近に分かりやすく提供しております。

障がい者支援の新規事業であります、「すかがわ障がい者地域活動支援センター」につきましては、3市町村の共同設置により、6月1日に開所しました。今後も障がい者の社会参加を支援しております。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野として、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、各小学校及び中学校の水泳授業については、鏡石中学校の5月11日からの町民プールでの実施を皮切りに、9月中旬までの間で各校6回から18回の回数で実施を計画しております。天候や季節に左右されることなく、計画的に水泳授業ができるように取り組んでいるところであります。

町体育協会の総会は3月末に、生涯学習文化協会の総会が4月28日開催され、今年度の事業も、コロナ禍の中ではありますが、工夫を凝らしながら各種事業の実施を計画しているところです。そのほかの各種団体においても総会が行われ、自主的な運営の下、創意工夫を凝らした事業が展開されるものと期待しているところです。引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束を願いながら、生涯学習機会の拡大及びスポーツの振興を図ってまいります。

今月の4日と5日には、初夏の文化祭のメインであります展示部門が開催され、さらに4日には、県民スポーツ岩瀬郡大会が開催されました。

3つ目の協働・コミュニティ分野として、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、今年度は鏡石町が町制を施行してから60年目の節目の年となっております。今年の秋には60周年の記念式典を挙げる予定であります。それに関連して、全国田んぼアートサミットや、「牧場の朝」オランダ・秋祭り事業、文化講演会などの記念事業を実施して、60周年に花を添えていきたいと考えております。

また、住んでみたくなる事業として、結婚新生活支援事業及び若者定住促進奨学金返還支

援事業につきましては、制度のPRに努めてまいりたいと思います。

4つ目の産業・観光分野として、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、鏡石まちの駅「かんかてらす」については、先月4周年感謝祭を開催し、多くの来場者でにぎわいました。昨年度は、本施設に約3万9,000人が訪れ、過去最高となる3,300万円を上回る農産品や加工品などを売り上げました。今年1月に着任しました地域おこし協力隊の協力を得ながら、新たな商品開発や売上げの向上を目指すとともに、気軽に訪れて観光や町の情報が得られ、町民の皆さんに親しんでいただけるようなイベントや施設運営に努めてまいりたいと考えております。

進化する鏡石実行プロジェクト、駅に降りてみたくなる事業としての田んぼアート事業については、今年度は7月28日に全国田んぼアートサミットが本町で開催されることになり、10周年となる今年は、東日本大震災からの復興を広く発信する観点から、テーマを「つるのおんがえし」に決定しました。

6月5日に予定していました田植え祭りは、新型コロナウイルス感染症を考慮し中止となりましたが、前日の6月4日に実行委員会会員を中心に、岩瀬農業高校の生徒や多くの方々の協力を得て田植えを実施したところであります。

8月中旬頃には、例年どおり隠れデザインが現れ、コロナ禍の中ではありますが、一般観覧、稲刈り体験イベント、さらに稲刈り後のきらきらアートを行ってまいります。このように、長い期間にわたり町内外の方に観覧いただき、さきに述べました鏡石まちの駅「かんかてらす」と連携した諸事業を展開して、より一層の地域振興につなげてまいりたいと思います。

農業の振興として進めている農地再生プロジェクト事業については、かがみいし油田計画に基づき昨年搾油した菜種は、展示圃場、油田計画賛同者の圃場と合わせて433キロの搾油量がありました。これらは、学校給食への利用や「かんかてらす」で販売し、安全・安心な菜種油として地産地消に寄与しておりますが、今後は健康増進の効用のPRや販路拡大を目指していきたいと考えております。

観光の振興としてのあやめ祭りは、鳥見山公園を会場に開催を計画しておりましたが、今年もコロナ感染症拡大防止の観点から、やむなく開催を断念したところであります。しかし、町内外の皆さんに鳥見山公園内の4万株のアヤメなどを楽しんでいただくことを目的に、アヤメシーズンに合わせた形で、6月11日から6月末までの期間を設定し、広くPRに努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ町内消費を確保し、町内の店舗や事業所の経営安定を図るため、4,500万円のプレミアム付商品券を発行し、消費喚起を促したところであります。販売状況は、5,000円分の商品券を4,000円で販売し、4万5,000セットのうち、

5月末現在の販売は約3万7,000セット、販売率82.2%となりました。

5つ目が都市環境・地域防災・生活居住分野として、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、今年度の幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、昨年度からの繰越事業と併せて順次工事を発注しております。なお、高速道路跨道町道橋修繕工事及び駅東区画整理地内の調整池整備につきましては、5月26日に入札を執行いたしました。今定例会において、2つの請負契約の締結について議案を上程いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、現在、第3工区の健康福祉センター建設地の周辺を整備しております。今年度の工事につきましては、社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、繰越事業及び上下水道管の敷設工事と併せて順次工事を発注しております。

そのほか、農業集落排水事業では、農山漁村地域整備交付金により舗装本復旧工事を計画しており、今年度予定している工事の発注準備を進めております。

6つ目が行政・広域連携分野として、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため運用されておりますマイナンバー制度につきましては、現在も順次交付事務を進めているところであります。

町には、5月26日現在、4,250名分のカードが届けられており、3,919名の皆さんに交付いたしました。このカード交付については、厳格な本人確認とセキュリティーの面から暗証番号の設定などを行う必要があるため、カード受け取りまである程度の期間を要することをあらかじめ周知申し上げているところです。

次に、今年度の国保税の算定につきましては、前年分の被保険者の所得税確定申告などによる所得額が確定したことに伴い、新たに税額を試算いたしました。また、令和11年度の県統一保険料率の実施を見据え、先月16日の国保運営協議会において税率の改正について承認をいただいたところであります。これを受けまして、今定例会において、国保税条例の一部改正について議案を上程しましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第49号から第65号までは、年度末の税条例の改正や、今年3月16日未明に起きた福島県沖を震源とする地震の応急対応予算、年度末における各会計の事業確定に伴う整理予算及び新年度で対応する3月16日発生の地震被害に対する支援予算などの専決処分のほか、令和3年度における各会計の継続費及び繰越明許費に係る計算書で、合計17件の報告であります。

議案第234号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被保険者の所得確定に伴う国民健康保険税の税率を改正するための改正であります。

議案第235号及び議案第236号につきましては、それぞれ高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）と鏡石駅東第1土地区画整理事業第5号緑地（調整池）第2期工事の契約締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第237号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、コロナ禍や世界情勢の不安定により物価が高騰し、学校給食の食材も大きく影響を受けていることから、学校給食費高騰額部分について補助を行い、学校給食の栄養バランスや量・質を保った学校給食が確保されるように、保護者の負担軽減のために260万円、住民税非課税世帯臨時特別給付金が2,000万円、4回目の新型コロナワクチン接種関係経費が1,533万4,000円などを含めた9,056万6,000円の増額補正予算となっております。

議案第238号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、税額の変更に伴う増額予算でございます。

議案第239号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国庫補助金の内示によりまして財源の組替えを行うものでございまして、予算の増減はありません。

議案第240号 令和4年度鏡石上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、秋頃に予定している鏡石浄水場の通水イベント関連の経費でございます。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） ここで換気のため10分間休議といたします。

休議 午前10時55分

開議 午前11時03分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎報告第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第7、報告第49号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいま上程されました報告第49号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布、施行されましたことに伴う一部改正であり、専決第 32 号として、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 4 年 3 月 31 日に専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

このたびの主な改正につきましては、1 点目が固定資産税であり、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講じたものでございます。

代表的には、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を 5 % から 2.5 % とした改正でございます。

2 点目は、納税環境整備によるものであり、DV 被害者等の保護であります。固定資産課税台帳または固定資産課税台帳記載事項証明書に DV 被害者等の住所が記載されている場合は、住所表記を変更するなど一定の措置を講ずることと明確化したものでございます。

3 点目は、引用条項ずれに伴う改正でございます。

議案書 2 ページをお願いします。

議案書 2 ページから 5 ページの中段までが改正の第 1 条でございます。現行の町税条例を改正するものです。

第 18 条の 4 第 1 項につきましては、固定資産税納税証明書に記載されている住所が明らかにされることにより、DV 被害者等の生命または身体に危害を及ぼされるおそれがあると認められる場合、住所表記を変更するなど一定の措置を講ずることとする法律改正がされ、それに伴い、手数料の規定を定めたものでございます。

第 33 条第 4 項につきましては、上場株式の配当所得等の課税方式について、所得課税方式を住民税課税方式に適用される改正でございます。

第 33 条第 6 項につきましては、同条第 4 項と同じく、確定申告に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項について、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については適用しない改正でございます。

第 34 条の 7 第 1 項第 1 号ホにつきましては、平成 26 年度から公益財団法人等へ移行中の普通法人を普通寄附金控除の対象としていましたが、経過措置の終了により対象から廃止する改正でございます。

第 34 条の 9 第 1 項につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除において、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告の記載によって行い、所得課税方式と一致させる改正でございます。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書につきましては、公的年金等の受給者の住民税申告義務に関する

る規定の整備及び引用条項等のずれによる改正でございます。

第36条の3第2項につきましては、法律改正に併せて規定の整備を行うものでございます。議案書3ページをお願いします。

第36条の3の2につきましては、見出しの改正及び第2項に給与所得の扶養親族申告書について、記載事項に所得を有する配偶者の氏名を追加する改正でございます。

第36条の3の3につきましては、見出しの改正及び公的年金受給者の扶養親族申告書について、配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について、提出の義務及び記載事項に配偶者の氏名を追加する改正でございます。

第48条の第10項につきましては、引用ずれに伴う改正でございます。

第53条の7につきましては、規定の整備、特別徴収税額の納入申告書の様式を新たに追加する改正でございます。

第71条の第1項につきましては、町独自の改正であり、国が実施する阿武隈川上流遊水地事業による遊水地予定地内の土地の所有者の負担軽減を図るため、特別な事情としての減免規定を追加する改正でございます。

第73条の2の第1項につきましては、固定資産課税台帳の閲覧について、第18条の4第1項の改正同様、台帳に記載されている住所から明らかにされることによりDV被害者等が生命または身体に危害を及ぼされるおそれがあると認められる場合、住所表記を変更するなど一定の措置を講ずることとする法律改正がされ、それに伴い手数料の規定を定めたものでございます。

第70条の3第1項につきましても、固定資産課税台帳事項証明書について同様の措置を取る改正でございます。

議案書4ページをお願いします。

附則第7条の3の2第1項及び附則第10条の2第1項につきましては、引用条項ずれに伴う改正でございます。

附則第10条の3第9項につきましては、省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置について、法改正により熱損失防止改修工事だけではなく、高効率給湯器等の装置の取付工事等も対象となることによる所要の整備を行った改正でございます。

附則第12条の第1項につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整額について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする改正でございます。

附則第16条の3第2項につきましては、上場株式等の配当所得等に係る町民税の課税における申告分離課税を、所得税で適用がある場合に限り適用する改正でございます。

附則第17条の2第3項につきましては、優良住宅地の造成のため土地等を譲渡した場合の

長期譲渡所得にかかる町民税の課税の規定であり、引用項ずれに伴う改正でございます。

附則第20条の2第4項、附則第20条の3第4項及び議案書5ページからの附則第20条の3第6項につきましては、各特例措置において、申告方式の選択に係る規定の整備をしたものです。

附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例であり、次条の附則第26条を削除するため、規定の整備を行うものです。

議案書5ページの中段からは第2条の改正で、こちらは令和3年制定の鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を法改正に合わせて改正するものでございます。

第2条及び附則第2条第4項につきましては、規定の整備の改正でございます。

附則の第1条につきましては、施行期日を定めるものでございまして、条項により施行期日が異なるため、第1号から議案書第6ページの第3号まで、それぞれ施行期日を定めるものでございます。

附則第2条は納税証明書に係る経過措置、附則第3条は町民税に係る経過措置、附則第4条は固定資産税に係る経過措置についての規定となっております。

以上、上程されました報告第49号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 1点お尋ね申し上げます。

今担当課長から議案の説明がありましたが、議案書3ページの第71条の改正についてのご説明をいただきました。その中で、国による阿武隈川の洪水対策プロジェクトの関係するもので、成田地区遊水地のことに含まれる農地に対する固定資産の減免ということを前提の条文の改正だと思いましたが。その中で、町独自で追加されたということですが、これからこういったことがプロジェクトの進行に伴って必要になってくると思うんですが、この減免措置を受けると、実際に固定資産をお持ちの方々がどのぐらいの額減免されるのか、今の段階で町としてお決めになっていることがあれば、お教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） 3番議員のご質疑にご答弁いたします。

ただいまの減免措置でございますが、昨年までは国の制度で、家がなくなっても、あるものとして土地の固定資産税のものがかかっておりました。この年度から廃止されたということで、遊水地内については更地にされたところは20件、そして家がなくなってその減免措置がなくなりますと、実は細かい数字はあるんですが、金額として約23万円、これが総額で上がってしまうということで、やはりこれは家があるとしてそれを仮定をしながら、それを継続して町として独自に行っていくという制度でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第49号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第8、報告第50号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいま上程されました報告第50号 専決した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書8ページをお願いします。



このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日付で公布、施行されましたことに伴う一部改正であり、専決第33号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

議案書9ページをお願いします。

このたびの改正のうち、第2条につきましては、医療給付分限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金限度額を「19万円」から「20万円」に改正する規定であります。これに伴い、介護納付金分限度額17万円と合わせた国保税の課税限度額につきましては、現行の99万円から102万円に引き上げることとなります。

第23条につきましては、国保税の減額措置に関する規定であり、各軽減世帯に係る基礎課税の限度額についても第2条と同様にします。

附則第2項につきましては、法改正に伴い「同条中」を「同項中」に改正するものです。

附則につきましては、第1項で施行期日を令和4年4月1日から施行するものとし、第2項においては改正後の条例の適用について、令和4年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしてあります。

以上、上程されました報告第50号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第50号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

◎報告第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第9、報告第51号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫忠男 登壇〕

○副町長（小貫忠男） ただいま上程されました報告第51号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書10ページをお願いいたします。

本件は、令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第11号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月17日付をもって専決処分したものでございます。

11ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、令和4年3月16日発生の福島県沖地震に伴う応急対応経費の補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,442万9,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正であります。

議案書14ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。1、追加といたしまして、9款消防費、1項消防費、事業名、り災証明書発行事業、金額128万9,000円から11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、事業名、土木災害復旧事業、金額300万円まで5事業、金額合計いたしまして1,022万円を翌年度へ繰越しをして執行するものであります。

詳細につきましては、18ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第51号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第10、報告第52号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第12号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫忠男 登壇〕

○副町長（小貫忠男） ただいま上程されました報告第52号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

本件は、令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第12号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

24ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります令和3年度予算の整理をしたものであります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億458万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,984万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては本議案書に記載のとおりであります。内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正後の増減が100万円を超えるものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

32ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時54分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 先ほど説明がありました補正予算の中で、78ページの消防費の中で下段の災害対策費が、79ページの下段で一部損壊住宅修理支援費が4,010万円ですか、減額になっているんですが、これは1つは昨年3月の震災のものなのかということと、支援した住宅の戸数ですか、件数と金額についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 円谷議員の質疑にご答弁を申し上げます。

一部損壊住宅の修理支援費でございます。これにつきましては、令和3年2月の地震が対象となっております。予算的には462件分の予算を確保しました。それに基づきまして、実績でございますが、61件の申請ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 減額の理由について3件ほどお尋ねいたします。

37ページの総務使用料の2節の駐車場使用料80万円の減額について、それから51ページ、その一番下なんですけれども、地方路線バス維持負担金の261万5,000円の減額分、それから69ページ、下から2行目ですか、委託料で一般廃棄物収集業務委託料の675万4,000円、

これにつきまして、原因とか理由がありましたらばお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、37ページになります。37ページ使用料、総務使用料の2節駐車場使用料ということでございますが、こちらのほうは駅前駐車場、82区画ありまして、月極区画が50区画、一般の区画が28区画、あと児童館とか警察関係、駐在関係で4区画、専用でやっていますが、そのうちの月極の50区画については、年間につきまして現在34区画しか使用されておりませんで、その部分におきまして減額の80万円と。一般のところも多少は下がっておりますが、主な原因につきましてはそこの月極が落ちているというような形でございます。

続きまして、51ページの地方路線バス維持負担金、一番下ですね、103番の地方路線バスの運行維持事業ということで、261万5,000円を減額という形でございますが、本来、福島交通さんのほうから提示されたものにつきましては、2,079万円の補助金でございました。昨年度、令和2年度でもございましたが、国のほうの直接的な補助金の中に、新型コロナウイルスに関する影響というような直接的な補助金がございます、直接福島交通さんのほうにその金額が入ったことによりまして、ここの路線、鏡石だけじゃなくて、天栄さんとか須賀川さんも含めまして減額というふうな形になりまして、この金額、261万5,000円を減額しまして、トータルで1,817万5,000円というような形の負担金に変わったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 小林議員の質疑にご答弁申し上げます。

69ページの一般廃棄物収集業務委託料でございますが、こちらにつきましては、請差によります減となります。こちら、当町におきましては2者と契約してございまして、予算額4,299万8,000円に対しまして、請負額が3,623万4,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 87ページ、お聞きください。

87ページの、金額は小さいんですけども、岡ノ内2池整備事業、岡ノ内2池測量設計業

務委託なんですけれども、この委託料が27万1,000円減額になっているということなんですけれども、これは請差だったのか、それとも何か減になったのか、それをお聞かせください。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 4番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

岡ノ内2池の測量設計業務委託でございます。この差につきましては、基本的には入札した結果の請差ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうから幾つかお尋ね申し上げたいと思います。

質疑3回までしかできませんもんですから、ちょっと1回にたくさんものになるかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。

まず、1点目でありますが、歳入の部で35ページ中段ほどにあります9番の地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ということでありますが、3,539万円の減というふうにあります。国から来るお金だと思いますが、大幅な減になった理由をお聞かせをいただければと思います。

そして、同様に40、41ページであります。総務費の国庫補助金、この中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、様々な事業に当たられているのは分かっておりますが、これについても1,670万4,000円の、これも大幅な減だと私は認識をしておりますので、この減の理由をお尋ねいたします。

また、ちょっとそれに関係してなんです。今ちょっとこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、私もちょっと内閣府のホームページ等を見て勉強したんですが、鏡石町の実績、誰が見ても分かるような形で公表されているわけなんですけれども、令和2年度については64件の申請が上がってございました。それに対して、令和3年度、昨年度については僅か2件に減っております。国の交付金の制度、ちょっと私も不勉強なものですから分からないんですが、2年度と3年度でこのように大幅な開きがあったり、あるいは最近ですと、この交付金に関して原油の高騰ですね、それについての補助金も最近始まったみたいで、県内を見てみると、59市町村ある中で約25、半分の自治体では既にこの交付金の申請を上げておるようです。我が鏡石町のその辺の実態を併せてお尋ねを申し上げます。

さらに、割愛する部分は割愛しますね、ちょっといっぱいあると大変だから。

今度は歳出の部に移ります。64、65で、ここに1,000万以上の大幅な減額で、児童手当費が1,358万4,000円の減になっておるようですが、この辺は諸事情、まあ予算に対しての事業ですね、事業を行った上で余ってしまったということだかもしれませんが、この辺の児童手当の受給者の数等々の背景をお聞かせいただきたいのと、あとこの前、全協でも説明があったと思うんですが、私はちょっと詳しく分かんなかったんですが、この一番下の認定こども園整備事業補助金で、事業費確定で2,909万の減という説明をいただきましたが、この辺、大分予算より幅があると思いますから、この辺の背景をお尋ね申し上げます。

あとは、72、73ページの真ん中ですね、水稻農家支援特別給付金、これについても1,009万の減ですが、先ほど説明いただいたように、米価下落対策に対しての事業の確定だということですが、これについても大分差があるようですから、この辺についての大幅減の理由をご説明賜りたいのと、翌74、75ページの、先ほどの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金に対しての1事業としての感染症拡大防止対策事業補助金1,191万の減ですが、この辺の大幅な減ですね、要するに国にお金を申請しておいて、これだけお金を余したということは、あるいは国に返す形になるのかもしれませんが、これはどういうふうにお考えになっているかということをお尋ねいたします。

その他細かいところはありますが、取りあえずその点を順次お答えいただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、35ページになります。

35ページ中段の地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ということで、こちらのほうにつきましては、固定資産税がございますが、固定資産税のうち中小企業の償却資産、事業用家屋の償却資産につきまして、売上げが30から50%の場合は2分の1、50%以上の場合は全額という形で減免されるということで、固定資産税の減収分につきまして国のほうで補填される交付金でございます。これが1点目。

続きまして、41ページ、上から3番目の総務費国庫補助金につきまして1,791万6,000円の減額ということで、こちらのほうにつきましては、そもそも7,721万6,000円という予算を組んでいたところ、この金額を減らしまして6,051万2,000円という形で、こちらのほうにつきましては11事業、いろいろな中身がございます。今回落とした1,600万円の主な中身につきましては、先ほどご質問がありました73ページにおきます水稻農家支援特別給付金、ここが主なもので1,009万9,000円という形がメインのものでございまして、その他事業に

つきまして減額になったものを下げているという形でございます。

こちらのほう、若干複雑な面がございます、2年度に起きたものを3年度に繰り越し、3年度に起きたものを4年度に繰り越しているという現状がありますので、単純に例えばこの1,600万がそのまま歳出のほうでリンクしているという状況ではございません。ですから、飛び込みで残ったものが2件ぐらいという形でございますが、事業自体は11件とか、最初におっしゃった64件とか、そういう形でございます。

あと、高額の物価高に対する交付金につきましては、今回の令和4年度の補正予算にのっていますが、現時点で給食関係のほうで一旦受けておりますが、まだ枠がいっぱい確かでございます。ただ、早急に対応するところについてはまだこちらで検討している最中でございますので、今後これが多分長く続くというふうな感じがございますので、やはりちょっと息の長い支援が必要なのかなと。飛びつくのも大切なことだと思うんですが、我が町のほうとしてはじっくり、できるだけ早く対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、原油関係でございます。

令和3年度のコロナ関係とかもろもろの状況によりまして原油のほうも値上がりしたというふうなことで、令和3年度の12月頃に令和3年度の原油高騰生活困窮世帯緊急補助事業ということで、県事業でございますが、これに取り組みました。これによりまして原油高騰の関係の助成をしたものでございます。町内におかれましては636世帯に、金額ですと1世帯当たり5,000円の給付金を給付したものでございます。その実績によりましての予算書のほうは減額というふうなことでなっております。

2つ目でございますが、児童手当関係でございます。

児童手当につきましては、令和2年、令和3年度を比較しますと、支給者、保護者の方、あとは対象の児童数につきましても、両方とも25名、児童数については41名と減少しております。それらの実績によりましての減額補正でございます。

3つ目の認定こども園の関係でございますが、認定こども園の整備事業につきましては、令和2年度、令和3年度の2か年継続事業で、岡ノ内幼稚園のほうに補助金を交付しております。令和2年度につきましては出来高の10%、令和3年度につきましては出来高の90%というふうなことで補助をしております。それが岡ノ内と施工業者等のそれぞれの工事請負の契約によりましてその差額分であるとか、あと補助事業対象の事業箇所の変更とか、それらもろもろの精算がありましての減額の補正というふうなことでございます。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目の水稻農家支援特別給付金でございます。

こちらは、農家の主食用米の俵数に応じて補助金を交付するもので、1俵当たり600円の交付単価で交付をしました。予算取りは、主食用米の全町の水田の面積、換算しますと6万3,000俵になります。そちらで予算取りをしまして、申請があったものが4万6,167俵分、パーセンテージで73.3%の交付率になります。そちらの差額、今回1,009万9,000円の減額となります。

続きまして、75ページの感染症拡大防止対策事業費補助金、こちらはこのとおり感染症の拡大を防止するための補助金で、町内の464事業所を対象に、80%を見込んで予算取りをしました。その結果、交付件数が148件でありました。金額が757万3,385円というような申請の金額でございました。そちらの差額分1,191万4,000円の減額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま、私の質疑に対してご答弁ありがとうございました。

2点、今、産業課長さんのほうからご説明いただいた水稻農家支援特別給付金について、これについては該当予算に対して73.3%の実質給付であったというふうなことをお聞きしています。また、感染症拡大防止対策事業補助金については、80%の支出ということだったというふうに承ったつもりではありますが、といたしますのも、私自身もある法人を経営やっています、その理事長をやっていますので、この後者の補助金は商工会さんを通してもらったんですけども、この辺ですね、いずれにしてもこの73%だったり80%だったりして、町としてはその事業所ないし対象となるところが分かっている、実際に申請が上がってくるのはこういっただけのパーセントだという中で、この辺の補助金、交付金をもらうように、あえてもらいやすいような対策を講じたのかどうか。

といたしますのも、これ、国からのお金がかなりの部分だと思うんですよ。町の持ち出しはほとんどないと思うんですよ、これ、国・県の補助金ですから。こういうお金を、要するに町の負担が少ないお金を町の方々に配るといいますか、町の方々にお役立ていただくような、そういう努力はしたのかどうかということを一旦お聞きしたいと思うんです。というのは、私自身の先ほどの経験ではありませんが、1回この後者の補助金をもらうときに、一旦

商工会から返されたんですよ。というのは、該当しないからと。ということで返されたんですが、もう一回、別な内容で申請したら通していただいて、ちゃんとお金、規定の額を頂きましたけれども、この辺やはりもう少しもらいやすくするような工夫、絞るんじゃないかというのを私の考えですが、その辺の見解を求めます。

そして、先ほど質問しなかったんですが、これ補正予算の中で聞くのは、私、途中から議員になったものですから、新しい予算のとかのときに聞けば本当はいいんでしょうけれども、聞けませんので、今聞いておくしかないんですが、76、77ページに、支出ですね、これで町営住宅関係の経費を補正予算で組まれたんでしょうけれども、ちょっと私、今回の選挙で思ったのは、杉林団地のほう、これどうなっているんだという、今回のこの経費の中に入っているかどうか私は分かりませんが、杉林団地について、これはどういうふうにか考えるんだということをちょっと町のほうにお聞きしたいのと、先ほど角田議員が質問をした86、87ページの岡ノ内2池の整備事業、これについて、私ちょっと選挙のときにたまたま会った町民の方からいろいろ、多分この池の辺りのことを聞かれたんだと思うんです。ちょっとこの辺の事業についてお聞かせください。もしかしたら東日本大震災の後の、大震災の影響によっての復旧事業の一部なのかもしれないんですが、私の考えていることと違うと思うので、この辺の事業についてちょっとご説明をいただければと思います。もしちゃんと答弁いただけないと、もう一回再々質疑することになっちゃうんで、ぜひご答弁をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

76、77ページの住宅管理費の中に杉林の団地のことが入っているかということですが、こちらのほうにつきましては杉林の団地に関連する経費は入っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 3番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。

まず、水稻農家支援特別給付金につきましては、こちら条件としまして出荷伝票、農協なり民間の業者だったり出荷伝票を添付させて、その証明として確認をして、町で給付金を支払っております。そういったことが少し面倒だとか、そういった方々が申請してこなかった

のかなというように解釈をしておりますが、これは国の交付金でありまして、会計検査の対象ともなりますので、そういった帳簿等しっかりしたものを添付させて町のほうとして給付したということなので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

次の75ページの感染症拡大防止対策事業補助金に対しましては、こちら商工会に委託をした事業でございます。商工会の加盟の事業所、あるいは非加盟含めまして、町内464事業所全てを対象としました。こちらに関しましては、町の広報紙とかそういったもので幅広くPRをした結果、その中でも148件しか申請がなかったということなので、こちらに関しましてはこういった条件も、あくまでも感染症防止対策のものですよという条件を付して補助金を出したものであるので、それに限ったものの申請がこれしかなかったということなので、こちらでもご理解を願いたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

岡ノ内2池の整備事業という中身でございます。

岡ノ内池というところは、ニプロの裏にある池です。ここが1池と2池と2つに分かれております。国道4号側にあるのが2池と。それで、高速道路側が1池ということでございます。この土地につきましては、4号線あるいはニプロ、そのほか周辺の住宅からかなり低いところにある池ということございまして、東日本大震災はもとより、去年の地震等におきましても、やはり周辺で地割れ等の被害があった池だということでございます。このままでは、地震が来るたびに同じような被害が起きるということで、この岡ノ内池はため池なんですけど、2池のほうはあまり水がたまることのないということですので、1池のほうだけあれば農業用のため池は間に合うというようなことご理解を農家の方にもいただきまして、このニプロの裏、4号側の2池のほうを要は埋め立てたいということで今現在進めている状況でございます。

なお、これらにつきましてはかなりの量の土を入れなければなりませんけど、それにつきましては、国土交通省のほうで今、阿武隈川の河道掘削ということで川の掘削事業をやっております。その土をここに入れるというようなことで、国土交通省と協議をしながら今現在進めているという状況でございます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の再々質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今ご答弁いただき、本当にありがとうございました。私も不勉強なとこ

ろがたくさんあって、本当に申し訳ないなと思っているんですが、まず総務課長さん、これは町長さんにも聞かなくちゃなんないんですが、先ほど杉林団地の件、この補正予算には入っていないということで、お尋ねを聞きました。この杉林団地の今のところ町で考えている方向性、これはどうするんだという、私これ、もう最後の質疑なものですから、あと質疑できないものですから、町として今杉林団地をどういうふうに考えているんだという方向性をお尋ねしたいのと、先ほど都市建設課長さんのほうから説明いただいた岡ノ内2池の整備事業は、やっぱりこれ、私が住民の方から聞いた話でした。その個人的な方の名前は上げられませんが、ニプロの裏の2池の北側に住んでいる、袋小路になっている家の方々なんです、あそこ三、四軒あると思います。そこの方々が、震災後10年以上経つのに、ようやくこういうふうにして事業をしていただけて助かると聞いたんですが、ただ、何で今になってこれなんだと。要するに、10年前から町で分かっていたんだっぺ、あるいは町に言っているのに、何で今頃これなんだっぺというのが町民の方々の実際の声でありました。その辺については、町の執行部の方々もやはりお分かりになっておったと思うんですが、どうして今頃これなのか。その間に、その方々は自分のお金である程度補修をなさっているみたいで、その辺のことについてもどうなののかなというふうな住民の方々の疑問もありましたものですから、その辺についての町の見解をお尋ねして、私の再々質疑といたします。よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作 登壇〕

○町長（遠藤栄作） 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

杉林団地、これはご承知のように相当古いということで、今いる住宅から空いている部分、これについては逐次撤去をしていきたいという方針で今まで来ています。これに代わるべきものということで、当初いわゆる近くに災害公営住宅があるということで、後々災害公営住宅が一般化されれば、杉林の方々について災害公営住宅に移っていただくような、そういった方策でしていきたいと、当初そんな考え方でしておったということでもあります。

岡ノ内池の2、これについては対照的に、いわゆる高台にある、南側にある昔の町営住宅の部分ですね。そこについてのいわゆる大崩落があったということで、これについては町で住宅地を造成したということで、これは町でいろいろ対策を講じていったということでもあります。ただ、今回の岡ノ内池の2については、残念ながら民間であったということが1つあります。もう一つは、この池と民間の用地の間に民地が、いわゆる雑木があったと。これについては、震災後すぐ民地を町で買い上げまして、そこにある程度土盛り等をして安定をさせていったということでもあります。それで、この池についての部分については、先ほど担当

のほうからもあったように、1と2があって、下流の用水、そういったものについていろいろ地域とお話をしながら、この池2については要らないという、そんなことがあったんで、ただこれを工事するためには設計をしなければならないということで今回設計をして、国と協力を得ながらここに埋めて、さらにこの民地を安定化をさせるという今回の仕事だということで、その辺についても何とかここまで来たということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第52号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

### ◎報告第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第11、報告第53号 令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいま上程されました報告第53号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書91ページをお願いします。

本件は、専決第36号として、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。

議案書92ページをお願いします。

このたびの令和3年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,668万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,690万円とするものでございます。

詳細につきましては、98ページからの歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（倉田知典）** 以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○**議長（古川文雄）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○**3番（吉田孝司）** 私のほうから1点だけ質疑をさせていただきます。

104ページ、105ページの、これは歳出ですが、一番下の説明がなかったところで出産育児一時金ですね、これが378万円ということで、これは予算に対しての不用減だというふうに認識しておりますが、実際これに該当して支給された1人当たりの単価と人数をお聞かせいただきたいのと、あとこれ、実際に予算を630万円組んでおいて、252万の支出ですから、実際に余った金額のほうがちょっと多いんですね。ですから、この辺のところの認識、どのようにお考えになっているかをお尋ね申し上げたいと思います。

○**議長（古川文雄）** 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○**税務町民課長（倉田知典）** ただいまの3番議員のご質疑に対しましてご答弁いたします。

出産一時金、大変申し訳ございません、漏れました。

今回、実績としてあるものにつきましては6名でございます。昨年度も7番議員からもご質疑あったんですが、当初予算として15人見ていたというところからございました。それで、再度精査しまして、令和4年度になるんですが、もう去年の時点では予算ができていますので、4年度にはここを10名として新年度には予算を計上しております。その辺の検証です。その辺の数字の取扱いといいますか、その辺のものについては日々調整をしているということでございます。やはり減ってきているのは、子供が減っているわけではなく、社保拡大、社会保険に拡大しているのが一番の要因でないかと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第53号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第12、報告第54号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） ただいま上程されました報告第54号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書111ページをお開きください。

本件、令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、専決第37号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付で専決処分しましたので、別紙のとおり同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書112ページをお願いします。

このたびの令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、年度末における介護サービス等事業費確定による令和3年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,324万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億727万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、議案書118ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 以上、報告第54号 令和3年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第54号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第13、報告第55号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま上程されました報告第55号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

131ページをお願いいたします。

本件は、令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第38号として令和4年3月31日



付で専決処分したものであります。

132ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、年度末に事業が確定したことにより令和3年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,012万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,221万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、138ページからの事項別明細書により説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○都市建設課長（吉田竹雄） 以上、報告第55号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番、円谷寛議員。

[11番 円谷 寛 登壇]

○11番（円谷 寛） ただいまの補正予算の提案に対して質疑をいたします。

141ページの事業費の内容なんですけど、この中で物件移転補償費が計上されていますが、これはどういうものを、物件を移転補償したのかということと、第1土地区画整理事業の道路築造工事が行われたと、この道路はどこの分を言っているのかをお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 吉田竹雄 登壇]

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

まず、補償補填及び賠償金ということでございます。今現在、第3工区ということで、健康福祉センター建設地の周辺、あそこを進めている状況でございます。あそこの中に、住宅とか建物等がございます。それにつきまして、工事を進めるに当たりまして移転していただいたというものでございまして、それらのものを補償したということでございます。そのほか、立ち木でありますとか農作物のハウスでありますとか、そういうものについても補償して移転をしていただいた、そのようなものが中身でございます。

なお、また道路の築造工事、これにつきまして現在行っております健康福祉センター周辺の道路、これら数路線を同時に工事を進めているような状況でございます。これらにつきまして事業の確定ということで、今回予算を減したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

8番、渡辺定己議員。

〔8番 渡辺定己 登壇〕

○8番（渡辺定己） 歳出で、事業費の中で報酬、1節報酬ですね、その中の土地区画整理事業審議会委員報酬とあります。24万4,000円の減額の補正予算ですと。これは何名で、1人当たり幾ら支払っているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 8番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

会議につきましては、去年につきましては1回ということで、8名の皆さんで審議会を開催させていただいております。報酬につきましては、1回1人当たり7,200円をお願いしているというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 141ページで設計業務委託料ですね。416万1,000円の減額ということでございますが、これは請差でしょうか。もし請差ならば、予算額と実績額ですか、幾らかを教えてください。

あと、先ほどちょっと聞き漏らして申し訳ないんですけども、物件移転補償費の関係なんですけれども、これは家屋と言いましたか。それと、損失補償費というのはどのような計算で出すのでしょうか。

以上です。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 小林議員の質疑にご答弁を申し上げます。

まず、設計業務費でございます。予算額が4,300万円で、実績が3,883万9,000円という中身でございます。これにつきましては、主に今現在、健康福祉センターの周辺を整備してございます。

続きまして、第3工区としましてその東側、豊郷側に今度工事が移っていくということで、それらに準備をするために、新たな6号緑地という調整池の設計でございますとか、その第3工区の残りの部分の道路の設計、また県道の南側の排水路の設計、そのようなものをやっ

たというようなことでございます。

あと、物件補償費につきましては、先ほども申しましたように、第3工区の中にある支障の物件、これらについて住宅がございます。あと、立ち木でありますとかハウスでありますとか、そういうものにつきまして評価をしまして実施を行ったということでございます。

損失補償費につきましては、田んぼの工事が進むにつきまして田んぼができなくなる、その方についての損失の補償という中身でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうからは、今小林議員から質疑がありましたその設計業務委託についてです。

先ほど課長の答弁で、この内容の一部に県道南側の排水路の設計ということですが、県道南側は基本的には準工業地域ということで私も承っておりますけれども、それとは関係なく、この今回の健康福祉センターの整備等々の関連でこの排水路を、県道南側の排水路を工事するんだということで考えていいのか。また、今後県道南側の開発についても見込んでこの設計業務委託なのか、その辺についての見解を聞きたいと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

先ほど答えてございます設計業務の委託の中のうち、県道南側工区の排水路の排水の基本設計、これらを実施したということでございます。現在進めております区間につきましては県道の北側区間ということで、すぐということではございませんが、行く行くは県道の南側の工区にもいずれは進んでいくだろうということで前もって、しかしながら、県道の南側工区については区域としては入っているんですが、具体的ないろいろな調査設計はまだの状況でございます。それに基づきまして、一番最初に必要なのは、やはりその水の流れをどのように処理するか、それがまず必要であって、それをしないと調整池とかそういうものがどれぐらい必要であるとか、水路がどういうふうには排水すればいいのかということについて、まだ具体的にそこまではいっていないということです。今回このようなことで前もってそこら辺の排水の計画を立てたというような中身でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第55号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

ここで換気のため10分間休議いたします。

休議 午後 2時18分

開議 午後 2時27分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎報告第56号及び報告第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第14、報告第56号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第15、報告第57号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

したがいまして、報告2件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） ただいま一括上程されました報告第56号及び報告第57号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、報告第56号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、専決第39号といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付で専決処分したので、別紙のとおり報告し承認を求めます。

議案書144ページをお願いいたします。

令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の補正につきましては、令和3年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,225万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,325万6,000円とするものであります。

内容につきましては、150ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（大河原正義） 次に、157ページをお願いいたします。

報告第57号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、専決第40号といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、別紙のとおり報告し承認を求めます。

158ページをお願いいたします。

令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、令和3年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,540万8,000円とするものであります。

内容につきましては、164ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（大河原正義） 以上、一括上程されました報告第56号及び報告第57号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの提案に対して質疑をいたします。

私は、今年の春の成田の老人クラブの総会に行ったらば、役員のみならず手が無いからもう解散すっぺなんていうおっかない話が出てきたものだから、これからますます高齢化社会になるのにこういうものがなくなるということは、やはり閉じこもってはいはどうしても体の動

きも不活発になりますし、いろいろな対話をするとかという頭の体操といいますか、刺激にもなるので、老人クラブはなくせないということで、私自身もこの会長の人選などにいろいろ口を出したものですから、役員にも責任上させられたわけでありまして。そして今、成田の老人クラブが町と契約をして、歴史民俗資料館の日直業務を委託しているわけです。

私、昨日も当番で行ったところが、下水と水道料の請求書といいますかね、来ていたんですけれども、びっくりしましたね。あれは企業としての、法人としてだか何だか分かんないんですけれども、よくよく水道も使わない、それからトイレだって使わないのに、べらぼうに高い請求をされているんですね。ですから、私は今の農業集落排水事業について、かなりこの料金からいって、どっちみち町が出して町に入るのでありますけれども、この事業所の料金は一般にも東部工業団地の企業のあたりにもかけられているわけですね。

そうしますと、今度、成田の中心集落が、遊水地が進むとなると、かなり密集していた集落がなくなってしまう。そして、高台移転など、あるいは駅前とか町外とか、いろいろなところに分散をしていくわけですね。そうしますと、この成田の農業集落排水事業、将来像というものがかなり深刻な問題になってくるんじゃないかというふうに思うんですね。将来像として上下水道課はこの問題を十分検討しているのかどうか、これを存続させたほうがいいのか、あるいは流域下水道と合併して、ポンプで送り込めばいいのか、そういうのを検討しているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作 登壇〕

○町長（遠藤栄作） 円谷議員の質疑にご答弁申し上げます。

今、遊水地事業も国のほうで進んでいるということでもあります。それと併せまして、これはいわゆる農集排、これについてはご指摘のとおり、経費的には大変負担になっているのも事実であります。今、2か所あるわけですが、深内と成田、これについては、まず成田については、今回の遊水地と併せて公共下水道に持っていけないかということで、遊水地の話があったときから検討をしていると。そういうことで、そういったことも含めて、国も併せてしていければなど。やはり公共に持っていくことが全体的によくなるんで、人口も少なくなってしまう、経費は高くなる、そういうことで今検討をさせているということでもあります。

また、これは矢吹、三城目ですか、この部分についても一緒にできないかということも合わせて、隣の矢吹町と打合せをしながら今進めていると。ただ、可能かどうかは正直言ってまだ分かりませんが、そういった方向性で今進んでいるということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第56号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告第56号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第57号 令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告第57号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第16、報告第58号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫忠男 登壇〕

○副町長（小貫忠男） ただいま上程されました報告第58号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書169ページをお願いいたします。

本件は、令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月27日付をもって専決処分したものでございます。

170ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、令和4年3月16日に発生いたしました福島県沖地震に伴う住宅応急修理費関係経費の補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,795万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,795万円とするものであります。

詳細につきましては、176ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの提案に対して質疑をいたします。

この災害救助費ですが、住宅応急修理費、半壊以上というのは何件くらい出ているのかお尋ねをいたします。それで、1件当たりは、程度によるんでしょうけれども、何ぼに計算をしているのかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

災害救助の住宅の支援でございますが、準半壊につきましては1件当たり30万円の計算をしております。それ以上、半壊以上につきましては1件当たり59万5,000円の補助という中身でございます。59万5,000円につきましては10件、30万円につきましては40件を予算として計上をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第58号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第17、報告第59号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第59号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

議案書の181ページをお開きください。

本件につきましては、令和3年度中に議決いただきました継続費の通次繰越につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、次ページの182ページをお開きください。

こちらが継続費の繰越計算書になります。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、健康福祉センター建設事業につきましては、令和3年度から3年間で総額17億3,400万円となっております。そのうち、当初予定としまして、令和3年度中に6億9,360万円の支払いを予定しておりますが、支払いにつきましては5億3,460万円となりまして、その差額1億5,900万円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、事業名、第二小学校整備事業につきましては、令和3年度から2か年で総額2億4,000万円を計画したものでございます。そのうち、当初予定としまして、令和3年度に9,500万円を支払う予定を組んでおりましたが、支払いが6,521万9,000円となりまして、その差額2,971万8,000円を翌年度に繰越しするものでございます。

それぞれの財源につきましては、183ページの記載のとおりでございます。

以上、報告第59号につきましてご報告を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第59号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第60号～報告第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第18、報告第60号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について及び日程第19、報告第61号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について並びに日程第20、報告第62号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての報告3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告3件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） ただいま一括上程されました報告第60号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、報告第61号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続

続費繰越計算書について、報告第62号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書185ページをお願いいたします。

初めに、報告第60号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてでございます。

こちらにつきましては、令和2年3月18日に議決をいただきました令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算の第2条（継続費）について、令和3年度鏡石町公共下水道特別会計予算の継続費を別紙のとおり翌年度に逡次繰越しましたので、地方自治法施行令第140条第1項の規定により報告するものであります。

本継続費の予算に関する事業、下水道事業地方公営企業法適用支援業務につきましては、令和2年8月7日にアジア航測株式会社福島支店と2,052万8,200円で委託契約を締結しております。

186ページ、187ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書になります。

1款総務費、1項総務管理費、事業名、地方公営企業法適用事業、継続費の総額は3年間で2,136万5,000円、2年目となる令和3年度の予算計上額は794万4,000円、前年度からの逡次繰越額が21万8,200円で、令和3年度の予算現額は816万2,200円となっております。うち、支出済額及び支出見込額につきましては765万3,800円でありました。残額50万8,400円が翌年度逡次繰越額となります。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

189ページをお願いいたします。

次に、報告第61号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書についてでございます。

こちらにつきましては、令和2年3月18日に議決をいただきました令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算の第2条継続費について、令和3年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算の継続費を別紙のとおり翌年度に逡次繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものでございます。

本継続費の予算に関する事業、下水道事業地方公営企業法適用支援業務につきましては、令和2年8月7日にアジア航測株式会社福島支店と686万1,800円で委託契約を締結しております。

次のページ、190ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書になります。

1款総務費、1項総務管理費、事業名、地方公営企業法適用事業でございます。継続費の総額は3年間で712万5,000円となり、2年目となる令和3年度の予算計上額は282万円でご

ございます。前年度からの通次繰越額が5万900円で、令和3年度の予算現額としましては287万900円となっております。うち、支出済額及び支出見込額につきましては271万5,900円でありました。残額15万5,000円が翌年度通次繰越額となります。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

193ページをお願いいたします。

次に、報告第62号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

こちらにつきましては、平成31年3月15日に議決をいただきました令和元年度鏡石町上水道事業会計予算の第5条継続費について、令和3年度鏡石町上水道事業会計予算の継続費を別紙のとおり翌年度に通次繰越しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告をするものです。

本継続費の予算に関する事業、鏡石浄水場の建設工事につきましては、令和元年6月3日に水道機工株式会社東北支店と31億750万円で工事請負契約を締結いたしました。その後、消費税改正、工事内容の変更により3回の変更契約を締結し、現在の契約額は31億5,018万9,900円となっております。また、建設工事管理業務委託を3,410万円で株式会社武田コンサルタントと、そのほか建設工事現場管理発注支援業務委託を1,389万3,000円で一般財団法人ふくしま市町村支援機構と委託契約を締結しております。

次のページ、194ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、第5次拡張事業鏡石浄水場建設工事でございます。継続費の総額は4年間で37億1,140万円となりまして、3年目となる令和3年度の予算計上額は14億200万円となり、前年度からの通次繰越額が6億701万6,600円で、令和3年度の予算現額が20億901万6,600円となっております。うち、支払義務発生額につきましては15億4,877万1,000円でありました。残額の4億6,024万5,600円が翌年度通次繰越額となります。財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上、一括上程されました報告第60号及び報告第61号及び報告第62号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告3件の採決を行います。

初めに、報告第60号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告第60号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

次に、報告第61号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告第61号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

次に、報告第62号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告第62号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

---

### ◎報告第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第21、報告第63号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 橋本喜宏 登壇]

○総務課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第63号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の197ページをお開きください。

本件につきましては、令和3年度中に議決いただきました繰越明許費15件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

内容につきましては、198ページをお開きください。

こちらが令和3年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

説明につきましては、事業名、金額、翌年度繰越額の順にご説明させていただきます。

まず、一番上段にあります事業名、登記課税連携システム構築事業、金額1,600万、翌年度繰越額、同額1,600万。

社会保障・税番号制度システム整備事業277万2,000円、277万2,000円の繰越。

住民税非課税世帯臨時特別給付金事業1,022万7,000円、同額の1,022万7,000円の繰越。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,137万7,000円、繰越金につきましては2,000万1,000円でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業3,097万1,000円、繰越金につきましては2,698万9,000円でございます。

水田フル活用事業46万9,000円、繰越額は同額の46万9,000円。

凍霜害緊急対策事業525万円、繰越金につきましては266万8,000円。

農業土木事業457万円、同額の457万円の繰越しでございます。

排水路整備事業8,700万円、繰越額につきましても同額の8,700万円でございます。

社会資本整備総合交付金事業1億2,735万4,000円、繰越金にありましては1億2,545万4,000円でございます。

り災証明発行事業128万9,000円、繰越金につきましては同額の128万9,000円でございます。

災害廃棄物処理事業200万円、繰越額につきましては182万1,000円でございます。

体育施設修繕事業93万1,000円、繰越額も同額93万1,000円でございます。

農業施設災害復旧事業300万円、繰越額も同額300万円。

土木災害復旧費業、金額300万円、翌年度繰越も300万円ということで、合計で15件、総事業費が3億2,621万円、翌年度繰越額が3億619万1,000円となっております。

財源内訳につきましては、199ページページのとおりでございます。

以上、報告第63号 につきましてご報告を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第63号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第22、報告第64号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま一括上程されました報告第64号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由のご説明を申し上げます。

201ページをお願いいたします。

本件につきましては、去る3月定例議会におきまして議決をいただきました令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を報告するものでございます。

202ページをお願いいたします。

1款1項事業費、事業名、鏡石駅東第1土地区画整理事業、翌年度繰越額としまして

8,400万円でございます。国の一次補正によります予算の確保をしたものでございます。

なお、財源内訳につきましては、203ページに記載のとおりでございます。

以上、報告第64号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第64号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第23、報告第65号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） ただいま上程されました報告第65号 鏡石町上水道事業会計繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書205ページをお願いいたします。

本件につきましては、令和3年度上水道事業会計予算において、年度内支払義務を生じなかった建設改良費につきまして、別紙のとおり翌年度に繰り越ししましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。



次のページ、206ページをお願いいたします。

予算繰越計算書になります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

初めに、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、第5次拡張事業でございます。予算計上額6,500万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額6,500万円、財源内訳は記載のとおりでございます。

こちらにつきましては、第5次拡張事務における第6水源地の改修工事のためのものがございます。令和3年4月に着工し、令和5年3月24日を工期と定め、現在工事を進めているところでございます。

次に、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、公用車購入事業でございます。予算計上額200万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額200万円、財源内訳は記載のとおりでございます。

こちらにつきましては、公用車購入事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による部品等の供給不足が発生し、納車の時期が3月末から4月末に延期となったものがございます。

合計いたしまして、翌年度の繰越額といたしまして6,700万円となります。

以上、報告第65号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 繰越明許費ですから決定しているわけでありましてけれども、私のほうから1つ提案をしたいと思っております。

以前にもこういった話がありましたけれども、この建設改良費の中の公用車購入事業であります。決定済みでありますので、これを覆すことはありませんけれども、今後のために申し上げたいと思っております。

上下水道事業は企業会計であります。もちろんどの事業もそうなんですけれども、特にこの事業は赤字を出すことは非常に今後いろいろございます。新しい浄水場が完成しまして、稼働すれば料金の値上げも当然出てくるわけでありまして。そういった企業会計からしますと、経費の低減、これは必要じゃないかなと思っております。そこで、私はリースのメリットを申し上げたいと思っております。

車のリースですね、車検や点検などの管理や手配が不要で、管理事務が軽減できます。ここにちょっと表があるんですけども、その町の名はちょっと申しませんけれども、正式な発表がございました。このリースによって4割経費が削減されるわけでありまして。それは車の貨物車であったり乗用車であったり、こういったいろいろ作業用の車とか軽自動車とかあるわけなんですけれども、今後こういった事業で料金の設定があるようなときに、実はこういうところでも、まあ金額は小さいですけどもね、今後努力しているという姿勢を見せるためにも、また町民からの料金を低く設定できる一つの案かなと私は思っておりますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） 先ほどの4番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

今回、公用車の購入事業ということで予算を計上いたしまして、購入に向けて動いてきたわけでございます。

議員おっしゃるとおり、上水道事業会計というふうなところで、企業会計でございますので、経費削減等につきましては私どもも重々努力しているところでございます。今回、購入というふうな形になりましたのも、リース料というふうなところで、ある意味リース料率がかかるといったところもございまして、ある程度割増しになる部分もあったというふうにご覧のところでございますが、ただ、購入がいいか、それともリースがいいかといったところに関しましては、今後につきましても十分経費、あとは今後の管理費用等を含めまして十分に検討した上で進めてまいりたいというふうにご覧でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、隣の角田議員のほうから、公用車購入についてはリースでということで、それはすばらしい提案だなと思って私もお聞きしておりました。

上水道企業会計は普通の一般会計、他の特別会計から独立して、今あったように企業会計、独立採算制でやっているわけでありまして、そういう中で、例えばこれ、制度上、私も詳しく分かりませんが、町の公用車を例えば一括して、例えば総務課さんの管轄にして、それを上下水道課に貸すとか、要するに公用車をもう少し課の垣根を越えて有効活用する方法とか、そういうのはないのかどうかお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の質疑にご答弁申し上げます。

町のほうでも垣根を超えてというか、特別会計、一般会計かかわらず町が所有しているという概念は変わっておりません。ただ、先ほど角田議員からもありましたように、上水道だけは今のところ企業会計ということで、やはりそこは明らかに分けてしまっているということです。仮に町のほうの一般会計なり町のほうで購入したものを企業会計に貸し出しても、やはりそこは貸出料をとというものが発生しないと、企業のほうで無料で使っているということの概念的にもオーケーと言えばオーケーなんです。その分の費用負担については町のほうの税金が水道使用料のカテゴリーのところの営業行為につながっているということで、そこはちょっとミスマッチが出てくるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、総務課長さんから答弁いただいた内容、そのとおり、しかりだというふうに私も認識しております。

先ほど、何回も言いますが、角田議員から提案のあったリース、すばらしい意見だと思いますし、あと内部での貸し借りについての費用、発生するかもしれませんが、変な話ですけれども、よそのところにお金を払うのであれば、内部でのお金の授受、そういった形のほうが私は鏡石町の財政にとっても痛手は小さいのではないのかなと私は思ったものですから、ぜひなるべく経費のかからない方策を皆さん方でお考えいただければと、私どもも一緒になって考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

確かにうまくやるというのは一番大切なことですが、結局一般会計で購入するなりリースを発生したとしても、一般会計では当然支出行為が出てきてしまいますので、それを企業会計のほうに貸出しするかどうか、そのときの費用がどうかということについては、やはり今度は町全体の話としては費用はどうしても発生せざるを得ないかなというふうに考

えております。

なお、議員がおっしゃるように、購入がいいのかリースがいいのか、これについては多分歴史的にいろいろなところで、多分企業さんのほうでもいいのか、どっちがいいんだというところは出てきていると思いますので、その場その場、経済状況、うちら役所の事業は経済状況に結構左右されますので、その経済状況を見ながら、長い間リースを借りているほうがお得なのか、一括で購入してそちらのほうを選択したほうがいいのかは、その状況に応じまして臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありますか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷ですが、今、角田議員から問題提起をされて、リースで40%安いという話は、私は聞き逃すことのできない重要な提案というか問題提起だと思うんですね。これはやっぱり真剣に本当にそういうふうに安いのか、安くなるのかということをや、やっぱり本気になって執行は業者を呼ばって、そして徹底的に検討する、そういう姿勢が大事なんでないかと。そういう構えをぜひ持っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

おっしゃるように、リース事業、購入したとしても、例えばこちらに今ちょうど繰越予算計算書がございますように、200万で購入する。リースをするという形になれば、リース料が多分上乘せになるという形になってございます。金額的には、トータルの金額はもちろんリースのほうがちよっと高めになると思います。ただ、企業会計の中でどこのカテゴリに入れるかという形になると、多分お得感が出てくるのかなと。ただ、総額的なお金についてはやはり、私の記憶だと多分1.何%か2%近いリース料がそこに上乘せされるというふうに聞いておりますので、そちらのほうにつきましては、トータルの金額的にはやはりリースはちよっと割高かなと。ただ、一遍に払う必要がないという点ではリースのほうがお得かなというふうに考えておりますので、そちらのほうにつきましても、もちろん全く検討していないということではありませんし、購入に当たっては、予算編成の時点で、私、財政担当のほうとしてはリースがいいのか一括購入がいいのかは毎回検討しておりますので、ただ、1個1個だけ検討しているの、確かに視点として全体をこういうふうに見なさいという点

はちょっと若干欠けている部分がありますので、そちらのほうも注視しながら予算編成に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第65号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（古川文雄） 日程第24、請願・陳情についての件を議題といたします。

請願第1号と第2号及び陳情第16号から第20号までの請願2件、陳情5件につきまして、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

第 2 号

令和4年第12回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年6月14日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	込山靖子
3番	吉田孝司	4番	角田真美
5番	橋本喜一	6番	菊地洋
7番	小林政次	8番	渡辺定己
9番	大河原正雄	10番	今泉文克
11番	円谷寛	12番	古川文雄

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作	副町長	小貫忠男
教育長	渡部修一	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	橋本喜宏
税務町民課長	倉田知典	福祉こども 課長	柳沼和吉
健康環境課長	大木寿実	産業課長	菊地勝弘
上下水道課長	大河原正義	都市建設課長	吉田竹雄
教育課長	根本博	会計管理者 兼出納室長	佐藤喜伸
農業委員会 事務局局長	円谷康誠	農業委員 会長	菊地栄助
選挙管理 委員会委員長	草野孝重		

---

事務局職員出席者

議会議務局長 緑川憲一 主 事 本田真子



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（古川文雄） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 吉 田 孝 司

○議長（古川文雄） 初めに、3番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） おはようございます。

3番議員、地域政党「町政刷新かがみいし」代表の吉田孝司でございます。

今回は町会議員2期目となった私にとって、生涯通算12回目の一般質問となります。この私の後の一般質問に登壇される大先輩である円谷寛議員の120回以上もの記録的な回数には到底かないませんが、私は1期目の当選以来、一度も休むことなく一般質問を連続11回、今回も含めて12回行うこととなります。今後もそのつもりで町政をただす一般質問を行い続け、これからも町議会議員としての責務を全うしてまいりたいと思います。

私が平成30年に町長選挙立候補のため自動失職してから、はや4年が経過し、この間にも世の中は目まぐるしく変化しているようですが、旧態依然としたこの鏡石町議会にも今こそ変革、そして刷新が必要であると考え、今回の選挙公約の3本柱の一つに議会改革を掲げました。町民に開かれた議会を目指し、今や世の中の標準となっている議会のインターネット中継を導入することを検討したり、議会報告会を活発に行ったり、また土曜、日曜、夜間等の議会の導入などによって、町政刷新に意欲のある町民の方が、職業や老若男女を問わず町議会議員選挙に気軽に挑戦しやすい体制づくりが必要であると考え、これからの約1年2か月の残された期間で同僚議員の方々と共に切磋琢磨しながら、選挙公約実現に向けて行動するドクター吉田孝司はしっかりと頑張ってまいります。

また、町議会への復帰を全く考えておりませんでした私に対しまして、地元の成田地区住

民をはじめ町内の多数の方々から懇願をいただき、私が今回の町議会議員補欠選挙に立候補するきっかけとなりました鏡石町成田地区遊水地整備事業の根本的な解決に向け、今日の一般質問におけるメインテーマにさせていただいたことに加え、今6月定例議会の最終日17日に審議される特別委員会設置に関する議案を提出させていただいており、この事業については地元の成田地区だけの問題ではなく、鏡石町の命運を左右する大きな課題として難題であるとは思っておりますけれども、全町挙げてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それでは、今回の一般質問に入らせていただきますが、本日はどうやら町政刷新を真に願う多数の傍聴者がおいでになっておられるようですので、私ばかりではなくて執行におかれましても、いい緊張感を持って、ぜひとも意味のあるポジティブな答弁をしていただき、有意義な議論を進めてまいりたいと思っております。

さて、今日の私の質問に移らせていただきます。私の質問は、今日大きく分けまして2つございます。

1つは、遠藤町政12年の総括についてというテーマでございます。もう一つは、先ほど申し述べました鏡石町成田地区遊水地整備事業についてでございます。

早速、1番の質問に入らせていただきます。

遠藤町長、これまで12年間の長きにわたりまして大変町長としてお努めになられまして本当にご苦労さまでございました。この間に東日本大震災の復旧復興の仕事も含め、様々な鏡石町へのご貢献されたというふうに私も認識しております。

私も先ほど申し上げましたとおり、議員としての生活、一緒に町長と議員という関係でやらせていただきましたし、一回は選挙も戦わせていただきました。いずれにしても立場はどうあれ、鏡石町を思う気持ちはお互いに強いものがあつたんじゃないかというふうに思っておりますけれども、1の質問に入りますが、遠藤町長、この12年間の在任期間を総括されて、どのようにご自身の12年間の自己評価といたしますか、どのように思っておられるか、ざっくりばらんなそのご意見、ご感想をお聞かせいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） おはようございます。ご答弁申し上げます。

在任期間の12年間の総括ということでありますけれども、これについては昨年12月の一般質問の中でも渡辺議員さん、そして今泉議員さんからもご質問をいただきました。そういう中で、特に今泉議員さんからトータル的に自己評価点数は何点かというふうに聞かれました。そういう中で、評価点数と聞かれれば私は130点だというふうにお答えをしたという……

[発言する者あり]

○議長（古川文雄） 静粛に願います。

○町長（遠藤栄作） これは、予算的にも決算的にも、いわゆる前町長4期、私、3期でありましたけれども、当然、これ災害があつて大きな仕事になった。これ特に職員も相当負担になったと。そういう中で決算額から見ても1.3倍、4期と3期の中では、この私の額のほうが若干決算額が多いというそういう中からしても、1.3ということで130%ということで答えさせていただきました。

あと、また今泉議員さんからは、町長のキャッチフレーズ「新しい風、進化する鏡石」など公約の達成度の自己評価点数は何点かということもお尋ねになりました。そういう中では1期から3期までの公約を頭に置きながら、そして復興復旧も進めてまいつたと、そういう中でありますけれども、町民の皆さんがこのことについては評価することなのかなというふうにお答えを申し上げたということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番（吉田孝司） 今、町長から答弁いただきました。これまで多数の先輩議員の方々から質問されてお答えになってきたと。今回もお答えいただいて本当にありがとうございます。

今、12年間の総括をされて、一つ、前、私が議員のときもそうでしたが、遠藤町長、よく町の抱える借金を返したんだと、要するに町の財政を、今日の答弁もそうですが、町の財政をよくしたんだということが遠藤町長ご自身、強く訴えておられますが、実際その町の借金が、この遠藤町長12年間の間にどのぐらい減つたのかというその辺は、今日は資料はお持ちでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） 財政の健全化ということで私も訴えながらしてまいりました。そういう中では実質公債費比率、21年度、いわゆる前町長の最後でありましたけれども、この実質公債費比率20.7%でありました。これは県内ワーストスリー、これもそういう状況になっていると。そういう中で令和2年度、数字は令和2年度しかありませんので令和2年度、これが20.7%から8.1%に達成することができた。これはワーストスリーから、この令和2年度においては24位まで下がってきたということでもあります。その就任期間中の中でも当然繰上償還、こういったものも8.5億円させてもらったということです。

あとは、全基金、これ残高でありますけれども、21年度末の現金、預金、あくまでも現金、預金です、14億6,000万。今年度最後です。これが3年度末の現金・預金額33億1,000万と

いうことで、この12年間の中で18億5,000万の増加ということでもありますので、そういったことから含めて、しっかりとそういったことをしてきたと。常に借金をする場合も頭に、やはり借り過ぎてはいけない、でも借りなければならないところはしっかり借りるしかない、そういったイメージも持ちながらやってきたというつもりであります。

以上であります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。あと、次の質問に移ります。

2番としまして、この議会のメンバーでも第6次総合計画決定したんだというふうに思うんですが、私が入る前の議会だと思うんですが、その中における人口ビジョン、人口推計、第6次総合計画における人口推計が、①番、2031年度には1万1,500人になるというふうに推計されております。それは私、今日手元に持っていませんが、この第6次総合計画を見れば、明らかに2031年度には鏡石町の人口は1万1,500人になるんじゃないかというふうに推測がされていて、それについていろいろ書かれているんだというふうに認識していますが、この2031年度に今いる鏡石、1万2,000人以上いるわけですけれども、1万1,500と推計しているその根拠、あるいはそれは全国でもどこでも人口は減るのは分かっているんですが、何もしなければ減るのは分かっているんですが、1万1,500と推計する根拠はどこにあるのかというのをまずお聞かせいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

人口ビジョンの策定につきましては、鏡石ばかりではなく、多分、日本全国の自治体のほうで参考にしているのが平成30年度に発表されました国立社会保障・人口問題研究所、こちらのほうで発表されたデータを基にと、あと福島県の目標、鏡石は福島県の中にしている構成市町村でございますので、福島県の目標人口を参考に今回の6次総合計画の目標人口を推計いたしました。

単純に、一番最初に言いました人口問題研究所のデータをそのまま使用すれば、2030年度、要するに31年度ですから、その前の年です。前の年の鏡石の人口は1万1,042人というふうな形で推計値が出ております。この数値を参考に、結局、人口というのは自然の増減、もしくは社会的移動、転出・転入、この2つの要素が加味されるということになりますので、このことも加味されてこの1万1,042人という数字が出ているのは事実なんですけど、今回、それよりも当然それを下げる必要はありませんので、これよりプラスアルファということ

1万1,500というような目標値を設定させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今のご答弁ですと、2030年度には1万1,042人、そして2031年度に1万1,500人ということで、減少はしつつも2030年度から31年度、1年間かけて、逆に少し458人ですか、増えるという試算というか、そういう目標を立てたのかなというふうに今答弁を伺いながら聞いていました。

そういうふうに考え、いろんな人口問題研究所のデータとか、様々なものに基づいて推計されたデータだと思うんですけども、私はこの②番に入るんですが、せっかく今1万2,000人以上の人口がいるわけですから、なかなか人口を増やすのは難しいとしても、少なくともこの1万2,000人をキープできるようなそういう町づくりを目指したらいいんでないか、誰でも恐らく町民の方々はそう思っていると思うんですよ。

そんな人口が少なくなるような寂しくなるような町に住みたいと思う町民が本当にいるのかどうか。私はないと思うんです。私も議員として思うのは、やっぱり人口が増えて、さらにはぎやかになって物も増えるし人も増えるし、いろんな設備も増えるし、インフラもよくなるしということで、そういう町づくりを目指すのでないかなと思うんですが、もちろん逆の、人が少なくなって一人一人を大事にするようなそういう町づくりも、私はあってもしかりだと思うんですけども、少なくとも、ただ私は増やせなくても現状維持、1万2,000人をキープできるような町づくりのために、そういう目標を立てて頑張るのが、私は執行部であり議会でありだと思わなければならないと思うんですけども、その辺のお考えをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） ご答弁申し上げます。

私も議員と同じく、人口維持または増加をしていきたいというのは、これは同じであります。ただ、私いろんな面でお話しするんですが、私の同級生、ここにも監査委員と議員さん、私は同級生、同じクラスだったんですが、おりますけれども、私の同級生、中学校300を超えていたんです。305くらいなっていたんです。でも今は生まれるのが100人前後だと、そういう状況が一つであります。

もう一つは、駅東、26年から造成をしまして、本格的にいわれる家が建ったのは平成29年頃でありますけれども、この駅東に第1工区だけで現在148世帯454人が、あの駅東に住んでおられます。55%は町外から来ております、55%、252名、現時点。これだけ来ても減

少してしまう。これはやはり人口減少に今突入して、これは議員さんも分かるとおりに突入している。今のところ避けられない。250人も来て、これだけ下がってしまうというのも事実で、これは駅東だけでありますけれども、そのほか町にも結構家が建っているんです。建っているにもかかわらずこういう状況だということです。

ですから、それ相当、町でかなりのお金をかけて宅地造成、そういったことをすればいいのかもしれませんが、そういうようにはいかない。そういう中でこの駅東のこういった状況を見ても、あと今の私らの団塊の世代の1年後でありますけれども、そういう状況だということも認識しながら、やっぱりやっていかなきゃならないのかなということでもあります。以上であります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 確かに、町長おっしゃったとおり、全国的に見てもどこも人口減少、これは日本国の我が国の今の本当に大きな問題だと私は思っています。要するに我が町ばかりじゃなくて、日本全国どこでも人は減っていくんじゃないかなというそういう危惧をしているわけです。もちろん生まれる方が少なくなってきた、これが3番の人口増加を目指すための政策につながるのかもしれませんが、昔のような「産めよ、増やせよ」のようなそういう時代はもう終わっているわけです。

逆に考えれば、なかなかやっぱりこういう質問よくあると思うんですけども、産んで育てられる環境というものがあるかないかというのも一つの問題だと思うんです。この鏡石町は私は本当にすばらしい町だと思っていて、前も申し上げましたとおり、まだまだ発展できる町なんです。こんなに立地状況、地理状況もよくて、こんなにアクセス条件、様々な条件がよくて、何で、じゃ町長おっしゃったように、これ、なかなか人増えないんだ。人は確かに流入してきているんですよ、転入してきているんですよ。しかし私はもっとも増える可能性がある町だと思っているんです。

そのためには、やっぱりこの町を挙げて人を増やす、それこそ産んで増やす、人がよそから入ってくる、そして、ここの町から出ていかないという、これ、前の角田議員の一般質問にあったようなんですが、この3原則を徹底する。それをカバーするような政策を講じなければ私は、これは本当に人口減少になります。必ず減少どころか、本当にこの対策を講じなければ減少のスピードがどんどん増して、本当に過疎になることも私は恐れています。

そういう中で、今年度、遠藤町長、退任間近だと思うんですが、もしこの人口増加を目指すとするならば、どういう政策があれば、あるいは私、自分だったら遠藤町長、こういう時期になって申し訳ないんですけども、こういう政策をやってみたかった、そういう政策があれば、ぜひとも後任の町長さんに伝わるとお思いますから、そういうつもりでちょっと教え

ていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） 私もあと1週間後には退任とそういうことであります。そういう中で先ほど住宅施策も駅東、そういったことでやってまいりました。そういう中で、あともう一つは、これは31年度、令和元年度から子育て支援対策ということで細々でありますけれども、のびのび子育て応援券、さらには結婚記念証とか、さらには不妊治療の県費の上乗せ等々、空き家対策等も含めて、いろんな面で各方面で施策を講じてきたということです。

ただ、これはこれをやったから急に増加するという企画ではありませんけれども、いずれにしても細かい中でやってきたということでもありますので、そういうことで、この次の次期町長にこの辺はバトンタッチをして、新たな考え、そういったことも含めて今までのことも含めてしていただければいいのかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私の知っている範囲のことを申し述べるんですけども、この全国の市町村の中で人が増えて村が町になったとか、町が市になったところもあるんですよ。皆さん方も当然ご存じだと思うんですが、私は2つしか知りません。岩手県の滝沢村が市になりましたよね、滝沢市。あと、宮城県のコストコがある富谷町も富谷市になりましたね。

じゃ、これ、どういうふうにして市になったのか。恐らく住宅が増え人が増え、そして人口の条件を満たして市になったんだ。もちろんいろいろな国とか県から来る交付金とかの関係で、わざわざ村を町に変えたり町を市にしないところもあるんだと思うんですけども、この今申し上げた2つのところは明らかに市にしてあるんですよ。見るとやっぱりいろんな岩手県の場合には大学があったりとか、隣に大学があったら、いわゆるベッドタウンになりますよね。そして、富谷の場合もコストコがあったりとか様々な店がいっぱいできたりとか、そういうことで人が増えているんだと思うんです。そうすると、どんどん好循環になって、どんどんまたまた増えていくんですよ。

こういうふうな起爆剤がなければ、私は人口は増えないと思っています。ですから私も考えているのは駅東の県道南側辺りに、それこそコストコでもつくったらいいんじゃないか、それこそ、この鏡石町のスマートインターチェンジ、ものすごい便利ですよ、本当に。これを活用して、私は人がいっぱい来るようなところ、そして、まず鏡石町を知ってもらおうというふうなPRもしなくちゃならないと思っていますし、これからはやっぱり確かに町長、

駅を中心とする町づくり、一生懸命頑張られたのは分かるんですが、やはり車がないとなかなか難しいしそういう、ですから鉄道も大事、あと公共交通機関も大事、そして、やはりこれからの車の社会の中で大きな駐車場を持った大きな施設で、そして、なおかつ町の中にある小さな商店街ともタイアップしながら町づくりをしていかなければ、私は人口は決して増えないと思います。そういう政策を私はこれからも自ら提案しながら頑張っていきたいというふうに思います。

2番になります。健康福祉センターについてお尋ねを申し上げます。

〔「3番だ」の声あり〕

○3番（吉田孝司） 失礼しました。3番の健康福祉センターについてお尋ねを申し上げます。

これについては、私が議員在職中、平成28年3月に質問をさせていただいております。ですから、そのときからどのように変わっているかということも考えながら進めていきたいというように思うんですが、まず1番から進めますが、この健康福祉センターは今建設始まっていると思うんですが、もともとの構想あるいはその計画立案、そして今のお話し申し上げた建設開始、今の状態に至るまでの経緯について、簡単でよろしいので、もう一度お知らせいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの構想から建設開始までの計画につきましては、平成23年3月に発生しました東日本大震災後、復興に向けた計画、鏡石町復興まちづくり事業計画を平成25年3月に策定し、その中に仮称防災福祉センター整備事業として位置づけをされました。

事業の概要、目的につきましては、町を東北本線が縦断していることから、震災時には主要な東西横断路の被災の影響を大きく受け、災害支援物資の輸送や町民の避難に支障を来しました。このため東西の連携を強化する一方で、駅西側の町役場庁舎や第一小学校を中心とする総合的な防災拠点のほかに、駅東側にも公民館、鏡石中学校、老人福祉センターを中心とする総合的な防災拠点を形成することを目的とし、新たにその核となる施設を整備すること、併せて分散化、老朽化した町の公共公益施設の機能を更新し、住民サービスの向上、利便性の向上をするため、保健センターや老人福祉センター等の施設機能の集約化を図り、平常時には総合的な保健・福祉の拠点、また災害時には災害対策本部である町役場庁舎のサブ拠点、福祉避難所等の機能を備えた駅東側の防災の拠点機能を持たせたものでございます。

事業の手法等を庁内で調査検討し、令和元年6月には仮称健康福祉センター基本計画策定業務を一般財団法人ふくしま市町村支援機構に委託をしております。その基本計画に基づき



令和2年6月には基本実施設計を同機構に委託しました。令和3年11月2日には健康福祉センター建設工事を制限付一般競争入札の公告をし、入札参加業者7社により11月30日に入札を執行いたしました。12月の議会において工事請負契約の議決をいただき、令和4年2月に工事安全祈願祭を行い工事着手しました。

工事期間につきましては、当初12月15日から令和4年3月16日としていましたが、新型コロナウイルス感染症や国際情勢に起因する資材購入が困難なため、議会の承認をいただき工事完成を5か月延長し8月16日としました。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 本当に構想から現在の状況までの長い説明、ありがとうございます。私も先ほど申し上げたように平成28年に質問をさせていただいて、そのときに今おっしゃったようなことが構想としてあるんだと。防災と町内の福祉・健康関係の諸機関をそこにまとめるんだと。勤労青少年ホーム、そして老人福祉センターですか、あと、もちろん庁舎内の機関をそこに集約してということだと思うんですが、今おっしゃったような趣旨で建設が進められ、だんだん出来上がってくるんだろと思うんです。

そういう中で、当初の予算としてかなりあるんだと思うんですが、その予算とか財源、そして今、入札7社という話をお聞きしたんですが、その7社の、これ、私よりも先にいる議員さんたちは皆さん分かっているんだと思うんですが、入札7社のこの入札の額、こういったところをちょっと教えていただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

休議しますか。

暫時休議します。

休議 午前10時32分

開議 午前10時33分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 昨年11月30日に執行しました入札の関係の7社の入札価格でございますが、消費税抜きの金額でございますが、高田工業株式会社12億5,000万、笠原工業株式会社13億1,000万、株式会社渡辺建設12億1,500万、日本住宅株式会社13億4,700万、藤田建設工業株式会社15億5,000万、仙建工業株式会社郡山営業所12億4,800万、荒牧建設株式会社12億6,800万でございます。これに消費税を加算しまして株式会社渡辺建設と13億

3,650万円です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 7社の額、教えていただいてありがとうございました。これ、先ほど質問の中にちょっと私、入れたんですけれども、この大体13億何がしの金額で落札されることを想定しているんだと思うんですが、この財源、13億幾ら幾らと大体用意しなくちゃなりませんから、その町の財源、それについてはどこから出す形になっているか、お知らせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

建設工事に係る予算や財源につきましては、役場庁舎新築基金約6億6,000万、福祉基金が1億1,000万、長寿社会施設整備基金として250万円、国民健康保険の基金が1億6,000万、そのほか起債、公共施設等適正管理推進事業債ということで、これが約7億2,000万、残りが一般財源、約8,000万というような財源でこの事業を実施しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。大体13億かかるところで借金が約半分、あるいはそれ以上の7億、残りの6億から7億ぐらいが町のお金だということですね。この7億もある借金をこれからどうやって返していくか、これが福祉センターをつくる目的もしっかり果たしながらこの借金を返していかなければならないというのは、これから大変だなと私は思いながら聞いておりました。

そういう中で、今後、今いろんな事情、新型コロナ等々いろんな事情があるでしょうから、今後、追加工事等が行われるんじゃないかと私、危惧しているんですよ。もっともお金がかかるんじゃないかなと。というのは私も議員在職中もそうですが、本当に特にまちの駅かんかんてらすもそうでしたけれども、追加工事、そのたびに変更契約を議会で締結して、その繰り返しだったような感じするんです。ですから、今後この健康福祉センターについて追加工事となる予定はあるのか。といっても、予定ですから分からないと答えられたら、これは仕方ないんですけども、どのぐらいまでの幅であつたら町は許容できるのか、あるいはどのぐらいと推測しているのか、それは金額でいいと思うんですが、どのぐらいまでであつたら町は出してもいいと思っているのかというのを、ちょっと変な質問かもしれませんが、

お答えいただきたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今後の追加工事等の関係でございますが、1つ目としましては駐車場や外構の追加工事を予定しております。金額につきましては1億とか2億とか、面積もありますので具体的な金額はちょっと試算はしておりますが、まだ検討中なものですから正確には申し上げられませんが、これらを予定しております。

あと、プロパンガスによる発電機の設置工事も予定しております。これは当初から予定しておりまして、国におきます補助事業を活用して実施したいということなので、これは事業の実施時期に合わせて工事を発注したいというようなことでございます。

あと、既に発注しております建物の工事等で変更等につきましても、現在精査をしながら工事を進めております。内容によっては変更契約を締結しなければならないことも生じるのかなということ考えております。そのときは議会の議決をいただきたいものですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。今、課長さん、一生懸命ご答弁されて、決して私は課長さんをいじめるつもりでやっているわけじゃなくて、これ、やっぱり最初の大きな予算、要するにどのぐらい、私が不勉強かもしれないですよ。私がちゃんと勉強していたら分かったんですけども、本体というか建物自体は13億3,650万円で落札したと思うんです。この中でやってくれるんだと。それに伴う付随する工事として駐車場、外構、あとプロパンガスによる発電機等々の附帯設備といいますか、そういったものがどんどん増えてくると。そういうものを含めると、実際にこの事業というのは総事業費はどのぐらいになるんだと見込んでいてこういうふうになっているんだと私はお聞きしたいと思ひます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本体工事の関係の事業費としましては、17億1,400万を見込んでおります。この中で駐車場等を実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 分かりました。17億ということで決めてあるのであれば、今お話ししたように本体、既に13億、建物自体13億かかっていますから、ほかのものも何とかその中で収まるように費用対効果も考えていただいてやっていただきたいと思います。そのたびに変更契約の議案が議会のほうに来ると思いますので、議会のほうでもしっかり精査をして審議させていただきたいと思っております。

さて、4番の健康福祉センターの利便性の向上に向けて今後の課題や方策を問うという質問でございます。

せっかく建てたら建てたで終わりじゃなくて、この健康福祉センター、名前ですか、愛称「ほがらかん」というふうに昨日町長から説明いただいたと思うんですが、この利便性の向上に向けてどのような考えがあるんだ、町としては、このセンターをさらなる有効活用のためにどのようなことを様々なことを考えておられるのか、その辺についてもお聞かせいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

センター完成後の利用向上に向けて、今後の課題や方策につきましては、現在行われております健診データを活用した健康増進事業、赤ちゃん訪問等の母子保健事業、予防接種事業、介護予防事業、健康食生活応援事業等をよりよい内容に現在協議しております。より多くの方に健康、福祉、介護、子育て等について関心を持っていただけるような新たな事業展開を現在検討しております。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今回の内容は、健康福祉センターにおける事業、既存の事業をさらに発展させて頑張っていただけということですから、これはぜひ頑張ってください。

私が申し述べたかったのは、時間もないので、私、これは提案だけにしておきますが、この利便性向上というのは、このセンターを利用される方々、もちろん中には職員の方、スタッフの方がおられて、その方の利便性ということもあるんですが、このセンターをどのようにして皆さんが、町民の方々が使いやすくなるんだということをご検討いただきたいということなんです。

簡単に言いますと、駅東の田んぼ、畑の真ん中に、どかんとああいうセンターが出来上がって、そこに町民の方々、1万2,000いる町民の方々が本当に利用してくれるのかどうかと私は危惧しているんですよ。まず、そこにどうやって行くんだと。そして、中でどういうふ

うなことをやるんだ。もちろん先ほど課長さんがおっしゃったように、いろいろな事業の対象者、赤ちゃんなり妊婦さんなりお年寄りなり、たくさんの方が、いわゆる老若男女誰でも使えるというのが理想なんです、使ってもらうにしても、そこまで行くまでのやっぱりアクセス、特に道路網の整備あるいは交通手段の確保、いわゆる交通弱者を守るための施策ですよ。

これ、ある請願をいただいて、私も今回の紹介議員になって請願書を出しましたけれども、いわゆる交通弱者をよく考えていただいて、この福祉センターを活用いただきたい。でなければ健康福祉センターと名のる意味がありません。町民福祉が向上するものでなければ健康福祉センターを名のる資格はありません、ですから町民の方々が本当に使いやすい、アクセスしやすい、気軽に来やすい、そういう場所をぜひとも目指していただきたいと思います。一生懸命、執行の方々されるのであれば、何回も言いますけれども、私も応援してまいります。

4番の質問に移ります。企業誘致についてであります。

町長が12年間の在任期間中、企業誘致について努力をされてきたと思うんですが、その企業誘致の実績、そして、その努力された姿勢についてどのようであったか、お尋ねを申し上げます。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） ご答弁申し上げます。

12年間の中で企業努力をしたのかということでもありますけれども、ご承知のように私が就任してから9か月後に、あの震災ということでありました。まさに想定もしなかった震災、この対応に当たってきたというのが、まず一つであります。

次に、先ほどもいわゆるお金の関係、町の財政の状況もお話しさせていただきました。そういう中で繰上償還等もさせてもらったということです。先ほど繰上償還8.5億円ということでお話ししましたが、さらには一般・特別会計の繰上償還、そして境の土地区画整理の補助ということです。また、土地取得基金、これについては私が受けたときには1億3,800万の基金が実際は1億2,900万、これは土地の簿価で現金じゃなくて、駅東等の用地代ということで、これは現金化されていない基金ということもございました。特にこの土地開発基金については一旦、二十何年かな、途中で積み増しをして、これを繰上償還に使った。そして、さらにこれを積み上げて現在令和2年、これは現金化されているということで、先ほど21年の全基金の現金が14億何がしとお話ししましたが、実際はこれにプラス土地の簿価と、この土地取得が2.1億円ありますので15億幾らあるんですが、実際現金ではないということで先ほど申し上げた。そういうことを併せますと、この繰上償還等で約12億

くらいかかっているということです。

さらに、平成22年から27年まで、例えば5億円以上の一般会計で公債費を払っていると。令和3年度の公債費返済金、これは4億ちょっとです。ですから5億円以上返した部分だけでも8億8,000万。ですから、この12年間の中でいわゆる約21億円近くお支払いをした。そういう中で先ほどの財政状況にもなってきたということでもあります。

この駅東地区内の先買い、約8町歩前後あったんですか。これについても3工区については健康福祉センターの用地として集約をしたということでもあります。残りの4、5工区のいわゆる準工関係、これについては町有地をここで集約しようとして今考えている。昨日もちょっと質問あったように、いわゆる4、5工区、2工区も含めて、その排水路の計画をしているとお話をさせていただきました。これは、これを進めると。準工を、いわゆる町がばら買いになって使えない状態、これを集約しようとして今進んでいるということでもあります。

さらに、この震災の中で特に町内の企業関係ちょっと見ますと、これ統計上でありますけれども、平成22年から令和2年度において工業統計では548人増加しております、従業員数。会社は9社減少しております。

そういう中でありますけれども、町内の主要企業の従業者数、これはまずちょっと名称を上げると、ニプロファーマ、東レフィルム、石川製作所、タマテックも入りますけれども、東北旭紙業、アイカ、スギヤス、この6社でありますけれども、この6社だけで、この22年から令和4年まで706名の増加をしているということでもあります。そういう中で私は工業団地は実際できませんでした。

そういう中で、前にも議会の中でもお話ししましたけれども、やはり町内の企業を大切にすることが大事な姿勢ではないかということです。当然、ニプロさん、私も就任して、ちょっと名称は忘れたんですが、何年か後に従業員のいわゆる夏祭りというのかな、これにもお呼びをいただいて、郡山で納涼会ですか、こういったのに誘われて、そして、いろいろアピールをしてきたということです。

〔発言する者あり〕

○議長（古川文雄） 静粛に願います。

○町長（遠藤栄作） やはり、企業と町もいい関係にならないといけない。東レさんもこれは毎年呼ばれて、そういった町のPRも含めてお話をして、そういう中でやってきたと。特にニプロさんについてはご承知のように4号線が拡幅する、右折レーンもできない、なかなかない。それ、右折レーン関係、さらには道路も先にやって、ちょうど4号線の開通と同時に既にあれだけの拡幅になった。そういった企業との関係も含めて、いわゆるバックアップをしながら雇用の拡大を図るということも大事だと。私はそういう結果もあってのこういうことかなというふうに思っております。

そういうことで、これからもそういった企業との関係、やはり町から外に出さないというそういったことも大事な一つだということでもあります。そういうことで、今度は予算も先ほどの土地取得も基金も現金化してきました。ですから、次はやはり工業団地をどうするかということについては新しい町長と共にやっていけるのかなと、そういうふうに関心したいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、遠藤町長のおっしゃるには、かいつまんで話しますと町の経済状況をよくしたと。そして、町内の企業の働き手、従事者を増やして、そういった形で町内企業を大事にしてきたと。それが結局、町にとってもいいことだったんだ、そういうことを大体おっしゃったんじゃないかなと思います。

結論を言うと、残念ながら企業誘致はできなかったんだというふうに認識します。しかし、今おっしゃったようなことで別な角度から町に対する貢献、そして、次の町長が新しい企業誘致がしやすい、そういうふうな土台づくりを一生懸命頑張っていたんだというふうに私は聞いておりました。

そういう中にありまして、2番の質問になりますが、ニプロファーマ株式会社、ニプロです。これについては雑誌とかにも出たんですが、移転のうわさといいますか、移転のような話を聞いています。それについて町としてはどのように聞いていたり、あるいはどのような対策といいますか見解を持っているのか、これについてもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ニプロファーマ株式会社鏡石工場の関係については、企業で説明しているように、町にも同様に現時点で正式に公表できることはありませんというお話をいただいております。また、今後、企業から正式に説明がありましたらご報告をさせていただきますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、産業課長さんからご答弁、ニプロとしては誰に対してもまだ正式公表できるものはないというふうなことを言っているということだと思うんですが、ただ、この移転のうわさといいますか、要するに火のないところには煙は立たないわけで、恐らく移

転するんだと思うんです。移転したいと思っているからこういう話になっているんだと思うんです。となったときに、町内の先ほど町長がおっしゃった6社の中の一番最初に上がってきたニプロですから、町としても頼みの綱なんです。企業の町に対しての貢献度からいったら。このニプロファーマが鏡石町からいなくなっちゃったら、鏡石町の財政、どのぐらいの負担、どのぐらいの損害があると想定されていますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（倉田知典） 3番議員のご質疑にご答弁いたします。

ちょっとおおよその数字になりますが、やっぱり約5,000万から1億程度の、その収益によって変わりますが、その程度の減収は見込まれるかなというふうに捉えております。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今、税務町民課長さんからお話があったのは、恐らく税収に関しての損失ということですね。もちろんそれはあると思います。

もう一つは、先ほど町長、せっかく6社で706名の方が増加したという話を聞いたときに、このニプロファーマにお勤めの方々、実際何名町内の方、町民の方がいるのと。そして、この方が例えば町外にこの工場が移転した場合に、本当にその場所までついていって働くのかどうか、要するに雇用の場がなくなってしまうのではないかというそういう危惧を私はしています。ですから、その辺の損失についてもお答え願います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） 今、細かい数字、町内の方がどれだけ働いているかということについては、ちょっと今、後で調査しながら報告したいと思います。そういう中で、いずれにしても私の感触としましては、結構この事業所の中で町民がかなりいるという数字ではないということは概念的に私は持っております。ただ、概念ですから正確な数字ではありませんので、一応、今のところはそんな感じであります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 時間が足りなくなってきましたので前に進みたいと思うんですが、これ本当に私、大問題だと思っています。私は今議員ですから、こんなことを言えないかもしれませんが、私が町長だったらニプロさんのところに頭下げに行ってお願ひして、何とか鏡石に残る方法を教えてもらえませんか、逆にこうであれば鏡石に残ってもらえる、そういうふうなことをします、私なら。それができるか、できないかは、これ人それぞれだと思



うんですが、私も様々な立場、例えば産業厚生常任委員会に今回配属になりましたから、こういったものも常任委員会に出なくちゃならないし、場合によっては、やっぱり企業誘致については本当に真剣になって取り組まなきゃならないんで、本当にいろんな方法でこれから検討していきたいと思っています。

先ほど、町長、いろいろ土壌づくりという面では一生懸命されたと思いますから、あとは私たち一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、ご安心いただければというふうに思います。

5番の水道事業について。

○議長（古川文雄） 吉田議員、換気休議します。

ここで換気のため10分間休議といたします。

休議 午前10時59分

開議 午前11時09分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 5番の質問、水道事業についてであります。

つい先日、鏡石浄水場の落成式、私も参加させていただきました。本当にすごい一大施設が出来上がったな、これからの鏡石町の水道が変わるなという感じを私もいたしましたわけですが、この新浄水場に至るまでの経緯、どのようなものがあつたか、あるいは出来上がってどのようなお気持ちで町長あられるか、そういった点をお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 3番議員の質問にご答弁申し上げます。

新浄水場の鏡石浄水場につきましては、平成21年に県から事業認可を取得した上水道第5次拡張事業において計画され、老朽化が著しい旭町浄水場に代わる新たな浄水場として整備が進められたものになります。

第5次拡張事業では、鏡石浄水場建設のほか、新たな水源地や中継ポンプ場の整備、導水管、配水管の布設など水道施設の老朽化対策や耐震化などの災害対策を考慮した事業計画により、平成22年度から各種工事を進めているところでございます。

鏡石浄水場につきましては、平成27年度に用地を取得し、平成28年度から29年度で用地の整地工事を行い、令和元年6月に建設工事を水道機工株式会社と当初契約額30億5,100万円で契約締結し、本年4月30日に本体工事が完成したものとなります。6月2日には地権者

をはじめとする関係者及び町議会議員の皆様のご出席をいただきまして落成式を開催させていただきました。現在は整備の試験運転を行っており、徐々に旭町浄水場から鏡石浄水場へ切替える作業を9月末完了に向けて進めているところとなります。

なお、浄水場の建設工事契約額につきましては、本年3月末現在では31億5,018万9,900円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今のお話を承って、第5次拡張事業の中で約31億をかけて、今のところ、この浄水場建設をしたということであります。私も議員在職中からこの問題、第5次拡張事業の膨大な予算の中での大事業ということを承っておったんですが、今この第5次拡張事業は、総事業費はおよそ幾らぐらいになっているか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 3番議員の質問にご答弁申し上げます。

第5次拡張事業、総事業費になりますと、平成20年度からこの事業計画そのものは準備を進めておりますので、総額では約55億となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 55億という物すごい大きな事業、そういう中であって数年前には私も大反対いたしました。水道料金が20%の値上げ、鏡石町で恐らく歴史のないような値上げがあったと思うんですが、今後の水道料金の改定の予定、パーセンテージあるいは期間、時期です、そういったところをお聞かせ願います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 3番議員の質問にご答弁申し上げます。

水道事業につきましては、人口減少社会を迎えており、水需要の減少、また今回の第5次拡張事業による事業費の償還などがございますので、将来的に経営環境は厳しくなるというところが見込まれております。

水道事業におきましては、公営企業としまして料金収入をもって充てる独立採算制の原則、あとは受益者負担の原則に基づきまして持続可能な事業運営というものを行う必要がございますので、適正な料金水準の設定が求められることとなります。

水道料金の改定につきましては、町民の皆様の理解と協力を求めているかなければなりませんので、今回の新たな鏡石浄水場の維持管理経費なども今後判明してまいります。また、社会情勢なども考慮しながら料金改定の時期や料金体系を含めた調査、研究を今後進めていければというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 課長さんの答弁のとおりだと思うんです。ただ、この50億まで膨れ上がった総事業費をペイするだけの、満たすぐらいの要するに受益者負担、要するに水道料金、ものすごい料金になっていくんじゃないかというふうに町民は危惧しております。実際に来年、これ今パーセンテージあるいは時期の明言はなかったですが、実際にはどのぐらい上げないと追いつかない、あるいはどのぐらい本当に受益者負担させないと、その辺についての見解はどのように思っていますか。なかなかはっきりとした質問ではない恐縮なんですけど、この辺の思いをもう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

料金改定をした場合に、実際どれぐらいの金額になるのかといったご質問だとは思いますが、現在のところ、正直なところを言いますと、新たな浄水場の維持管理費用などがまだ判明しておりませんので、正確なところがなかなか数字が検証できていないところになります。ですので、こういった数字のほうがある程度確定した段階で、町としましては財政計画といったものを策定させていただきまして、今後何十年間かの計画の中でどれぐらいの料金水準が適正なのか、また、それを町民の皆さんに負担していただく場合に、どの辺まで町のほうで考えなければいけないのかといったものを、今後になってしまいますが、その辺の財政計画を策定するようなところで考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 先ほども私も述べましたとおり、その20%という前回のこの前の私が議員在籍中にあったその水道の値上げのパーセンテージが、あまりにも町民にものすごい大きな印象を与えたと思うんです。そのパーセンテージも、要するに漸増的にといたしますか、少しずつ数%、いわゆる5%程度までのものだったら許されるのかなと思うんですけれども、

それがいきなり20%来たということで、私はかなりの方が反発したんじゃないのと。

ただ、やっぱり受益者負担という原則もありますし、あれだけの立派な浄水場を造って、いい水を町民の方々に供給するわけですから、それ相応の負担をしなくちゃいけないと町民はやっぱり思っているわけです。ですから、その辺の町民に対するもう少し十分な説明と、皆さん方からの理解をいただくことも大事じゃないのかなと私は思っております。

6番の質問に移ります。

6番は、職員の綱紀粛正についてであります。

私が議員在職中、28年9月にも同じような質問をしておりますが、にもかかわらず令和2年に課長人事異動に伴う人事ロトと称される町職員の違法賭博事件が起きました。私も新聞を見てびっくりしたんですが、そういった経緯を踏まえて、この原因やてんまつ、要するに職員の綱紀粛正について、私も含めたくさんの議員の方々が質問したり、これは全国的にも言われているにもかかわらず、なぜこんなことが起きたんだ、そしてまた、そのてんまつについて、結果について、どのように町、これは町長です、任命権者ですから。どのようにお考えになっているか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどご質問にありましたように、令和2年度の定期人事異動に関しまして、課長職の異動を予想した人事ロトと称する賭博行為につきましては、行政の信頼を損なう行為ということでありまして、町民の皆様にも多大なご迷惑をかけたことに対しまして、改めまして深くおわび申し上げたいと思います。このような行為は、地方公務員法に定める信用失墜行為の禁止に抵触しており、ここにご質問のとおり原因としましてはやはり遵法意識、コンプライアンス意識に欠けていたというふうに考えているところでございます。

そのてんまつといたしましては、賭博行為に関わった職員10名と、それを知りながら報告を怠った職員1名に対しまして、鏡石町職員の懲戒処分等に関する規程に基づきまして減俸10分の1を2か月と減俸10分の1を1か月、戒告の懲戒処分を行ったものでございます。それに伴いまして、町長及び副町長におきましては監督責任として減給10分の1を1か月という形となっております。

その他、職員全体に対しまして、二度とこのような違法行為を行わないように指導を徹底しまして、コンプライアンス研修等を行いまして再発防止に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番(吉田孝司) 今、総務課長から説明あったとおりの原因であったり、その結果だったんだというふうに私も認識しておりますけれども、もちろん遵法意識があつて、しっかり法律に基づいて粛々と決められた仕事を行っていくのが役場職員の方だと思っています。

そういう中であつて、今こういう事件が起きて、ただ町としては、やった職員、要するに賭博事件の、未遂だと思うんですが、賭博に関与した職員については減俸なりそういったもの、あるいはそれを分かっているながら止めなかったといいますか、内部告発したその人については、同じくやっぱり減俸のような対応をされたんだと思うんです。いわゆる内部の対策をしたんだと思うんです。なおかつ、町は賭博をした、その賭博事件に関わつたとされる副課長相当職の職員等を刑事告発するに至つたんだと思うんです。

しかし、この2番の質問に移りますが、片や違法にその行為を認識し分かっているにもかかわらず止めず、なおかつそれを内々に町執行部に、要するにこういうことをやっているんだということを内部告発したその人については、これは刑事告発しないと。なぜ、こんなあべこべな対策を講じたのか。

刑事訴訟法によれば、公務員の告発義務というものに基づけば、この今申し上げた後者の職員についても告発しなければならないという義務があります。これについては公務員の告発義務ばかりじゃなくて、一般町民もこの事実を知り得たならば告発することができます。かくいう私自身も、ここにいる、もしかして誰か聞いているかもしれませんから、その人たちも告発できるかもしれない。できるんです。弁護士に聞きましたから、私。ただ、法律見れば明らかに書いてあります。要するに、それらにもかかわらず町長がいまだに看過している理由は何か、お答え願いたいと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(橋本喜宏) 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

庁内におきますパソコンのグループウェアにつきまして、別の職員のIDとパスワードを利用し、システムに不正にログインした行為というふうなのが、こちらの根本的な原因でございます。今回の不正アクセスにつきましては、外部から町の中でのデータ等に接触があつたわけではなくて、内部の中でのことであるということで、データ等の漏えい、ないしは課税状況とか資産、戸籍等の第三者の個人情報漏えいしたものではないということから、刑事訴訟法に基づきます告発までには至らないというふうなものと判断しまして、先ほど申し上げましたが懲戒処分等を行ったということでございます。

なお、ご質問の趣旨も分かりますが、これらの告発や懲戒処分につきましては同様な事件があつた自治体の例を参考に、また弁護士等にも相談しておりまして、こちらのほうの判断に至つたというのが経緯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私も弁護士には聞いて告発できるんだと。片や、そちらの町執行の方々には弁護士に聞いたら告発すべきものではないというふうに認識されたと思うんですが、結局これが有罪かどうかを決めるのは弁護士でも誰でもないわけです。司法の場において裁判官が裁く。私はこういった疑いがあるものは、特に片や賭博未遂事件のほうの方々を告発しておきながら、片や片方の方をある意味無罪放免にしておくのは、私はこれは大問題だと思います。職員の綱紀肅正を図る上で一番の最大の問題であると私は思いますが、その辺、町長、お聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） これについては、今、総務課長が答弁したとおりでありますけれども、県の町村会の顧問弁護士にもお聞きしたり、あと警察のほうにも一応このことについては話をさせていただいたという状況であります。

以上であります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） これ、この不正アクセス禁止法に抵触するかどうかというのは、これ分かりません、私にも。さっき言ったとおり裁判官に委ねないと分かりませんから、判決が出ないと。ただ、当時の総務課長が何というふうにこの人のことを言っているかというのと、「この人は賭博を行っていた職員の直接の上司でもないにもかかわらず」、ここはどうでもいい、「興味本位で他職員のパソコンに不正アクセスをするなど不正使用していた」と書いてあるんですよ、言っているんですよ、当時の総務課長小貫秀明さんは。その場には現職の町長も副町長もいらっしゃったと思います。ですから、こういった答弁をしているのに、もう一回言いますよ。「興味本位で他職員のパソコンに不正アクセスをしていた」と。これはどのぐらいの頻度でやっていたか分かりませんが、これについてどういうふうに見解をお持ちですか。これは町長に問いたいんですけども、任命権者、なおかつ、これ人としてどうですか、どう思われるか、具体的なそのお気持ちをお聞かせいただければと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、これは議員と同じです。そういうことで悪いことは悪い。悪いはずですよ。

そういうことで、いわゆる賭博の関係もあります。これは不正アクセス、いわゆる庁内での不正アクセス、当然悪いに決まっている。そういう中で両方含めて、いわゆる顧問弁護士等にも相談をしたり、当然、同じもので警察のほうにも相談をしたと、そういう判断で行われた。私も個人的じゃなくて、やはりこれは庁内に懲罰委員会設置されていますので、そういう中で議論をしながら、これは副町長トップでやっている。そういう中で公正公平にやられたということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） これ、どうするか、町長、退任まで数日ありますから、よく考えてやっていただければと思います。これをしっかりと示しがつく形でやっていただけるのであれば、私は「飛ぶ鳥跡を濁さず」できれいに任期を全うされるんだと思うんですが、これが私は気がかりでなりません。

7番の質問、町民の声を吸い上げる努力、いわゆる広聴活動ですが、これについてどのような取組をされてきたか、そして、それを怠ることはなかったのかどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町政運営に当たりましては、当然、町民の皆さんのご意見、ご要望をいただきながら町政に反映していくということが必要だと思います。その努力という形でございますが、毎年各行政区から要望、特に防犯灯をこちらにつけてくれとか、どこに横断歩道をつけてくれとか、そういうような要望をいただいております。それを役場全体で各担当に要望を共有して、地域の課題に対して対応してきたというところでございます。

また、違う目線としましては子ども議会ということで、一小、二小の子供たちを対象に毎年開催しまして、子供目線での提言につきまして施策に反映するものも中にはございました。そういう意味で、そういう観点からも広聴活動を行ってきたところでございます。

なお、今年度から始まりました6次総合計画においてもまちづくり委員会等を設置しまして、この計画だけではなくいろいろな提言をいただきまして、この総合計画を策定したところでございます。これからも多くの町民の皆様の声を大切にしながら町政運営を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) ぜひとも、そのような方向で進めていただければと思います。

2番、成田地区の遊水地問題についての質問であります。

時間が限られてきましたので、効率よくまいりたいと思います。

1番、遊水地事業、これの趣旨及び現段階でどのような段階まで進んでおるか、その辺についてお知らせいただければと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

遊水地整備については、氾濫しやすい地形特性を踏まえ計画的に治水効果を発揮させ、東日本台風と同等の洪水に対応できる治水対策として検討しており、遊水地の範囲の設定については、過去の洪水被害による洪水実績範囲を基本として設定していると聞いております。

現段階の進捗状況につきましては、概略設計が終了し、今年4月に遊水地の範囲や周囲堤の高さが示されました。また、農地の標準的な価格については今年の夏頃に説明する場を設け、用地交渉や補償の協議に入る予定であり、宅地については今年の夏以降に用地調査を行うと聞いております。

なお、遊水地整備に係る工事については、用地交渉により国が買収できた部分について、早ければ令和5年度から着手したいと聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長(古川文雄) 3番、吉田孝司議員。

[3番 吉田孝司 登壇]

○3番(吉田孝司) この遊水地事業について、今現段階の進捗状況を聞きました。突然、私も新聞、何かのことでぱっと遊水地ができるんだということ、頭に情報として入ってきたんですが、これ2番の質問なんです、どんな形で町に入ってきて、そして町はそれに対して国・県あるいは地域住民に対してどのような対応を取ってきたか、これまでそれぞれどのような対応を取ってきたかというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長(古川文雄) 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(吉田竹雄) 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

今般の遊水地整備事業の実施主体である国に対しては、遊水地事業に当たり必要な調査への協力や情報提供をはじめ、町や地域住民の要望などをしっかりお伝えした上で協議等を進めております。県に対しましても遊水地整備は阿武隈川の下流域である県内各市町村にも大きく関係することから、県の協力は必須であることを訴え、現在まで2回、要望活動を行っ



たほか、毎月定例会を開催し情報交換や県の協力支援を求めてきている状況であります。

地域住民に対しましては、国の説明会を受け、ここで移転先を求める方々や営農に関する相談も多く寄せられていることから、住民に対し個別に対応と相談に当たっている状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 今ご答弁いただいた中で、これに基づけば下の質問がおのずからとこういうことが出てくるんですよ。

まず、国に対して、3番の質問をちょっと後にしますが、この4の①の質問にあるんですが、国から町に対して遊水地計画があるんだということが分かったときに、町長はどのように思ったか、まず、この遊水地の是非、造ってもいいのかどうかということも含めて、これ、どういうふう思ったのか、そして、どのように国にお答えしたのか、それをお聞かせください。

○議長（古川文雄） 吉田議員、（3）番はどうしますか。

○3番（吉田孝司） （3）番は後ほどお尋ねして、今、4の①を先に……

○議長（古川文雄） （2）ということですね。

○3番（吉田孝司） （2）と4の①が関連しているものですから、そのようにお答え願います。

○議長（古川文雄） 執行、よろしいですか。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） それでは、これは2番の（4）の①ということで答弁します。

これについては、ご承知のように成田地区は過去にも大きな水害により何度も浸水被害に見舞われてまいりました。先月27日にも長沼、船引、玉川でも1時間当たりの最大降水量が5月の観測史上最大を記録しているということです。昨今の異常気象によりまして、また水害被害が起きないとも限らない。

この成田地区は、特に鈴川と阿武隈川に挟まれた地形であります。住民の皆様の生命と財産を守るためには高台移転が必要であると。そして、この国の遊水地整備事業による移転が最善の策だと。国の遊水地計画も当然、これは我々が発表しているわけじゃなく国でやりたい。国で、やはり下流のため、いろんなことも含めてやりたい。でも、下流のためばかりではない。私は地元の町長として、やはり成田地区の住民の命と財産を守る義務があります。そういう立場から、やはりこの高台移転というものは住民の命と財産を守る最善策だと。こ

れと併せて遊水地と併せてやると。ただ遊水地は町の面積でも130ヘクタール、かなりの大きい面積であります。そういう中ではありますけれども、これらと農地をどうするか、農業をどうするか、そういったことも考えていきながら、まずは、やはり命と財産を守るためにはどうするか、私は高台移転しかない。

当然、これについても、あの水害があって37日目に、前も議会でもお話ししましたがけれども、いわゆる成田地区の役員の前で私の自らの声で、今のような命を守るのには高台移転しかない、そのときは遊水地計画はありませんでした。ただ、以前から上流のほうに造るというそういったニュアンスで国からはお話をいただいております。

ただ、そういう中であっても、いわゆる農地をつくりながら、田んぼをつくりながら遊水地と、そんな状況を私は聞いておった。でも、国の発表が全面買収ということになってしまった。そういう中でいち早く営農対策室もつくったということでもあります。そういうことでもありますので、やはり命を守るのには高台移転ぐらいしかないというふうに私は思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 国の考えと町の考え、町長のお考えが違ったんだというニュアンスだったと思うんですが、町長はその話、国が全面買収するという話を聞いたときに、町としてはそれはできないとか、あるいは町はこういうふうに思っているんだという意見は返さなかったんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） これは、今申し上げたように国の中で遊水地を造るということは一度も全然聞いておりません。ただ、遊水地、こういったものも将来的にはある、そういった話は若干聞いておった。そういう中で私は当然、国との話合いの中では、やはりどうせつくるんなら農地をそのままにして、そのままの遊水地、いわゆる10年に一回あるかないか、そういった中で水田をつくっている地役権、そういったものであるならばという話は以前からさせていただきました。そして、この全面買収というのは一度も国のほうからはお話をありません。早く言えば国から一方的というんですか、そういう中でありました。

ただ、これをどうするかと、これは我が町ばかりじゃなくて県もそうですし、下流のことも含めた中でそういったことになったのかなというふうに思っております。でも、先ほど言ったように、やはり命と財産を守るためにはどちらかを取る。どっちを取るか、やはり私は命だということでもあります。そういう中で農業に関しても、これは別な観点から、やはり

いわゆる営農対策をしっかりとするということも大事だと。

今、専業農家、ちょっと今数字は持っていませんけれども、さらにプラスするようなそういった営農の支援というんですか、そういったこともしっかりしながら、そして高台に移っていく計画。ようやくそれが国と話の中で、国が責任を持って高台移転をします、造成工事でも国が責任を持ってしますというそこまでなりました。そういう中で進めていくことが今の時点では最善であるというふうに思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私の2番の質問にもなりますが、もし遊水地ができると成田地区の洪水治水対策、さらには鏡石の発展には、町の発展にはどのように資すると思われませんか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） これは、いずれにしても議員の皆さんともいろいろ相談しながら、この遊水地計画によって町が衰えてしまう、こういうことであってはならない、当然。ですから、この遊水地ができたことによって命も財産も守られ、そしてこれを契機として先ほど言った営農対策も含めて、しっかりとしていく。そして、この遊水地が3町村にとってもできてよかったと、これを活性化するための方策、これも県のほうにも働きかけて、町ばかりじゃない、県、国、この我々自治体とも一緒になってこれを起爆剤として何とかできないかと。いわゆる後を考えたそういった施策についても、県にも申入れしてありますし、国のほうにも同じようにお話をさせていただいている。これからもそういったことが大事なのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 3の質問になりますが、今回、遊水地がこれ実際に整備されるとなりますと、移転を余儀なくされる住民、要するに宅地なり農地にしても、そこを移転させられるわけですね。町長がお考えのように高台移転なんてなれば高台に移転させられるわけです。それに伴う個々の損失もありますが、町全体としてどのぐらいの経済的損失を見込んでいるのか、あるいは個々の住民に与える精神的な損害というか損失があると思うんですが、これはどのように町としてそういった損失、損害を補っていくのか、そのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

本町においても、今回の遊水地整備により、水田については約100ヘクタール減少することになり、その他のキュウリやイチゴといった施設園芸も含めると、遊水地計画内の農地における農業生産額で年間約1億5,000万円ほどの減といった経済的損失も算出されております。

また、遊水地として農地が買収され、それ以外の残った少ない水田のために各農家が農機具一式を維持していくのは大きな負担となると考えられることから、町としてはこれら農業に対する対策と支援は必須であると考えており、遊水地計画に伴う稲作についてはライスセンターの設置などを検討し、また水田から施設園芸への転換を希望する営農者に対しては、補助メニューの創設などにより営農者の支援を図ってまいりたいと考えております。

精神的損害については、今後の水害からの不安が解消される安心感はあるとはいえ、移転に伴うご負担など今後のご苦勞については精神的負担が生じることは議員がおっしゃるとおりでございます。町としては、移転が生じる住民の方々に対し今後も寄り添った支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 宅地も農地も移転せざるを得ない中で、農業対策、しっかりされていくんだという話、聞きました。そして、4番に関係あるんですが、これ、今、国が示してきたプロジェクトに対して、町も新聞記事にあるようにいろんなアイデアを出して、道路を残してほしいとか造ってほしいとか、橋を造ってほしいとかいろいろあると思うんですが、私はできれば本当は成田の宿屋敷を残してほしいと思っていますが、その辺についての町の見解を聞きたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） ご答弁申し上げます。

議員が言われているように、今の状態のことで残してほしいのか、または別な形で、先ほど私が言った高台で残すのかということになるかと思えます。私は先ほど言ったように阿武隈川と鈴川に挟まれて、今のあの形で残すということは命は守れないと私は思っています。ですから、いわゆる高台移転、ただ、これも、やはり今住んでいる方が景観、さらにはその地域の集団生活できるというんですか、やっぱり成田のそういった景色、そういったものもやはり新しい高台移転については残しつつ、文化的なものも含めて、そういった住宅の集団

移転というものを目指すべきだと。そうすることで今よりよりよい生活、環境の中で地域の連携、そういったものも図りながらすることが大事だと。これについては当然、地域の方にもそのお話をさせていただきました。ですから、その集団移転でしっかりとそういった昔のものも残しながらできるような集団移転というものをしっかりとしていければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 水害の対策については、私も平成27年9月、平成29年12月について2回も質問しております。そして、またその後例の東日本台風が起きての大水害で、私の家も含めて大被害を受けたわけでありましてけれども、結果的に今まで水害対策、どんな対策を講じてきたのか、それがなかったために宿屋敷はああいう運命になってしまったんじゃないのか、これまで水害対策、どのように講じてこられたか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） まず、私になってから阿武隈川の上流の陣ヶ岡の決壊した場所です。ここについては、私が就任早々に、いわゆる三面張り、川ののり面、天端と、そして田んぼのこれをいち早くさせていただきました。結局、川と天端だけの舗装では、越水すると田んぼのほうえぐられちゃうんです。ですから、そういうことであってはならないということで三面張りを国のほうにお願いをして、そのようにさせていただきました。

しかし、今回の水害ではそれもかなわない、全く意味がないということです。そういったことであの水害になってしまったと。

あともう一つは、やはり消防団、町の職員もそうですが、いわゆるあの河川の成竜橋に水位、水の高さ、こういったものを確認しなければならない、夜でも昼でも。全くあの橋の中にすると、満水になったときとか洪水、大変恐ろしい状況になります。そういう中では国のほうにお話をし、そこまで行かなくても成田保健センターで水位が確認できる、そういったこともお願いをしました。やはり命は大事です。そんなことをさせてもらったと。そういう矢先の中で今回のああいった水害が起きてしまったということでもあります。あとは、今状況はそういうことで遊水地というふうに決まったということです。

以上です。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 令和元年にあれだけ大きな水害が起きたんですが、その前に私も2回ほ

ど質問していますけれども、その間に堤防の強化あるいは河道掘削などの工事が行われたかどうかは、どう認識されておりますか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） 先ほど言った堤防については、そのように、いわゆるこれは今は国管理ですが、水害の前は県管理です。県管理の中でそういうふうにしてきたということでありますので、いずれにしても、その中では実際町が管理するものではないので、要望はしたけれども、そういった状況であったということです。今回の水害がああいうことがあって初めて県では駄目だと、国が今回直接行うことになったということであると思います。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 時間がなくなってしまったので、まとめて質問をさせていただきたいと思えます。

私が一番危惧しているのは、今後、成田地区において絶対に洪水被害が起きてはいけないと思っています。そういう中において、須賀川の浜尾遊水地は遊水地があるにもかかわらず、浜尾地区は大規模な水害が起きました。成田遊水地ができて水害が成田に起きないと確約できますか、それをお聞かせください。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） まず、絶対ということは私はないと思います。ただ、農地は例えば満水になって、じゃ満水のときに地震になったらどうなりますか、大きな地震あったら。当然、決壊するんです。そういうことも考え、最悪の場合を私は考えています。ですから高台移転だと言っているんです。ですから、どんな強固な堤防であっても必ず高くすればするほど危険だということです。ですから堤防より高いところに移ることが、これは絶対必要だと、そういう観点から集団移転で高台移転と、そのように申し上げております。

以上です。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 時間が足りなくなってしまいましたので、終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（古川文雄） 3番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 円 谷 寛

○議長（古川文雄） 次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛であります。

遠藤町政への最後の一般質問をさせていただきます。

昭和62年6月議会に始まって、私の一般質問は今回で122回になると思います。残虐非道を極めるプーチンの侵略戦争というのは、連日、ウクライナの国民を殺りくし、住宅や学校などの施設を破壊し続けています。愚かな政治家たちはこれを止めることができぬままに残酷な殺りくが今日も続いています。世界の大きな食料輸出国であるウクライナの穀物がロシアにより輸出できない状況にあり、貧しいアジア、アフリカなどの国々が飢餓にさらされようとしています。プーチンは、ここでもまた人殺しをするのでしょうか。

この戦争により、世界経済は大変な状況になってきております。片方で飢えに苦しむ人がいる反面、笑いが止まらないほど大もうけをしている人々がたくさんいることも忘れてはなりません。原油や天然ガスの大幅な値上がりで、その産出国は何と日本のGDPの2倍以上もの値上がり益でもうかるということでもあります。アメリカの武器援助で、アメリカの兵器産業はフル稼働で大もうけをしています。こういうことが戦争を長引かせるような動機になっていないか、我々はこういう点も見逃さずに見ていく必要があると思うんであります。

翻って、日本はアベノミクス以来の円安政策、こういうこともあって、今朝の新聞では23年8か月ぶりの1ドル135円台にまで円が安くなっております。この急激な円安と原油不足などにより、日本の中小企業は大きなダメージを受けています。今朝の新聞では、東京を中心に庶民の生活を支えてきた100円ショップ、銭湯、クリーニング店などが次々と消えているということでもあります。一方の食料品と生活必需品のほとんどが値上がりしたか、これから値上げをする状況だとマスコミも報じています。

しかし、片や輸出産業や海外展開の大企業は、この歴史的な円安の中でぼろもうけをしているということです。今年3月期の旧一部上場、今はこの区分けがいろいろ違う名称になっておりますけれども、分類も変わっていますけれども、一部上場企業で金融以外の1,321社の純利益は、前年比37.7%増の34.1兆円になり過去最高を記録しています。

私は、昨日、鶏の餌を買いに矢吹のビバホームに行きましたが、この餌は2割近く値上が

りをしていました。それは予想内のことだったんですけれども、私が驚いたのは、この全てのものが値上がりしている中で、新潟産のコシヒカリが玄米で買って前に行ったときは9,800円プラス消費税8%なんですけれども、昨日見たらば1,500円も値下がりをしていました。これは日本の農政が大変な状況にあるということを深い絶望感を味わったのであります。何でも日本中の農協や米穀商の倉庫には、たくさんの米の在庫が山積みされている。この在庫圧力が米の価格を引き下げているのだそうであります。

今の小選挙区制では、少数派には全く政治が冷たくなる。そういう少数派の協力を得なくても政権は維持できるというふうなことで、農家に対しては非常に冷酷な現実が突きつけられております。農民は少数派になりました。農民の票など、特に米作農家などはなくても、自公がアベックを組んでいけば政権は維持できる、こういうことで農家をいじめているのではないかというふうに思います。戦争で円安でもうける者と苦しむ者がいる中で、政治は何をすべきなのか、政治家も選ぶ側の国民も、今、真剣に考えるときではないでしょうか。

ウクライナへのプーチンの侵略戦争の最中に、私は大変貴重な人を失ってしまいました。その人とは早乙女勝元さん、90歳です。12歳であの東京大空襲を目の当たりに体験、生涯にわたりその記録を残すために活躍をされてきた方であります。1970年に結成した東京空襲を記録する会で、市民の体験記などをまとめた「東京大空襲・戦災誌」全5巻は菊池寛賞を受賞し、この影響で全国に空襲を記録する運動が広がることになりました。

私は、およそ40年ぐらい前に福島市で新潮社の文化講演会で早乙女さんの講演を聞きました。本当に情熱のほとばしる感動的で忘れられない思い出です。5月20日の告別式には、初代林家三平夫人でありエッセイストの海老名香葉子さん、映画監督の山田洋次さんが弔辞を述べ、山田監督は「反戦で貫かれた見事な人生を心から賞賛したい」と述べたということがあります。

暗い話ばかりで終わるのはもったいないので、最後に我々高齢者に勇気を与える話を1つだけしたいと思います。アメリカ・サンフランシスコ港を3月27日に出発し、太平洋8,500キロメートルを69日間かけて単独無寄港でヨットによる世界最高齢で達成した堀江謙一さん83歳の快挙は、実に見事なものであります。誰にもまねることのできない大記録であると思います。本当にすばらしいものであります。

長さ僅か6メートル、重さ僅か1トンのヨットで、気の遠くなるほど広い太平洋を横断するということが、いかに大変なことであるかということは、私はおよそ50年も前に堀江さんが太平洋をヨットで初めて横断したときに出してベストセラーになった「太平洋ひとりぼっち」という航海記を読んでいるので、よく分かっているのですが、83歳にして達成したということに、改めてこの人の忍耐力と物すごい体力と精神力に深く感動いたしております。

私が、この「太平洋ひとりぼっち」の中で特に印象に残っているのは、「私はしけで必死



に海の上でヨットを操っているとき、全く不安を感じていない。不安になるのは静かに波もあまり高くないなぎのとき。そのときに次のしけをどう乗り切るのかと考える。そのときは本当に不安である」というふう述べている一節です。

冒険家ばかりではないと思います。何不自由なく幸せそうに生きている体の丈夫な若者が自殺をしたりする例があったりすると、私は堀江さんの言葉を思い出します。「元気な若者よ、もっと冒険せよ、挑戦せよ」と言いたい思いに駆られます。

前置き長くなりましたが、私はいつも申し上げているとおり、この通告書で質問の要旨は簡潔明瞭に述べているつもりでございますので、以下、この通告書に従って質問したいと思います。

まず、第1の項目は、先ほど吉田議員も質問しましたように、成田遊水地計画と町の対応策について質問いたします。

(1)は、知事への3町村長申入れとその結果についてであります。

9日に3町村、矢吹、玉川村、鏡石町と3町村長が知事への申入れをしたということですが、その結果についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） ご質問にご答弁申し上げます。

県に対する3町村での要望活動につきましては、昨年の11月にも行いました。今回2回目の県への要望活動として先週9日に3町村の首長で県庁に出向きまして、井出副知事に県及び県土木部に対する要望書を提出いたしました。また、同日でありますけれども、県議会の渡辺義信県議会議長を訪問しまして、県への要望活動についての報告と、県議会に対し遊水地整備事業に対するご支援とご理解を求めたところであります。

要望書の内容につきましては、5月の定例全員協議会でご説明申し上げましたとおりでありますけれども、遊水地区域内の道路や橋梁の整備についてが大きく1点、遊水地区域内に流入する支川管理と遊水地計画区域、上流の治水対策について、2つでありますけれども、細かくすれば4点について県に対して要望をしたものであります。

今般の遊水地整備は、この地域の生命と財産を守るものであると同時に、阿武隈川下流域の県内各市町村の安全・安心のために整備されるものであることから、県においても要望した各項目について前向きに取り組む姿勢を示していただいたということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 詳しくは、また後で示していただきます。次に進みたいと思います。

(2)として、国土交通省のその後の提案、前に推奨いただいておりますが、その後、その提案に変更はあったのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質問にご答弁を申し上げます。

住宅移転先の整備手法について、国が直轄で整備する旨の提案を受け、先月の定例全員協議会でご説明を申し上げたところでございます。また、先日6月2日に地元協議会の役員会が開催され、移転先については国が直轄で整備する手法が示されたとの報告を役員に対し行いました。

なお、国土交通省から提案の変更については、現在のところない状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これらについては、またよく説明を後でしていただきたいと思いますが、(3)の町としての対応は確立されたのかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質問にご答弁を申し上げます。

現在、今後の整備に向け、国においても内部で農政部局などとの協議を行っている状況と聞いております。町としても現在のところ対応について確立がされている状況ではございませんが、これらの国の協議結果を踏まえ、引き続き国との役割分担について協議を行い、産業課遊水地営農対策室とも連携し、早急に移転先の詮索や営農継続のための支援などを進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） この問題については、吉田孝司議員と、賛成者、私との連名で特別委員会の設置について要望しておりますので、その中でじっくりこれから話をしたいと思っておりますので、先に進めたいと思っております。

2番目の駅東開発予定地の工場誘致について何らかの前進はあったのかということについてお尋ねしたいんですけれども、かつて私も前に質問したんですけれども、ニプロの社長と工場長が駅東の準工地域の現地を見て、その後どうなったと言ったら、まだ何も聞いていないなんていう、何か全然気がないような、町として一生懸命その後どうしたんですかと、先

ほど吉田議員もあつたように一生懸命聞いて働きかけをするべきなのに、何か気の抜けたような返事をしていたんですが、その後、何らかの前進はあつたのかについてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

企業誘致について、現在のところ前進はございません。駅東第1土地区画整理事業地内の準工業地域について、昨年度、道路排水計画業務委託を実施しまして、排水や調整池の調査をしたところであります。

さらに、準工業地域内の町有地は、ばらばらに点在しているという課題もあります。企業の要望に対して迅速に対応できるのは、区画整理手法により大ブロックを整備して企業の希望によりまして中小ブロックに再整備をして販売するという方法であります。企業誘致については区画整理事業の進捗と大きく関連していることから、関係課と連携を取りながら推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） この問題についても、一応問題点としてはニプロの社長と工場長が現地を見て、その後どうなったのかについて非常に町の働きかけが弱いと、こういう面での問題点があつたと思いますが、今度、町長も代わることで、この辺について工場誘致に取り組むことは町の発展にとって欠かせない。まして今度、成田で広大な農地が施設園芸などを含めて失われていくわけですから、その人たちの仕事の確保のためにも、工場誘致というのは一生懸命取り組まなければならない課題だと思いますので、引き続き我々はこの問題について質問していきますので、十分答弁ができるような、そういう取組をお願いしておきたいと思つています。

3番目は、広域消防鏡石分署の移転についてお尋ねをいたします。

これは、今、健康福祉センターの西側に非常に大きな道路があつて、それを旧県道を越えて須賀川のメガステージのほうまでのあの高久田一貫線までつながる予定でございますが、その旧県道のところに消防分署があるわけでございます。このためにも私は消防分署は移転するしかないと考えているんですが、もう一つの観点で、非常に救急車が鳴って、そして旧国道とか4号国道とか出る場合、住宅地を抜けて、あるいは中学校を抜けて公共施設も公民館などがあると、そういうところを一々サイレン鳴らして救急車が通過をする。非常に授業の妨害とか住宅の安眠妨害とか、私なんかもその中学校の前のほうに住んでいるんですけど

も、サイレン鳴ると、どこに行くのかななんてテレビを低くして聞いたりしなくちゃならないわけですよ。だから、あれは道路の拡幅に引っかからないとしても、あの消防署はまずいと、こういうふうに断定せざるを得ない。

だから、駅東の地点で新しい県道に面した場所などに速やかに移転をすべきではないかというふうに思うんですが、町を取組についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川消防署鏡石分署につきましては、須賀川地方広域消防組合で管理している施設でございます。昭和49年2月に建築され約48年が経過しているところでございます。

広域消防におきます各施設につきましては、令和3年3月の組合におきまして今後の施設維持に関する個別施設計画を策定しておりまして、その計画によりまして、鏡石の分署につきましては令和4年に部分補修、令和15年から3年間で建て替えするという計画という形になっています。

おっしゃるとおり、消防署、救急車とか消防車がありますので絶対必要なものですが、議員のおっしゃるように24時間いつ鳴るか分からない、騒音が鳴るということで、絶対必要だけでも、自分の家の隣にはいてほしくないような、ちょっと不思議な施設でございますが、移転先につきましては今のところ、ここだということはありませんが、敷地、用地につきましては町のほうで用意しなければならないと。上物につきましては組合で負担するというふうになっていますので、用地につきましては今後、組合とお話をしながら決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 令和15年なんて悠長なことは言っていないんです。あれだけの健康福祉センターの脇の道路があれだけもう整備されて舗装するばかりまでになっているわけですから、これはあそこ旧県道に抜くというのは、やっぱり町の至上命令だと思うんです。健康福祉センターに対するアクセスなどを考えても、これは令和15年なんて言っているんじゃないくて、もっと早く前倒しでやるしかない。

町は、土地はいっぱい今、駅東の中にもありますし、駅東の土地が高過ぎるとすれば、そのさらに東に行って、今、農地が暴落しておりますから安く買えると思うんです。そして、一般の人は調整区域だったら何も対策できないんですけれども、町は特権があるんです。できるんですよ。その農地、駅東の駅前でも市街化調整区域でも何でも町はできるんですよ。

だから、そういうところを確保して速やかにその移転ができるように取り組むべきであると思うんですが、再度その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） この鏡石分署についてでありますけれども、これについては私も消防のいろいろ関係市町村とも話をした中で、あと計画の中も携わっている。そういう中で今、総務課長からお話ししたとおり、鏡石の分署は相当古いということであります。次の建て替えが順位としては相当高いということであります。署のほうにお話ししておくのは、やはり今、議員が言われたとおり私もそう思っています。なぜかという、今のところよりも県道、そして東西は鉄道がどんなことがあってもすぐ通れる、そういった状況になると県道しかない。鏡石の分署は、これ鏡石ばかりじゃなくて、玉川、石川、範囲がかなり広いんです。そういうことからすると私も県道沿いがいいのかなと思っております。

その用地確保については、先ほど総務課長がお話ししたとおりであります。そういう中で、署のほうには内々的には伝えてはありますので、次期町長の中でいろんなことで皆さんからも提案をしていただければいいのかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、コストのことを考えれば、駅東よりも駅東の区域以外の調整区域などに、羽鳥地区のほうにでも移せば、なおコストが安くなって済むのかなと思いますが、ぜひその辺を前向きにご検討いただきたいと思います。

4番目は、成田保健センターの確保についてであります。

私も、成田の老人クラブの役員をやっています。あそこで歴史資料館の当番なんかも入れられて大変なんです。忙しいのに入っていたりして、何とかこの間は田んぼやらなければならないからなんて、代わりにやってもらったりしているんですけども、そこでやっぱり成田の保健センターをいつも目の当たりにしているわけです。そうすると、これも町がこの前、解体する計画のリストに入っていたよなんて言ったら、成田の人たち、みんな怒っているんです。何で、これ、そっくりしたやつを壊すんだと。成田の下の構造改善センターは遊水地の中で水没するんだろうと、壊さなくちゃならない、それはしょうがないと。しかし、この保健センターは洪水なんて出た場合は避難所にもなるし、その構造改善センターの代わりに集会場施設にもなるんだと、これは壊すなんてとんでもないなんていう意見が出ているんですけども、むしろ、いわゆる健康福祉センターを造るために、同じ床面積の建物を解体しないと補助金が出ないというんだっただらば、もっとほかの施設を選んで成田の保健センター

は残すべきではないかというふうに思うんですけども、見解をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、現在新たな保健事業の拠点といたしまして健康福祉センターを建設しておりますが、建設に係る基本計画におきまして、町の保健センターや老人福祉センターなどの既存の類似施設について、統廃合や機能移転など施設の適正な配置の検討が今現在進められております。

ご質問の成田保健センターにつきましては、地域保健法の第18条の規定によりまして昭和59年に建設されまして、集団健診の利用をはじめ災害時の避難所、選挙の投票所、地域のコミュニティー拠点など幅広く利用されているところでございます。

ご質問の統廃合ということに関しましては、計画書を作成する際に、ここにある機能を持っていくとか、あと、ほかにはやっぱり取り壊すというところのリストになっていると思うんですが、成田の保健センターにつきましては、いわゆるこの保健センター機能、いわゆる先ほどの法律のほうの機能だけを移して、建物自体は用途を変えて今のところ残す予定というふうになっておりますので、今後どういうふうにするかということについては成田区さんと相談しながら、地区の拠点施設として利活用していく計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、成田の保健センターは名称は変えても、あるいは機能は変えても結構でございますので、下の構造改善センターも解体をすることになるわけでしょうから、ぜひ残していただいて、これは洪水のときの避難所とか集会施設として活用できるそういう施設だと思いますので、ぜひ残していただきたいというふうに思います。

5番目は、役場庁舎のバリアフリー化についてであります。が、（1）番、エレベーターの設置を真剣に取り組むべきときではないかということです。これ、私も町の経費のことも考えたらば、簡易のエスカレーターがいいんじゃないかなと、カタログを会社から取り寄せて総務課長にやったんですけども、これは建築基準法で、これをつけると階段の幅が確保できないと、それで、これはまずいということになったんで、再度これはエレベーターしかない。やっぱり町の議会室が、この議会の場が障がい者が上がってこられないというのは、これはやっぱり差別です。そういう人たちは議員にもなれないのか、傍聴にも行けないのかということでは、これは町民に対する差別になってしまうから、ぜひこれはエレベーターを

検討してもらい、我々今まであまり言わなかったのは、今の健康福祉センターできるところに役場を移すなんていう計画があったから、我々は遠慮してちょっとの間の我慢かななんて思っていたらば、何かそれは今なくなっちゃったような状態ですので、ぜひこれはエレベーターの設置を検討すべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

役場の庁舎につきましては昭和47年に建設されまして、2階フロアへのエレベーターは現在、当然設置されていないというのが状況でございまして、そういう方がいらっしゃる場合は職員等で対応するというような形を取らせていただいて、その利用者の方についてはご不便をかけているのは現状でございます。

公共施設のバリアフリー化につきましては、障がいを抱える方や高齢者、妊婦さんなど様々な方が安心・安全に利用しやすい施設とするために、いろんな施設の増改築に合わせましてユニバーサルデザイン化を進める必要があるというふうに認識しております。

ご質問の庁舎のエレベーターにつきましては、議員のアドバイスによりまして、エスカレーターみたいなものについては、なかなかそれは建築基準法上、難しいと。当然、次の段階によりまして、今、非公式でお話をさせていただいて、建築基準が相当古いものですから、外側に増築が可能なのか、内側でも大丈夫なのかということに関してちょっと調べさせていただいて、そちらのほうはちょっとクリアされそうな感じでございます。

今後は、具体的に、じゃどこにつけるかというような話を、ちょっと予算かけて積算は今のところ難しいので、今のところはちょっと問合せの段階でどのぐらいかかりそうかなという形では、今、問い合わせしている最中でございます。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、もう少し深い検討をお願いをして、ぜひ障がい者でも議会に傍聴へ行けるんだと、障がい者でも何の気兼ねもなく町会議員になれるんだというやっぱり状況をつくらないと、これはそういう方々に対する町の差別になってしまうんです。これは財政的な負担があろうとも、やっぱり実施をしていただきたいとそういうふうに思います。

6番目ですけれども、これは非常に残念なことなんです。12年間やってきて、ここで言いたくないことを言わざるを得ない。これは、やはり私は町長の最初に出たときの後援会の副会長をやったんです。その後の選挙で当選した仲間と話をして、やっぱり議長は私じゃなかった。その次の候補者の3倍も議員やっているんだ。一般質問だって今何倍もやっている。

ということだったら、ある仲間の議員が、じゃ2年交代でやったらいいんじゃないかと、こういうことを決めたんですよ。しかし、裏切られたの、その人たちに。町長にも電話して口説いたんです。そうしたら、「あんたが仲間を多数取れないのが悪いんだべ」みたいなことを言ったから、だから、それは後からまた出てくるけれども、そういう偏った考え方、そういう議員と非常に癒着して、町長室に年中、はびこらせていろいろ話してきた。それが様々な失政を生み出した。次々に後からやりますけれども、そういうことに対して反省はあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） ご答弁申し上げます。

今ご質問の中で、一部の議員との癒着が様々な失政を生み出したということではありますが、具体的に言われていないので、ちょっとその中身はどういうふうに関わっているかわからないということなんです。

そういう中で、今質問あったように、役場の中の町長室に一部の議員と言われますけれども、私はいろんな意味で課題解決も含めて議員と皆さんと意見交換するのは当たり前。それが一部の議員と言う。皆さん、いつでも入ってきていいわけですから、私、拒んだことはありません。入ってきた場合には全て。あと一般町民についても私が特段会議中とかそうでない限りにおいては、今まで一度も住民の方も来て断ったことはございません。アポなしでも私はずっとやっています。議員だって同じです。やはりそういったことがあれば私にいられていいわけですから、実際はあと1週間しかないんですが、私はそういう気持ちでいます。誰一人断ったことはございません。多分、円谷議員さんにも、私は入ってきたって断ったことはありません。そういうことですので、そこはお間違えのないようにしていただきたいなというように思っています。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） そういうことを表面的に言うんでなくて、やっぱりみんな見ているんですよ。いつもその腰巾着の議員は町長室に入り浸っていると。みんな見ているんです。出ている入るのも見ているんです。そういう結果、この2番目の問題が出てきたんです。

これは税の個人情報漏らして、ある議員に辞職勧告決議なんてやったんだ。その提案者はもう議員になれなくなりましたよ、そのために、そういうことをやったおかげで。ある町民から批判されて、「一体何やっているんだ」と言われたわけでありまして。それで町会議員に出られなくなっちゃった。私はうがった見方をすれば、そのためガソリン15円も高く



入れてやっているのかななんて思ったりしているんだけど、そういうことをやってきたんです。

この税の個人情報で議員辞職勧告決議出すのは、うわさではできないですから、うわさでは。責任ある者の回答がないと、ある議員に議員辞めなさいと決議出しますか。絶対出ているんですよ。責任ある職員か、あんたから出ているんですよ。これはその癒着の表れなんです。

私があのと時から落選して、後から出るんだけど、暴力団的な半グレやくざに脅迫的な言動を受けて、帰り待ち伏せされて、そして刑事被告人となって私は議員落選をして4年間浪人したんだけど、その半グレやくざのおかげでひどい目に遭ったんだけど、それは後から説明します。そういうことをやったときにだって、いろいろ後からこれから言いますが、私も町長責任ないかい、税の個人情報を下ろした。私が議員やったら、絶対これは出さなかったなと私は思ったし、今も思っています。大体認識がないんですよ。税金の個人情報というのはいかに大事なものだかということをおんたたちは認識が甘かったんだ、反省ないですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） まず、私個人が漏えいしたか、もう一つは職員が漏えいしたかということだと思います。まず、職員に関して申し上げますと、地方公共団体職員の守秘義務については、地方公務員法第34条に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」と規定されています。このため、税の個人情報の漏えいというのは当町においてはありません。したがって、その漏えいの責任、いわゆる職員です。職員がやった場合のその反省というのは、私は職員がやっていないということでありますので、それはない。

もう一つ、私個人は全くそういったことはしてございません。これもはっきり申し上げます。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） そういうことを言っているから駄目なんだよ、あんたは。あんたにはその個人情報を守る責任があるんですよ。部下が漏らしたって、あんたの責任なんです。そういう部下を教育しなかったから、あんたの責任。そのために、あんたは高い給料をもらっているんだから、責任があるから給料は高いんだから。そのことを間違えないでくださいよ。

そして、これ渡辺定己君に聞けば一番分かるのかもしれないけれども、とにかくこういう

議員辞職勧告決議なんて出すのに、うわさ話で出せますか。もしうわさ話で、もし違ったら大変なことになりますよ。それは絶対に確実な証拠を持ったから彼らは辞職勧告決議を出したんですよ。それは町長、責任あるんですよ。これはあんたと何時間やったって、恐らくあんたは誠意がないから、まともに入ってはこないから、これはこれからも私は引き続きあんたの責任だと言っていきますよ。

(3)番は、最低制限価格の入札制度は腐敗の温床である。これは各地の事例で明らかなのに、なぜ固執するのか。

この制度をなくせと私は言っているんです。町長も副管理者やった責任はあるけれども、私、保健環境組合の監査をやってきました、2年ほど。その中で、まだこの最低制限価格で保健環境組合は1億円の無駄遣いやっているんです。今は天栄村と長沼町、今、長沼地区というのかな、その境目に最終処分場を造っているんだ。ここの工事に東京の佐藤工業が工事やっています。しかし竹中工務店は1億円安く入札したんですよ。しかし、それを蹴って1億円高い佐藤工業にやらせる。私は監査でこれをしつこく言ったんだ。だけれども、多勢に無勢で、職員上がりの代表監査も何かそういうふうになっているから、なっていたってそれはおかしいべと私言っているんだ。何で1億円という金を浮かせないんだ。しかし、全く回答にもならない回答をしながら押し切られた。

竹中工務店というのはれっきとした一流大手ゼネコンですよ。なぜ1億円安くやるというのにやらせないのかと私は言っているんですけれども、このいわゆる各地の事例という腐敗は、会津美里の町長が最低制限価格を漏らして逮捕されて失職した。私、この人の前職、知り合いなんですよ。この人は会津高田の町長だったんです。その前は県議員だったんです。私が町会議員に当選した昭和62年に、その人は県議員になって、土井たか子委員長のときに新人議員の研修で東京に行って一緒に泊まって、私、宿世話しているよ、知っているところあったから、私は東京の弥生会館、上野の不忍池の近くにあるんですよ。ここに郡山選出の古川正浩さんと3人で泊まって勉強会、土井さんの時代に勉強会へ行った仲です。その人はその後、県議員を降りちゃっている。そして、その後に会津高田の町長になった。その後なったのが、この前、最低制限価格を漏らして逮捕されて失職した町長だったんです。そういう因縁もあるんですけれども、しかし、これは絶対駄目だと、こんなもの。何で手抜きやるんだ。手抜きやれないように、ちゃんと検査体制つくるべきなんですよ。そして、何も安くてやるという人にやらせばいいんです。これはなぜこれにまだ固執しているんだか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共工事の適正な施工が見込まれない低価格の受注、いわゆるダンピング受注につきましては、工事の手抜きによります品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底につながるようになるため防止する必要があります。このため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律におきまして、ダンピング受注防止が明記されているところでございます。

このような国の要請を受けまして、町におきましても町発注の公共工事におきまして、極端な安値発注を排除し品質の確保を図るために、そのような最低制限価格を設定しているものでございます。

今後も最低制限価格につきましてはの制度も含めまして、入札の適正な執行には努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 全くそんな話は聞きたくない。ダンピングで品質が劣化する。だから私、検査をしっかりとやるような体制つくりなさいと言っているんだよ。そんなきれいごとで税金を無駄に使っていいのか。例えば最終処分場を保健環境組合1億円、竹中工務店がやったら竹中工務店は手抜きやるんですか、それで。三十何億とかという工事を1億円切ったから入札価格で落札したからって。そういうごまかし言って駄目ですよ。素人は本気にするかもしれないけれども、僅か2つか3つの数字で今は談合なんてやることないんです。その予定価格、最低制限価格が分かれば、それはちょこっとうわさすれば完全にとれる。談合は注意罰則が今かかっているから。そういう危険なリスクを腐敗の温床になるようなものをやっぱり制度としては残すべきでない。私は、これはこれからもやっていきます。

検査体制、しっかりとればいいんです、職員が。手抜きやらないように。それは高くやったからって手抜きしないということないですよ。もうけは何ぼでも多いほうがいいんだから、業者は。これは駄目です。

（4）番、ある建設業者が予定価格を教えれば町長と議長の選挙費用を持つと、こういう申入れの対応は正しかったのか。

町長はこの前の答弁、私、議事録をよく読んでみた。その業者を知っているなんて。知っていて何の手も打たないで、町長、いいのか、それで。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） ご答弁申し上げます。

これは、今、議員が言われたように以前も質問がありました。そこで答えたのが、私はそ

の業者から直接は話を聞いていない。私はその業者に確かめる必要もないというふうにお話をさせていただきました。これが申入れの対応は正しかったのかということでもありますけれども、まさに入札に関しましてはこういった話は一切私は聞き入れておりません。また、左右もされないということで、この12年間やってきました。

そういうことで、いずれにしてもこの入札に関しては長が誰から言われたから手心を加えるとか、そういったことはやる必要はないし、この12年間、全くそれについてはしてごさいません。神に誓ってもそういうことです。正直言って、私がそれしたら私の親にも申し訳ない。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） そういうきれいごとの答弁を聞いているんじゃないんだというの。あんに言わないで議長に言ったと言うけれども、そんなのは議長に言う前に、あんには何回も言っているんだよ、実際は。だって、全然議長になんか権限がないのに言うわけないんですよ。だから、その前にあんに言っているの。それを言ったことは、もう贈賄未遂だから、未遂。現に渡さなかったにしろ贈賄を申し出たんだから、それは贈賄未遂で犯罪なんです。きちっと対応しなきゃならないんです。指名停止半年とか1年とかって。それをやらないでいたのは、やっぱり町長の責任は重大であると。これはあんのきれいごとの答弁聞いたってしょうがないから前に進みます。時間もないから。

5番目、議員同士の約束は破ってもよいと考えているのか。これはさっき言った議長2年交代です。私はその当時は、対抗して議長になるという人と議員経験3倍もあつたんだから当然私だと、こうやったんだらば、そうしたらば2年交代にすべきだと、2年交代決めたんですよ、その場は。そうしたら、それを後から破られた。そのときに町長言った言葉が「多数、あんたがつかまないと悪いべ」と。約束はそういうものなんですか、約束はそうやって破ってもいいんですか。過半数を維持できなかったあんたが悪いということでもいいんですか、それで。町長。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） これ、議員の関係で私が議員の皆さんに、次は議長はこのようにしてくださいと言える立場でもない。それは議員の中でしっかりと議論をしながらやるべきだ。そこに入ったら逆におかしいじゃないですか。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛）　そういうきれいごとの形式的な話を聞いているんじゃないんだ。あんたは、その後、その議長と癒着をしているろんな悪いことをやってきたんだよ。そのことの反省はないでしょう。何であんたに言わないで議長に賄賂を申し出るんだ。それはあんたが癒着して一つ一つだからでしょう。年中、町長室に入り浸って、あんたと一つ一つと悪巧みやっているから業者もそれを見て言ってきたんですよ。反省ないんですか、きれいごとばかり言っているんじゃないよ。

じゃ、言ったって分からないから、きれいごとばかり言っているから、あんたの感覚はそういうことなんだな。過半数取れないのはおまえが悪いという、そういうものか、約束というのはそういうふうに破ってもいいのか。その約束を破るような男を重用したおかげで、いろんなこういうミスが出てきているでしょう、議員辞職勧告決議なんて税の個人情報を用意してやったり、そういうことですよ。

じゃ、次に進める。あんたに言ったって、きれいごとなど聞いたって分からないから。

その次は、町民プール管理上の誤りだ。利用の独占的な特権容認、それを教育長が許可したんだ、そのプールの指導員に。そして、何レーンでも3レーンだったら3レーン貸し切っていていいんだと。私が注意したときに、往復のコース4コースのうち3コースをその半グレやくぎの指導員のプールを2人しか泳いでいないのに3レーンを専有していたんです。もっと1つのレーンに10人も20人もいたんです。これ泳げないんですよ。速い人と遅い人があわさって。それで私は監視員に言ったんです。「何だと、これは。もう1レーン、こっちに譲るように言え」と言ったら、何にも役立たずだ、役立たずのでくの坊が監視員をやっていたんだ、そのときは。今は分からないけれども。そして、直接言ったらばわめき出したんだ。子供を連れて私が入っているサウナに子供を並べて、「この人がおまえらのあれを妨害しているんだ」とかなんて言って、それで帰りは、帰ったなとせいせいして私帰ろうとしたらば車に待ち伏せしていた。そして、私にひかれたという。私は絶対ひかない。だって弁護士を立ち会わせて何回も実験したんだ。絶対ひけないんだよ、ただ立っている、足入れない限り。バンパーがあって、そしてフェンダーがあるんですから。弁護士と何回も実施やったんだ。絶対踏めない。それをでっち上げたのに、あんたは「犯罪者を出して申し訳なかった」と職員に謝ったの。何が犯罪者なんですか。実際に何も調べもしないで、自分たちがそういう状態をつくり出しておいて何を言っているんですか、謝罪しなさい、謝罪を。

○議長（古川文雄）　質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作）　いずれにしても、本事件につきましては報道の内容以上を知ることは私はないんです。ですから、そのコメント、これは一般論として述べたということです。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） そういう形式的な論理ばかり聞きたくないんだ。分からないのに何で犯罪者なんて決めつけるんだ。決めつけたんでしょ、犯罪者というのは。私は裁判で無罪になったんだよ。その決めつけ方が間違っていたんだから謝りなさい、撤回しなさい。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） まず、新聞、ニュースということで知り得た。でも新聞記者等について申し上げますと、これは須賀川警察署のニュース、刑事課、これは傷害容疑者の逮捕についてと。配布先は新聞、さらにはテレビ、そういったものをマスコミのほうに流したものを私は新聞記者のほうから頂いておりました。コピーをもらいました。その中で最後に「状況として被害者からの届けを受け所要の捜査を実施したところ、被疑者の犯行が明らかとなったため逮捕したもの」と、これは警察の新聞、須賀川警察署のニュースであります。それに基づいて記者が私に聞いてきた。それに基づいてコメントをしたということであります。

これは私も確かにコメントは、これは民友でありますけれども、「町民の信頼を裏切るもので大変残念」とコメントしたというそういうことをこの記事には書いてあります。その下に、「同町の女性（75）は『残念。町民の代表の議員なので慎重に行動してほしかった』と嘆いていた」。これも新聞です。ですから私も記者のほうから見せられて、こういった内容でコメントしたわけです。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） だから、それが間違っていたんだべというの。調べもしないで何で犯罪者呼ばわりするんだと聞いているのに、何しらばくれたことばかり言っているんだ。ふざけているなよ。あんたは施設の管理ができなかったんだ。だから3レーンで2人しか泳いでいないの、その半グレやくざに1レーン譲れと言ったらかかってきたんだよ。そういう施設の状況を知らなかったでしょう、教育長に任せたのか。教育長は大声で3レーンなら3レーン貸し切ったから、ほかの1レーンで一般の人が10人も20人も泳いだらどうなのか、現地をあんたら見ていないから分からないんだ。俺もずっと通ってたってあんたらに会ったことないんだから、教育長にも、前の。あんたはそういうきれいごとと言って逃げようとするけれども、間違いを認めろというの。犯罪者なんて無罪になったんだぞ、裁判で。何が犯罪なんだ。反省ないのか、撤回しろ。

○議長（古川文雄） 円谷議員に申し上げます。

地方自治法第132条に抵触するおそれがあります。暴言が入っておりましたので撤回を願います。

○11番（円谷 寛） 何が暴言だ、この。ふざけたことばかりやっていて、このやろう。おめえが悪いんだ、一番。このやろう。

○議長（古川文雄） 再度申し上げますか。

○11番（円谷 寛） 答弁しろ、答弁。

○議長（古川文雄） その前に暴言の撤回をお願いします。

○11番（円谷 寛） 何暴言したというんだ。

○議長（古川文雄） 暴言ありましたよね。

○11番（円谷 寛） 暴言じゃない。暴言でないよ。

○議長（古川文雄） 品位の保持、第132条、読みますか。

○11番（円谷 寛） 勝手なことを言っているな。何が暴言だというんだ、言ってみろ。

○議長（古川文雄） もう一回言いますか。

○11番（円谷 寛） 言ってみろ。

○議長（古川文雄） 円谷議員に申し上げます。地方自治法……

○11番（円谷 寛） だから、何て言ったのが暴言だか言えと言っているんだ。

○議長（古川文雄） ちょっと確認します。

○11番（円谷 寛） 何て言ったんだ、暴言。

○議長（古川文雄） 暫時休議します。

休議 午後 1時57分

開議 午後 2時10分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

円谷議員に申し上げます。

地方自治法第132条に、品位の保持というものがございます。その中で、先ほどの質問の中で町長に対して「ふざけているなよ」というようなことが私は暴言に該当すると思われまますので、発言の撤回を求めます。よろしいでしょうか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私は不本意だけれども、ふざけていると思ったからふざけていると言ったんだけれども、一応ここを収めて議事進行のために了解したいと思います。あまりいい気になっているなよ。

○議長（古川文雄） じゃ、次の質問に移ってください。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） このプールの管理上の誤りは、やっぱり謝罪しなきゃならないよね。そういう半グレやくざが思うように支配しているのに気がつかなかった。それで実態も調べないで私を犯罪者呼ばわりしたのは絶対間違っているから、それは私も今、撤回したけれども、本当に真面目な考えでない、ふざけた話だというふうに私も理解したから言ったんであって、もう一回質問します。その辺について話はないんですか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） その件については、当然そのときも教育課の中で議論していろいろ検討したと。今日そういうことで正式にあったということで、あのプールの管理、これについては適正な管理するように、これは指示したいと思います。ただ、先ほどの質問とは別だということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 7番は、これはこの前のあれでも質問でも言ったけれども、3月議会で。新人の町長予定候補者を陥れるために、基金積立てに不正があったと派閥議員の勉強会にマスコミの記者を動員して説明したことは、自らの責任であるにもかかわらず、その責任を部下に転嫁しようとした恥ずべき行為だったと断じざるを得ないが、反省の必要はないと考えるのかどうか、お尋ねします。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） ご答弁申し上げます。

まず、自らの責任であるにもかかわらず、その責任を部下に転嫁しようとした恥ずべき行為だと、今そういうご質問でありますけれども、これについては前にも申し上げましたように、20年度の一般会計において財源不足の理由により、庁舎基金からの繰替え運用をした8,000万円の組み戻しの方法について、これは前任の町長決済に基づいて行われたものなんです。これについては私が指示して行ったものではないということです。その前町長の下で行われた、いわゆる分かりやすく言うと粉飾決算でありますけれども、その責任を私が部下に転嫁しようとしてはいません。これは現町長として基金に戻したいという提案をしたということでもあります。

これは、もっと思いを述べるとすれば21年度の、いわゆるこれは前任者、前町長の中でつ



くった決算報告。これは22年5月31日であります。それを22年9月、これは私が長になってから作成をする、それに基づいて5月31日の状況に基づいて、9月の決算でいわゆる決算書を作成するんです。そのときに、正直言って私に事務方から一言説明があったなら避けられた事案であったと私は思います。なぜ粉飾決算としたかは、私もそういう意味でも分からないということです。

ですから、私は前任者と職員を言っているわけではない。ですから、ただ職員が知り得た中で、私が就任して間もない9月の決算に一言そんなことすれば話していただければ、いや、待てよと、8,000万借りたんだから、まだ返していないんだから、また8,000万にしておこうと、そういうことなんです。

前にも申しあげましたように、発議書にはいわゆる平成30年度に一括払い、ただし余裕がある云々のときには返しますよという中身に、後から見てなっておったんですから、当然そんなことを一言言っていれば全くそういったものにはならなかったということです。

ただ、今回、新町長、そういうことで当選をしたということで、そういうことであれば、新町長となられる方は、私はそのとき名前は一言も言っておきませんが、当時、その庁舎基金を担当する総務課長だった。その辺の事情は次期町長に聞けるとおもうので、その中身については、ぜひ聞いていただきたい。私もあと1週間ちょっと過ぎれば一町民になります。私もその事情については聞きたいなというふうに思っているところでもあります。以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 勘違いしているよ。数千万円の基金を積むとか取り崩すとかというのは町長が決めることでしょう、これ。それを一課長に転嫁をして、しかもその問題を指摘するのに全員協議会だけでも、派閥の勉強会に、しかもマスコミの記者まで動員してやるというのは、これは全く誤りであったと認めるべきじゃないかと思うんだけど、なかなか認めないけれども、これらの様々な失政を考えると、町民に謝罪の必要がある。前回もお聞きしたんですけども、退職金は返金すべきじゃないか、最初のときに3割減俸するなんて言って、それを次、無競争だったから手元に戻しちゃったり、非常にこそくなことをやっているけれども、ここでその謝罪をしたらどうかと提案します。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作） （8）番の質問ということでありますけれども、3期12年、私は町民福祉を増進するため、地域振興、そして農業、教育、文化、福祉の向上を図ってまいりました。そういうことで議員各位や町民に対しても公平、平等に接して政策を実行してまいりました。

先ほどの入札においても関係法令に基づきまして適正な執行をしてきたということであり  
ます。こういったことから、ご指摘には当たらないというふうにご答弁申し上げます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 時間もなくなったので、この問題は何回やっても前にもやっている  
んだけど、駄目なようだから、別な方法で私はPRをしていきたいと思います。

最後の町議選での戸別訪問は違法ではないのかと、選挙管理委員長が出席でございます  
のでお尋ねを申し上げます。

今回の町議選でも大変違反の戸別訪問が非常に多く行われた。成田の老人クラブの会議中  
にそこを戸別訪問して、そして一時中断させるなんていう非常識な行為もあったんです。だ  
から、それを本当に議長まで経験した人が積極的に先導、案内していると。これはやっぱり  
是正をすべきではないかと思うんです。

その議員は、3年前の選挙のときにも私を落としかけて、子分を使って成田の南と北から  
毎日一番乗りして連呼行為を繰り返していました。その車が今度私の近くに来ると、車から  
降りて私の隣近所を一軒一軒戸別訪問して歩いたんです。非常に選挙法を冒瀆するような行  
為をやっているんです。これは新人なら分からなかったで済むけれども、分からないにして  
は非常に悪質だ。これに対して選挙管理委員長の見解を求めるものであります。戸別訪問は  
公職選挙法の138条ですか、これで禁止されている行為だと思うんですが、いかがでしょ  
うか。

○議長（古川文雄） 質問に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公職選挙法第138条に、議員の方が今おっしゃったように、138条の規定におきましては  
選挙に関し何人、これは候補者、第三者の別を問わずに選挙人の居宅を訪ねて投票を依頼し  
たり、投票を得させないような依頼をしたりするような行為につきましては、戸別訪問とし  
て一切禁止されているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 議員何期もやっても分からないような人がいるものですから、今度、  
周知徹底をするように要望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

◎休会について

○議長（古川文雄） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日6月15日から6月16日までの2日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、6月15日から6月16日までの2日間を休会とすることに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時22分

第 4 号

## 令和4年第12回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号の追加3）

令和4年6月17日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第234号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第235号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第236号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第237号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第238号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第239号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第240号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 発議第 6号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について
- 日程第 9 請願・陳情について
- 総務文教常任委員長報告
- 日程第10 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

追加日程第12 意見書案第13号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）

追加日程第13 意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

追加日程第14 意見書案第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

---

### 出席議員（12名）

1番 畑 幸一

2番 込山靖子

3番 吉田孝司

4番 角田真美

5番 橋本喜一  
7番 小林政次  
9番 大河原正雄  
11番 円谷寛

6番 菊地洋  
8番 渡辺定己  
10番 今泉文克  
12番 古川文雄

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作	副町長	小貫忠男
教育長	渡部修一	総務課長	橋本喜宏
税務町民課長	倉田知典	福祉こども課長	柳沼和吉
健康環境課長	大木寿実	産業課長	菊地勝弘
上下水道課長	大河原正義	都市建設課長	吉田竹雄
教育課長	根本博	会計管理者兼 出納室長	佐藤喜伸
農業委員会 農事務局長	円谷康誠	農業委員 会長	菊地栄助
選挙管理 委員会委員長	草野孝重		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主事	本田真子
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

---

◎議案第234号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第1、議案第234号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいま上程されました議案第234号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の208ページをお願いします。

このたびの国民健康保険税条例の改正につきましては、令和3年度分の住民税確定申告による所得税と4月1日の算定基準日における国民健康保険被保険者数及び世帯数が確定したことにより、国保税算定に係る按分率の見直しを行い、一部税率の改正を行うものであります。

主な改正の要点につきましては、所得税や被保険者数の確定したことに加えまして、国民健康保険制度の広域化や令和3年度の特別調整交付金が減少したことに伴い、税率改正の中で一部是正を図ることにしたことでございます。

なお、本改正案につきましては、5月16日に国保運営協議会に諮問し、審議され、原案のとおり答申をいただきましたので、ご報告いたします。

議案書209ページをお願いします。

改正条文についてご説明申し上げます。

まず、医療費給付に係る第3条第1項における所得割額「100分の5.5」を「100分の6.27」に、同じく第5条における均等割額「1万8,000円」を「2万700円」に、第5条の2における平等割額「1万3,400円」を「1万5,000円」に改めるものであります。

次に、後期高齢者支援金に係る第6条における所得割額「100分の2.2」を「100分の2.25」に、第7条の2における均等割額「6,400円」を「7,000円」に、第7条の3における平等割額「5,400円」を「5,600円」に改めるものです。

次に、介護納付金に係る第8条における所得割額「100分の1.9」を「100分の1.99」に、同じく第9条の2における均等割額「8,300円」を「8,900円」に、同じく第9条の3における平等割額「4,200円」を「4,500円」に改めるものです。

また、第5条の2第2号、第3号、第7条の2第2号、第3号、第23号の各号における改正につきましては、特定世帯、特定継続世帯、2割、5割、7割軽減適用時の軽減などの改正であります。

議案書210ページをお願いします。

附則につきましては、1において、施行期日を公布の日から施行するとし、2においては、適用区分について改正後の規定は令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、上程されました議案第234号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第234号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。



したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第235号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第2、議案第235号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） おはようございます。

ただいま上程されました議案第235号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの請負契約につきましては、東北縦貫自動車道に架かる町道橋を国の道路橋定期点検要領に基づき健全性の診断を行った結果による修繕工事でありまして、桜岡地内にございます平林橋、五斗蒔町地内にございます五斗蒔橋とも防水工、ひび割れ補修工、剥落防止工、落下物等防止柵工が主な工事内容となっております。

211ページをお願いいたします。

今回の工事につきましては、5月26日に1者の参加により制限付一般競争入札を執行いたしましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的、高速道路跨町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）。
- 2、契約の方法、制限付一般競争入札。
- 3、契約の金額、1億4,740万円。
- 4、契約の相手方、福島県福島市町庭坂字堀ノ内3番地1、株式会社小野工業所、代表取締役社長、小野雅亮。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） お尋ねいたします。

私は今、この議案書に、入札業者と入札価格、いつも聞いていますので、お尋ねをしようと思つたらば、1者入札であつたというんですけれども、競争入札というんですから、1者入札というのはちょっと納得いかないです。どうして1者入札になつたのか説明してください。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

今回の高速道路に架かる町道橋の工事につきましては、制限付一般競争入札といたしまして、広くその業者を募集するために公告を行いまして、関東・東北管内で支店・本店を有している企業にその参加を申し上げました。その結果、手を挙げてくださったのが今回の会社しかなかったということでございます。

現在、高速道路の工事関係につきましては、ネクスコのほうで高速道路リニューアル工事というものを進めているところでございまして、業者に請け負っていただくのが、非常に業者を探すのが困難な状況というようなことがございます。ですので、いつもより広い範囲で参加してくださる業者の方、募集したのですが、手を挙げてきていただいたところが今回の小野工業所1者しかなかったというようなことでございます。

しかし、その1者でございますが、基本的には入札制度ということで実施をした、その適正な入札の結果、今回の契約をさせていただきたいということになつたことでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） やはりこれは競争入札というんですから、競争、業者にしてもらわなければ駄目なんです。やはり何かこれ問題があると思うんですよ。やっぱり努力が足りなかつたのか、それとも、あるいはこの高速道路の工事をやる資格が厳し過ぎるのか分からないですけれども、私は国鉄に在職しておりましたが、国鉄をまたぐ橋や、あるいはその下をくぐる工事は、国鉄の指名入札資格を持つ、そういう業者しかできなかつたんですね。そういうものがあるのかどうなのか。なぜ1者しか入札に応札する人がいなかったのかが、もう少し突き詰めて考えて、あれ、業者に競争してもらわないと。税金なんですからね、税金は無駄に使つてはならない。そういう立場で、もう少しこの辺は真剣に取り組んでもらいたいと思います。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

もともこの高速道路に架かる橋の修繕につきましては、その主体であるネクスコのほうに工事のほうはお願いしていたというような長年経緯がございます。昨今、先ほども申し上げましたように、高速道路のリニューアル工事でネクスコのほうが自分たちで手が回らないというような状況で、その工事、町道橋のほうについては市町村でやってくださいというような状況で、最近では市町村のほうで修繕工事を実施しているという状況でございます。

議員おっしゃるとおりにあくまで、やはり入札なので、1者より2者、2者より3者、5者、多くの会社で競争して入札を行っていただきたいということで私たちも考えてございまして、当初、福島県で大きい工事やると、大体東北6県に支社があるとか本社がある会社でやるんですが、今回は東京と関東、その会社等にも参加できるよう非常に範囲を広げたんなんですが、なかなかそれに応じていただけなかったというようなことでございます。

なお、1者でも多く入札に参加していただけるよう、今後のこれらについては検討していきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありますか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私のほうからは、この跨道の工事の件なんですけれども、まず、以前に岡ノ内橋のときに私は地域住民から、通行止めがあるので、早く解除してくれないかという話がありました。当時は田植えの時期であり、なかなかトラクターでそこを迂回するのも大変だということでお願いしましたところ、快く受けていただきまして開通させていただきました。

そういった経緯から、私、今回質問するわけでございますけれども、まず、この町の長寿命化修繕計画にも入るのかなとは思っておりますけれども、この平林と五斗蒔の橋ですね、両方とも、岡ノ内橋のような県道が通っている、国道、県道が通るような大きな橋ではないんですけれども、やはり農作業などで地域の方々が不便さはこの工事によって多大であると考えます。

地域住民の必要不可欠な跨道橋でありますので、工事により通行できない期間ができるだけ短くしていただきたい。それとも、常に空けていただくということで、そうなればこの契約の内容で、工事期間が示されていないということですので、工事の期間と、また、この小野工業所というのは私も知っておりますけれども、非常に大きな会社であります。福島県ではトップであります。東北地方でもトップクラス。ですから、こういった会社ですので、お

願いすれば、ある程度のことはやってくれるのではないかなど、私はそう考えておりますので、まず工事の期間と工事の制限についてお知らせください。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 4番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

まず、工事の期間につきましては、3月中旬を予定してございます。

議員おっしゃいますように高速道路に架かる橋は今までも工事をしてきてございますので、そこら辺の地域の住民の方との生活とか仕事する上での調整、ここら辺を十分図りながら工事のほうについては進めていきたいというふうに考えてございますので、十分考慮して進めていきたいと思っております。

以上、答弁をいたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第235号 高速道路跨道町道橋修繕工事（平林橋・五斗蒔橋）請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄） 起立多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第236号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第3、議案第236号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第236号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事請負契約の締結につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの請負契約につきましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業の第3工区の現在福祉センター建設しております、その北側に調整池を整備する工事であります。

面積につきましては、7,800平方メートル、掘削土量につきましては1万3,144立方メートルを計画してございまして、そのほか構造物工事、のり面の護岸工事や舗装工事が主な工事内容となっております。

212ページ、お願いいたします。

今回の工事につきましては、去る5月26日に4者の参加により制限付一般競争入札を執行いたしましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約の金額が9,449万円でございます。

4、契約の相手方、福島県須賀川市岩淵字明神前141番地の1、株式会社渡辺建設、代表取締役渡辺正広。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） お尋ねをいたします。

落札業者の契約価格が載せられていますけれども、そのほか3者の入札業者と入札価格を教えてください。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 11番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

消費税抜きで説明させていただきます。

まず、4者ございます。1者目が三金興業株式会社、9,297万円でございます。2つ目が三立土建株式会社郡山支店、9,256万円です。株式会社渡辺建設が8,590万円、4者目が壁巢建設株式会社、9,242万円でございます。消費税抜きの金額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第236号 鏡石駅東第1土地区画整理事業5号緑地（調整池）第2期工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第237号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第4、議案第237号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫忠男 登壇〕

○副町長（小貫忠男） おはようございます。

ただいま上程されました議案第237号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書214ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関係経費及び住民税非課税世帯臨時特別給付金事業並びに物価高騰に伴う学校給食費補助事業などの関係経費の補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,056万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,851万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、220ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（古川文雄） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、込山靖子議員。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 初めて質疑をさせていただきます。私の理念である主婦の目線からということと質問させていただきます。

議案書の224ページなんですけれども、それでちょっと気になったというか素朴な疑問でありますが、新型コロナウイルスワクチンの事業補助金とか国庫負担金ということと出ています。これは4回目のワクチン接種が対象だということなんですけれども、実績的に3回目を受けた方の人数といいますか、今後4回目を受けるであろう人数というのは確定されているんですか。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

今回の4回目のコロナワクチンの接種でございますが、現在の3回目の接種状況でございます。こちらが6月6日現在ということでございますが、こちらが全体で67.5%の接種率となっております。65歳以上につきましては3,281名で91.3%となっております。

今回4回目につきましては、60歳以上という形になってございまして、60歳から64歳までいきますと703名の方が実際3回目の接種を完了してございます。今回4回目接種につきましては、現在60歳以上ということで、該当される人数が4,414名となっております。そのうち3回目接種完了見込みという形を取りまして4,000名の方を今回計上させてござい

ます。

さらに、今回の4回目につきましては、18歳以上から60歳未満の方の基礎疾患を有する方、さらにはその他重症化リスクが高い、医師が認める方という形になってございまして、前回1回目から2回目、この基礎疾患等有する方が380名ほどいらっしゃいましたので、その辺見込みまして500名ということで、今回4回目接種の人数につきましては4,500名という形での予算の計上となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） 2番、込山靖子議員の再質疑を許します。

〔2番 込山靖子 登壇〕

○2番（込山靖子） 今回は、今その予算に上がったのがあくまでも4回目接種のワクチンということで4,500名を対象にしているわけですが、金額的に、ちょっと3,000万円近く予算として上げられて、その4,500人の人のために上がっているのはちょっとすごくなって、主婦の目線からいいますと思いました。

あと、今までのワクチン状況の中で、広報を私、確認したんですけども、接種状況を報告してあるのが12月だけなんです。それで、その後の4月、5月とか、集団検診というのは行われているんですけども、今、全国的にワクチンに対する不信感というのありまして、自治体によっては集団検診をしても、その希望者がゼロに近いということがあるとい報道もされています。

これはあくまでも私だけの見解ですが、ワクチン、メッセージRNAの安全性というのは実は確立されていなくて、治験も短いといえますか、結局そういうことで、副作用とかその他の副反応とか後遺症とかが危険視されている部分もありますから、そういった意味で、今後、そのワクチン接種をするというのは減るんじゃないかなと思っています。

これはワクチン接種というのはあくまでも任意ですから、決して強制もできないし、推奨という形もできないんですね、本来は。私は、町民の命と健康を守るというのがやはり使命だと思っていますので、だからやはりワクチン接種に関しては慎重に考えていく必要があるのではないかと思います。

それで、実際的に集団検診というのは4月と5月とかに行われましたけれども、その結果報告ですね、それぐらいは広報でも何人接種しましたよ的なことは必要なのではないかと思うんですよ。これだけの予算をかけているんですから。だから、広報にでも、12月以降は全然出ていないですけども、出して、住民に対しての状況を報告するのが必要だと思います。

あと、やはりそれだけの予算をかけるのですから、その効果があったのか、成果があったのか、その内容的にどれだけのことができたのか。お金をこれだけ幾ら使いましたという問題ではなくて、その使った金額に見合った内容の成果、効果があったのかのほうの方が大事な



ではないかと思っております。

以上です。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃいますとおり、その接種率が伸びないということにつきましての原因というのは、やはりオミクロン株により重症化が低いというような国等の報道もございます。さらには、副反応による懸念があるということもございまして接種率が伸びていないというような現状が国全体として確認されているという状況ではございます。

それらにつきましては、政府も、国も含めまして、そのワクチンの安全性と有効性という部分につきまして、各自治体等、広報活動に努めているというところでもございまして、先ほどのこれらの、これまでの経過等につきまして、広報紙のほうに12月号以降ないということでもございましたので、ホームページ等につきましては随時更新しまして掲載しているところでもございますが、広報紙につきましても、今後その状況等につきまして、随時報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 補正予算に対して質問をさせていただきます。

221ページに民生費国庫補助金の中の9節住民税非課税世帯臨時特別給付金事業補助金として2,000万円ですか、入っていますね。これは1戸当たり10万円の給付金だと思うんですけども、非常に数字がすっきりしているんですけども、10万円掛ける200世帯、こういうことで、町の非課税世帯というのはおよそこういう数字になるということなんでしょうか、それともまた別な計算式というか数字が入ってくるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） おはようございます。

11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

歳入中、非課税世帯の補助金でございますが、2,000万円ということで国庫補助を見込んでおります。内容につきましては、非課税世帯の200世帯分で、1世帯当たり10万円ですの

で2,000万円ということで計上させてもらっております。

これは令和3年度にも非課税世帯の給付金を年末から3月まで実施しております。昨年度給付した方を除いた分、いわゆる今年度新たに非課税になった分ということで、そういうイメージで200世帯ということで見込んでおります。

ご質疑に対するご答弁は以上でございます。ご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありますか。

6番、菊地洋議員。

〔6番 菊地 洋 登壇〕

○6番（菊地 洋） 6番の菊地です。

ただいま補正に対して質疑を1点だけさせていただきます。

223ページ、民生費の中の自治体オンライン手続推進事業の中身なんですが、手続推進事業で1,067万9,000円ですね。委託料なんですけれども、この中身はどんなふうな中身なのか教えていただきたいというふうに思います。。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳昭和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳昭和吉） 6番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

自治体オンライン手続推進事業の委託料でございますが、この対象となる手続につきましては、子育て関係、児童手当等の受給資格の認定申請、請求等、子育て関係が15手続、介護手続につきましては、要介護、要支援の認定申請とこれら11手続の申請関係をスマホとかパソコンで、オンラインで手続ができるものでございます。

委託料の中身につきましては、これらの電子申請に係るシステムの改修や関連機器、あとは電子申請管理のシステムの構築等に係る委託料でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

8番、渡辺定己議員。

〔8番 渡辺定己 登壇〕

○8番（渡辺定己） おはようございます。8番議員の渡辺でございます。

歳出の3款民生費、2項の児童福祉費の中で説明の欄、225ページ、子育て世帯生活支援特別交付金900万円となっておりますが、これは何世帯くらいに充当するのか、その内容を教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

民生費中の子育て世帯への特別給付金関係でございますが、金額といたしまして900万円ということで計上させていただいております。

この給付金につきましては、コロナの影響で、最近ですと食費等の高騰に直面する低所得の子育て世帯に対しての給付するものでございまして、事業主体としましては、県と市町村とで分けております。市町村につきましては、低所得のひとり親世帯のうち、その他の低所得の子育て世帯ということで、児童1名当たり5万円の給付でございます。

町につきましては、対象児童数を180名ということで見込んでおりまして、1人5万円ですので、900万円というようなことで予算計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

4番、角田真美議員。

〔4番 角田真美 登壇〕

○4番（角田真美） 私のほうからは、マイナンバーカード、223ページのこの金額を申し上げるのではありません。

実は、他の自治体でマイナンバーカードの内容が漏えいしたというのが新聞で報道されました。このようなことがあっては絶対ならないですけれども、こういったことがマイナンバーカードの普及の妨げになっているのではないかなと私は思っております。

ということで、我が町でも当然セキュリティーはきちりしているとは思いますが、そういったことを懸念して加入しない方が町にはおるんじゃないかなと私は思っております。

そこで、町としても度々、いろいろな面で普及に関して情報は流しておりますけれども、今後、普及率をアップするためにもやっていかないと、このようなことが続いていたのではいつまでたっても普及しませんので、そういった町のほうの覚悟をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） 4番議員のご質疑にご答弁いたします。

私のほうでも、そのマイナンバーカードの情報が漏えいしたということは新聞報道等で認識をしております。当然これはあってはならないことということで、それも一つの要因として、一番やっぱり普及率がなかなか進まないのは、手続が面倒であるということ。やはり取

りに来なきゃいけない、申請をしなきゃいけないと、何回も、特に働いている方は昼間の時間だけということになっております。

そこで、今年度、新規事業としましてマイナンバーカードの円滑化事業ということで、民間活力を使いまして、今、5月の18日から2名ずつなんですけど、それを実施しております。ただし、その使うタブレットみたいなものなんですけど、それを使うと役場のほうでもそこから申請できる、そして、本人確認終わっていますので郵送で受け取ることができる、そういうことをやりたいと思ってやったんですけど、コロナウイルスに係る半導体不足で、その機器がまだ届いていないということで、今現在においては窓口対応で、来ている職員の方についても覚えていただくということもあります。当然、その中に情報の漏えいがあるってはいらないということで、その取扱い、そういうのも、今、逆にそちらのほうに重点的にやっているところでございます。町としては絶対そのようなことがないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古川文雄） 11番、円谷寛議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷ですが、今のマイナンバーカードでちょっと気がついたと申しますか、かねてからの疑問があるんですけども、新聞報道などでは、例えば健康保険証を代用させる、これに対して何かプレミアムというかおまけがついているんですね、5,000円だとか何か。これは町にとってメリットがあるんだか国にとってメリットがあるんだか分からないですけども、この趣旨と、町内での今の普及状況ですか、何件くらいカードに健康保険証を代用させているのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） 11番議員のご質疑にご答弁いたします。

今の健康保険証につきましては、マイナポイント7,500ポイントということで、こちらについては6月30日から、ひもづけは今できますが、そのポイントの申請については6月30日からということで、報道のほうで私どもは認識しております。

それで、町としてそのポイント何件しているかという把握、ちょっと今のところできていないんですけど、町内の今現在情報なんですけど、町内ではマイナンバーカードで保険証の代わりになるというところは全部で5か所ございまして、歯科が2件、あと薬局が3件でございます。須賀川ですと18件、総合で。郡山だと当然多いんですけど、99件。この辺は医療機関も結構上がっていますので、そういうところで利用価値が、ひもづけができるようになってきているというところでございます。

なお、マイナポイントにつきましては、先ほど4番議員からもご質疑あったんですが、今、そのために円滑化事業ということで、マイナポイントまでのご案内、そういうこともやっぱりやっつけていかないと、やはり複雑なものですから、そういうことも努めて、今後もしっかりと詰めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

8番、渡辺定己議員の再質疑を認めます。

〔8番 渡辺定己 登壇〕

○8番（渡辺定己） 224ページ、6款農林水産業費、3目の農林振興費、説明の欄の風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業、生産体制強化支援事業補助金763万円となっておりますが、これは団体に補助金出すのか、また、個人に出すのか。個人に出した場合は何名ぐらいの該当者なのか、それをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘） 8番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

こちらは実施主体が夢みなみ農業協同組合いちご専門部会鏡石支部でございます。ですから、こちらの補助金に対しましてはこの実施主体に支出をいたします。

実施の人数でございますが、6名で取り組むというような事業内容になっております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第237号 令和4年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第238号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第5、議案第238号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典） ただいま上程されました議案第238号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書229ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、国保税の改正での補正をするものです。

既定の歳入歳出の予算の総額に変更はなく、歳入歳出予算の金額は、議案書230ページの第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

詳細につきましては、議案書234ページからの事項別明細書により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（倉田知典） 以上、上程されました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第238号 令和4年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、換気のため、5分間休議といたします。

休議 午前11時05分

開議 午前11時11分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第239号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第6、議案第239号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第239号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

239ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業の採択内示に伴う事業の財源整理を行うものでございます。

内容につきましては、244ページからの事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（吉田竹雄） 以上、議案第239号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第239号 令和4年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第240号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第7、議案第240号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第240号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書248ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、鏡石浄水場完成記念としまして、オリジナルペットボトル水の購入費などの増額補正であります。

第2条収益的収入及び支出において、支出、第1款水道事業費を第1項営業費用の既決予定額に230万1,000円を増額し、2億8,869万円に、第2項営業外費用の既決予定額に99万9,000円を増額し、3,990万4,000円とするものです。

詳細につきましては、250ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（大河原正義） 以上、上程されました議案第240号の提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。



3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私のほうから質疑をさせていただきます。

ただいま上下水道課長からご説明ありましたとおり、補正予算の中で150万円の増がありました。というのは、鏡石浄水場オリジナルペットボトルの水購入の増ということで説明が書いてあります。

本会議開会日の町長説明の資料の中にも、秋頃に予定している鏡石浄水場の通水イベント関連の経費ということで書いてございましたので、今、課長説明の話にありましたとおり、通水イベントが行われるということですが、この概要について、予定をお尋ね申し上げたいのと、先般の臨時全協の中でも幾つかお伺いしましたが、鏡石浄水場で作られる水をペットボトルに詰めて、そこにさらに塩素化するのかどうか分かりませんが、ペットボトルの中にそういった水を入れて、それを1万本作成して、そういうイベント等で配るといった話だったんですが、そのもう一度水の作り方といいますか、どんな形でペットボトル化して配布するのかといったところまで、もう一度ご説明を願いたいというふうに思います。

ちなみに、そういったものを製作するのに頼もうとしている業者はどんな業者を考えているのか、そういったところもお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○議長（古川文雄） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、通水イベント関連でございます。先日は施設の完成というふうなことで落成式等行いましたが、本稼働といいますのは今後、調整中でございますので、その調整が終了する予定の秋口以降、町の世帯のほうに鏡石浄水場の水というのが通水されることとなりますので、そういったところで通水イベントを開催させていただきまして、皆様のほうに広くPRをしていくというふうに考えているところでございます。

ですので、通水イベントですので、新しい鏡石浄水場を会場としましたイベントとなるような想定をしているところでございます。

次に、今回のペットボトルの作り方といいますか、そういったところのお話になりますが、こちらにつきましては、鏡石浄水場、新しい浄水場で作られた水といったものを使ったペットボトルとなりますので、まずはその鏡石浄水場から水をくみ上げまして、そちらのほうをペットボトルを作る業者の施設のほうにまず運ぶといった作業が出てきます。その業者のほうで、さっきも話が出ました脱塩処理ということで塩素の処理といったところと、あとは検

査関係を行うような形になります。そのほかといたしまして、ラベルの作成や段ボールの作成と、そういったものを行いまして、このペットボトルのほうの購入のほうを行っていくというふうな形になってございます。

なお、このペットボトルの業者でございますが、県内でも他自治体のほうでペットボトル水の購入といったものをしてございますので、そういった他自治体でお願いをしている業者などを参考にいたしまして、業者のほうにつきましてはこちらのほうで選定のほうをしたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

3番、吉田孝司議員の再質疑を認めます。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 先ほど、私もう一度追加で聞けばよかったです、今、課長の説明があったとおり、浄水場でできた水ですね、これにおいて、大体私、計算したんですよ。500ミリリットル1万本ですから、大体5トンぐらいの水をタンクローリーか何かで運ぶのかななんて思って計算してはありました。それを業者に運んで、ペットボトルに詰めてラベルを貼ってという形で作られるという構想なんだろうと思いますが、私が一つ危惧しているのは、この水の安全性は高いんだと思うんです、鏡石浄水場の水はですね。ただ、この水に、さらに恐らく塩素処理をして、賞味期限あるいは期限が定められたような水、前の説明だと3か月程度だという話聞いたと思うんですが、要するに鏡石浄水場の水がきれいである安心で安全な水だとうたっている、それになおさら今度塩素を加えてペットボトル化してということになると、私は逆にそのいい水が損なわれちゃうのではないかというふうに思っております。この辺は町としてはどのようにお考えか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（古川文雄） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） 3番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

ただいまのご質問は、ペットボトル水の安全性というふうな内容のご質疑かと思えます。

まず、ペットボトル水の作成につきましては、先ほどもその水質検査といったところでお話しをさせていただきましたが、ペットボトルに充填する水につきましては、水質検査、国の基準に基づいた水質検査を行ってボトル詰めしますので、安全性については十分に考慮されているものというふうに考えているところでございます。

また、塩素のお話もちよっと出ましたが、基本的に鏡石浄水場の中で塩素処理といったものを行いますので、新たに塩素処理をするというふうな形ではなくて、逆に塩素を抜くと、

ペットボトルにする場合には塩素を抜くというふうな作業が追加されるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

7番、小林政次議員。

〔7番 小林政次 登壇〕

○7番（小林政次） 今の関連なんですけれども、オリジナルペットボトル水ですか、これについてでございますが、今、第5次拡張事業ですね、それやっています、起債がかなりの金額になって、これからはかなり厳しくなると思うんです。それで今回このイベント等にペットボトル水を配布して、それが好評であったならば、将来的にはそれを商品化する考えがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄） 執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 大河原正義 登壇〕

○上下水道課長（大河原正義） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

商品化というふうなお話でございますが、こちらにつきましては、現在のところ、まだ商品化までいくかどうかというふうなところまでは検討はしておりませんが、このペットボトル水、好評であれば、そういったことも今後検討はしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 私、3番議員、吉田孝司は、本案に対しての反対討論を申し上げたいと思います。

といたしますのは、先ほど課長の答弁の中で、この通水イベントについて、これは私も賛成であります。秋頃に行われることについては、何も私は異議ございません。そしてまた、本当に、先ほど小林議員からあったように、確かにこの水道事業の中で本当に、それこそ来年

度あたりには水道料金の値上げが見込まれている中で、この150万円の支出、通水イベントに係るものとしては、私はいたし方ないのかなと、イベント事業としては、思っているんですが、もう少し違う事業を考えたらいいんじゃないのかなと思っております。

というのは、ペットボトルにして水を詰めて配るよりも、私が考えているのは、例えばそれこそ鏡水苑のマーク、名前等でき上がりましたから、それを入れたちょっとした簡単なマイカップといいますか、ボトルではなくてマイカップ、グラスですね、これをお配りして、それこそ1個100円もかからないくらいでできると思いますから、それをお配りをして、それを持って浄水場に行こうと。浄水場のところにせっかく造りました井戸ですね、ああいったものを、昔ながらのものを活用してもらいながら、実際に水も飲んでもらうと、そういうほうが私はいいいんでないかと、本当の意味でのPRにつながるんじゃないかと思っています。

水の安全性の件では、安全性は確かめられているということもお話聞いたんですが、わざわざ塩素処理するよりは、あそこで出てくる水を、本当に新鮮な水を、町長がおっしゃっているように安心安全な水で、なおかつ、それプラス新鮮な水ということでぜひとも浄水場に足を運んでもらって、そこで飲んで水を飲んでもらう、そういうPRをしていくとか、あるいは、もちろん秋からは今度我が家の水道の蛇口からも同じ水が出てくるわけですから、そういったものを飲んでいただくという形で、せっかくお配りしたものが再利用、再活用されないような形じゃなくて、それこそ今、3Rの時代ですから、3Rの時代を考えるならば、ペットボトルというごみを出すじゃなくて、ぜひともそういう商品化といいますか、物にして、実用化されるものを作ったほうがいいのではないかと私は思ひまして、その件を含めますと反対討論せざるを得ないということで申し上げさせていただきます。

○議長（古川文雄） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第240号 令和4年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄） 起立多数であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第8、発議第6号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） 3番議員、吉田孝司でございます。

ただいま上程されました発議第6号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について、議案をご説明申し上げたいと思います。

議案書をご覧いただければと思います。

朗読させていただきます。

発議第6号 令和4年6月1日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

賛成者、鏡石町議会議員、円谷寛。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について。

地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条に定める特別委員会を設置したいので、上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。

令和元年10月東日本台風により、阿武隈川では、堤防決壊、越水、溢水により、事業所、家屋等の浸水等、甚大な被害が発生した。また、阿武隈川本線の水位上昇に伴い、支川の氾濫や内水被害等も発生した。この災害に対して、関係機関が連携して取りまとめた「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、国・県・市町村が連携し、築堤、河道掘削、遊水地整備等の治水対策がおおむね10年で実施される予定である。このプロジェクトは、ハード整備・ソフト対策が一体となった、流域全体における総合的な防災・減災対策を行うことにより、浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指すものとされている。

そのような中で、わが町においては、成田地区における広大で肥沃な農地や約70戸にも及び宅地を犠牲にしての遊水地整備事業が計画されているものの、現状にあっては地域住民への情報提供や理解が十分に得られておらず、わが町としても改めて地域住民の意向を調査して、遊水地整備事業の是非を問う必要性や、今後の移転用地交渉・賠償問題などの難題に直面することが見込まれていることから、鏡石町議会においても専ら当該事業に係る特別委員会を新たに設置し、鏡石町成田地区遊水地整備事業を含む「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」に関して求められる広範にわたる事項を調査・研究すること、及び、町執行部だけではなく国や県などの関係機関に対しても政策提言や陳情活動を行うこと、さらには、鏡石町

成田地区遊水地整備事業課を含むが「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」に対する町民意識を高揚させることなどを目的として、この特別委員会を設置するものであります。

次のページをご覧ください。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置について。

1 委員会の名称 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会でございます。

2 付議事件 国による「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の一環として、鏡石町成田地区において計画されている遊水地整備事業に関して必要となる広範にわたる事項でございます。

3 委員定数 議長を除く議員全員11名でございます。

4 委員長及び副委員長 おのおの各1名でございます。

5 期間 議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続するものでございます。

以上、提出者からご説明を申し上げました。どうぞ皆様、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、渡辺定己議員。

〔8番 渡辺定己 登壇〕

○8番（渡辺定己） ただいま上程されました発議第6号でございますが、この遊水地問題でございます。国の主導による3町村にまたがる大型プロジェクト事業であります。

3町村による要望活動を行うなど、いろいろと要望しておるところでございますが、その中で2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、この委員会は3町村と組んで行うのか、町単独で行うのか、それを伺いたいと思います。

もう1点は、先だって行われました町議選の補選でございますが、私ども、込山靖子候補の街頭演説をやったときにずっとついてくる車があったんですよ。何ですかと聞いたら、いや、実は私はこの遊水地計画は反対なんだと。何ですかと聞いたら、値段がでたんですよ。平米7,000円、坪2万ですよ。これじゃ家になりませんと。だから私反対するんだ。誰が言ったんですかと聞いた。あなた国土交通省では値段の交渉まではいっていないはずですよ。だって偉い人が言ったんだって。どの偉い人が言ったんですかと。そうしたらば、そろそろ出してきたのがこの文書で、町政刷新の吉田孝司議員が出した、当時は議員でなかったですけども、この文書が出てきたんです。平米7,000円、坪2万というのはどこから引用したのか、誰に聞いたのか、その点をしっかりとお答え願いたいと思います。

成田の皆さんは、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに対する町民の高揚させるということがここにうたっておりますが、その人が下を見ながら言っていました。だから、やはり高揚させるような案件でやるようにこれから対処していかなければならないと、そのように思っているところですから、説明のほどよろしくお願いたします。

○議長（古川文雄） 質疑に対する答弁を求めます。

3番、吉田孝司議員。

〔3番 吉田孝司 登壇〕

○3番（吉田孝司） ただいま8番議員から質疑のあった2点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、この特別委員会設置後について、3町村と組んで行う予定か、あるいは単独かということですが、恐らく3町村で、それこそ執行のほうは3町村連携しながらやっているとおりの、最終的には議会のほうも3町村組んで、3町村の議会が組んでということとは考えております。

しかし、まずこの特別委員会が立ち上がらないことには、鏡石町で立ち上がらないことには何も始まりません。そしてまた、地方自治の原則である、この鏡石町の町民の声を議会がそれを承って活動すると、そしてそれは執行と車の両輪として、二元代表制の下やっていくというのが、これが地方自治の原則でありますから、まずもって、その原則に従えば、他町村のことは後回しだということであります。しかし、もちろん連携の重要性も分かっておりますので、それは特別委員会が立ち上がり、他の町村の動向も見ながら、できることならば協力をしてやってまいりたいと思います。

2点目でございますが、補選に関して、私も候補者でございましたが、おかげさまで当選をさせていただきまして、今こうやっておるわけです。その中で、私が選挙の前に新聞折り込み等で入れた町政刷新についてのお尋ねというふうに思っておりますが、私が書いてあることは、日本国憲法に定められている政治活動の自由あるいは表現の自由に基づいて記載したものでございます。もちろん当然のことながら、政治家になる者は根拠がないような発言はしてはならないと思っておりますが、しかし、私はあの時点ではまだ候補者でもありませんでしたし、一町民としての声を述べさせていただきました。

しかし、私がたくさんの方々との交流をする中で、そういうふうな話が聞こえてきたという事実はございます。ただ、これが誰と交流して誰に聞いたかというふうな、それは私はこの場ではお答え申し上げられません。また、私にそういった記憶もありません。

ですから、これについてお質しをするということであれば、また別の場を設けていただいでお質しをしていただいで、私も一生懸命思い出したいとは思いますが、なかなか多忙な時期であったものですから、それについては、私は今のところお答えができないというのが

現状であります。

以上でございます。

○議長（古川文雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第6号 鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の設置についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（古川文雄） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の委員に、1番、畑幸一議員、2番、込山靖子議員、3番、吉田孝司議員、4番、角田真美議員、5番、橋本喜一議員、6番、菊地洋議員、7番、小林政次議員、8番、渡辺定己議員、9番、大河原正雄議員、10番、今泉文克議員、11番、円谷寛議員の11名を指名いたします。

ここで、本特別委員会の正副委員長を選任のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時45分

開議 午前11時52分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会正副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

鏡石町成田地区遊水地整備事業調査特別委員会の委員長に、3番、吉田孝司議員、副委員長に11番、円谷寛議員が選任されました。



---

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄）　　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

---

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄）　　日程第9、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託しました請願・陳情7件について、初めに請願第1号及び第2号の2件を一括審議とし、次に、陳情第16号から第20号の5件を一括審議としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄）　　異議なしと認めます。

したがって、初めに請願2件を一括審議とし、次に、陳情5件を一括審議とすることに決しました。

初めに、請願第1号 交通弱者への対応策に関する請願書について及び請願第2号 鏡石町民プール「すいすい」への送迎車の運行再開に関する請願書について、総務文教常任委員長より一括報告を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋）　　ご報告申し上げます。

一括の請願につきましてご報告をいたします。

令和4年6月17日、鏡石町議会議長、古川文雄様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。請願審査報告書。

本委員会は、令和4年6月13日に付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和4年6月16日、開議時刻、午前9時56分、閉会時刻、午前11時52分、出席者、委員全員、開催場所、第一会議室。

説明者。紹介議員、吉田孝司、総務課、橋本課長、河合副課長、関根副課長。

付託件名。請願第1号 交通弱者への対応策に関する請願書。

審査結果。請願第1号は採択すべきものと決した。

審査経過。請願第1号については、紹介議員及び担当課（総務課）の意見、説明を求め、審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

続きまして、第2号についてご報告いたします。

令和4年6月17日、鏡石町議会議長、古川文雄様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。  
請願審査報告書。

本委員会は、令和4年6月13日に付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和4年6月16日、開議時刻、9時56分、閉会時刻、午前11時52分、出席者全員、開催場所、第一会議室。

紹介議員、吉田孝司。教育課、根本課長、圓谷副課長、館川副課長。

付託案件。請願第2号 鏡石町民プール「すいすい」への送迎車の運行再開に関する請願書。

審査結果。請願第2号は採択すべきものと決した。

審査経過。請願第2号については、紹介議員及び担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見。町民プールだけで検討するのではなく、町全体の交通弱者対策と併せて検討すること。

以上2件、ご報告申し上げます。

○議長（古川文雄） これより総務文教常任委員長総務の報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより、各請願の討論、採決を行います。

初めに、請願第1号 交通弱者への対応策に関する請願書について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第1号 交通弱者への対応策に関する請願書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、請願第2号 鏡石町民プール「すいすい」への送迎車の運行再開に関する請願書について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第2号 鏡石町民プール「すいすい」への送迎車の運行再開に関する請願書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第16号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情から陳情第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書までの陳情5件について、総務文教常任委員長より一括報告を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋 登壇〕

○6番（総務文教常任委員長 菊地 洋） ご報告申し上げます。

令和4年6月17日、鏡石町議会議長、古川文雄様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。陳情審査報告書。

本委員会は、令和4年6月13日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、令和4年6月16日、開議時刻、9時56分、閉会時刻、午前11時52分、出席者、委員全員、開催場所、第一会議室。

説明者。総務課、橋本課長、河合副課長、関根副課長。

付託件名。陳情第16号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情。

審査結果。陳情第16号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第16号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め、審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

次に、陳情第17号、出席者、総務課、橋本課長、河合副課長、関根副課長。

付託件名。陳情第17号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。

審査結果。陳情第17号は、不採択とすべきものと決した。

審査経過。陳情第17号については、担当課（総務課）の意見・説明を求めた結果、挙手多数で不採択とすべきものと決した。

意見なし。

続いて、付託案件、陳情第18号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情。

審査結果。陳情第18号は継続審査とすべきものと決した。

審査経過。陳情第18号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め、審査した結果、全会一致で継続調査とすべきものと決した。

続いて、陳情第19号です。

付託件名、陳情第19号、出席者、教育課、根本課長、圓谷副課長、舘川副課長。

付託件名。陳情第19号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

審査結果。陳情第19号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第19号については、担当課（教育課）の意見、説明を求めた結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

続きまして、付託案件の陳情第20号について。

出席者。総務課、橋本課長、河合副課長、関根副課長。

付託件名。陳情第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

審査結果。陳情第20号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第20号については、担当課（総務課）の意見、説明を求め、審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これより、総務文教常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより、各陳情の討論、採決を行います。

初めに、陳情第16号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第16号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第17号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第17号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について、本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第18号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第18号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第19号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第19号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択

すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第10、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員長からの申出のとおり所管事務調査を実施することに決しました。

---

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 零時 11分

開議 午後 零時 13分

○議長（古川文雄） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加

○議長（古川文雄） ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、意見書案第13号を日程第12として、意見書案第14号を日程第13として、意見書案第15号を日程第14として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎意見書案第13号～意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄） 日程第12、意見書案第13号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書(案)及び日程第13、意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)並びに日程第14、意見



書案第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の3件を一括議題としたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、意見書案3件を一括議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

6番、菊地洋議員。

〔6番 菊地 洋 登壇〕

○6番（菊地 洋） 趣旨説明を申し上げます。

令和4年6月17日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。

賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第13号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）。

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、さらに独立個室型のトイレを設けたときは……

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（菊地 洋） ただいま朗読省略がありますので、まとめさせていただきます。

記。

1、厚生労働省は、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないようにされたい。

2、国（内閣府）は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれからトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとられたい。

令和4年6月17日、鏡石町議会。

内閣総理大臣様、厚生労働大臣様。

次に、意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の

十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から11年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（菊地 洋） 朗読省略がありました。まとめさせていただきます。

記。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和5年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和4年6月17日。

復興大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様、財務大臣様。

鏡石町議会。

次に、意見書案第15号についてご説明いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

今、地方公共団体には、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取り組み、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域……

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（菊地 洋） まとめさせていただきます。

記。

1、度重なる自然災害への防災・減災への取り組みや災害復旧、社会保障の維持・確保、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それらを支える人件費を含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。

また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を

行うこと。

4、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。

また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については令和4年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

6、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。

また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

令和4年6月17日、鏡石町議会。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、内閣府特命担当大臣（地方創生）様、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）様。

以上でございます。

○議長（古川文雄） これをもって、意見書案3件の一括説明を終わります。

これより意見書案3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより意見書案ごとの討論、採決を行います。

初めに、意見書案第13号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第13号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（古川文雄） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（古川文雄） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 遠藤栄作 登壇〕

○町長（遠藤栄作） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る13日から本日までの5日間にわたり、全24議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり承認、議決賜りました。ここに厚くお礼を申し上げるとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

最後に、今定例会は、私の任期中での最後の町議会定例会となりました。平成22年6月に町長に就任し、その9か月後にあの東日本大震災が発生し、我が町も惨たんたる被害を受けました。一日も早い復旧復興を進めることができましたことは、町民の皆様の助け合いと、そして協力、そして議会の皆様の力強いご支援があったからこそ、災害発生から2年11か月で復旧復興のシンボルとも言える第一小学校校舎改築を成し遂げることができ、子供たちの笑顔も見ることができました。

その後も、台風など度重なる災害等にも見舞われましたが、乗り越えることができました。

また、ピンチをチャンスに、多くの事業にも取り組み、前に進めることができました。改めて議員の皆様には、3期12年にわたりご支援をいただきましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

議員各位にはご自愛をいただき、ますますご健勝にてご活躍されますことと、鏡石町の限りない発展をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄） これにて第12回鏡石町議会定例会を閉会といたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時30分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和4年6月17日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 込 山 靖 子

署 名 議 員 吉 田 孝 司

署 名 議 員 角 田 真 美